

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和5年9月21日 午前9時57分～午後5時31分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	阿久根 憲 造	委員	中 島 由美子
副委員長	犬 井 美 香	委員	下 園 政 喜
委員	瀬 尾 和 敬	委員	帯 田 裕 達
委員	井 上 勝 博	委員	委 員 落 口 久 光
委員	川 添 公 貴		

○その他の議員

議 員 新 原 春 二

○説明のための出席者

市民安全部長	上 戸 理 志	保険年金課長	山 元 茂
次長（危機管理担当）	遠 矢 一 星	高齢者医療グループ長	西 浩 行
市民課長	川 崎 朋 子	医療対策監	古 里 洋 一 郎
防災安全課長	森 山 勝 男	市民健康課長	久 保 淳 一
原子力安全室長	宮 田 高 敬		
環境課長	奥 平 幸 雄	消防局長	石 原 浩 之
税務課長	川 畑 央	消防総務課長	前 田 隆 盛
収納課長	国 分 修	警防課長	濱 田 浩
		予防課長	藤 井 二 信
		通信指令課長	元 島 猛
保健福祉部長	小柳津 賢 一		
社会福祉課長	紙 屋 一 朗	水道局長	今 井 功 司
障害福祉課長	加治屋 光 久	経営管理課長	橋 口 公 男
高齢・介護福祉課長	中 俣 賢 一 郎	上水道課長	西ノ園 裕 治
保護課長	新 川 皇 祐	下水道室長	松 野 信 作
子育て支援課長	前 門 宏 之	室長代理	福 留 裕 二
保育グループ長	田 中 大 蔵		

○事務局職員

議会事務局長	田 代 健 一	課長代理兼議事グループ長	上 川 雄 之
議事調査課長	久 米 道 秋	主幹兼管理調査グループ長	原 浩 一

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第101号 決算の認定について（令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	消 防 総 務 課
議案第101号 決算の認定について（令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算） 議案第102号 決算の認定について（令和4年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算） 議案第103号 決算の認定について（令和4年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算） 議案第111号 剰余金処分及び決算の認定について（令和4年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び令和4年度薩摩川内市水道事業会計決算） 議案第112号 剰余金処分及び決算の認定について（令和4年度薩摩川内市簡易水道事業剰余金処分及び令和4年度薩摩川内市簡易水道事業会計決算） 議案第113号 剰余金処分及び決算の認定について（令和4年度薩摩川内市下水道事業剰余金処分及び令和4年度薩摩川内市下水道事業会計決算）	経 営 管 理 課 上 水 道 課 下 水 道 室
議案第101号 決算の認定について（令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	市 民 課 防 災 安 全 課 原 子 力 安 全 室 環 境 課 税 務 課 収 納 課
議案第101号 決算の認定について（令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算） 議案第108号 決算の認定について（令和4年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）	市 民 健 康 課
議案第101号 決算の認定について（令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	社 会 福 祉 課 障 害 福 祉 課
議案第101号 決算の認定について（令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 （ 社 会 福 祉 課 ）
議案第109号 決算の認定について（令和4年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第101号 決算の認定について（令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	保 護 課 子 育 て 支 援 課
議案第101号 決算の認定について（令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算） 議案第107号 決算の認定について（令和4年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算） 議案第110号 決算の認定について（令和4年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）	保 險 年 金 課 （ 税 務 課 ） （ 収 納 課 ）

△開 会

○委員長（阿久根憲造）ただいまから、生活福祉委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めます。

ここで、本日の審査に当たりまして、留意事項を申し上げます。

まず、審査は決算認定議案のみを行い、所管事務調査は行いませんので、質疑をされる場合は、決算と関連したものとなるように御留意ください。

また、各課の審査の冒頭に、部長等から決算の概要として主要施策の結果の概要説明を受けた後、課長等から決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしく願います。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

△消防総務課の審査

○委員長（阿久根憲造）それでは、消防総務課の審査に入ります。

△議案第101号 決算の認定について
(令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長（阿久根憲造）議案第101号決算の認定について（令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題といたします。

初めに、決算の概要について、局長の説明を求めます。

○消防局長（石原浩之）それでは、消防局の決算の概要につきまして御説明いたしますので、決算附属書の148ページをお開きください。

主要施策のうち、1の常備消防体制の強化につきましては、火災予防、消防及び救急救助体制の充実強化を図るため、車両等の資機材の更新整備を行うほか、消防職員の資質の向上のための各種研修派遣や、防災研修センター利用促進により市民の防火意識の啓発を図ったところでございます。

主な事業といたしましては、墜落制止用器具購

入、上甌分駐所非常用発電設備改修工事、消防ポンプ自動車・救助工作車の購入等を実施したところでございます。

次に、中ほどの右側の表になりますが、火災、救急、救助発生件数の対前年比であります。いずれも増となっているところでございます。特に救急件数につきましては、平成16年市町村合併以降、最多となったところでございます。

次の表の消防職員の派遣研修でございますが、消防大学の消火特別講習、消防学校の初任科など各種専門教育への派遣、その他研修では、指導救急救命士の養成研修、警防実務など、各種研修に職員を派遣したところでございます。

次に、防災研修センターの来館者数でございますが、前年と比べて増加し、今年の6月4日には来館者が5万人を達成したところでございます。

続きまして、2の非常備消防体制の強化につきましては、消防団の各施設及び資機材の更新のほか、消防団員の資質の向上や現場活動での安全対策を図り、地域住民と一体となった防災環境づくりの各種事業を行ったところでございます。

主な事業といたしまして、消防団員の活動拠点の施設整備事業として、朝陽分団朝陽部車庫詰所新築工事をはじめ、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、普通積載車、小型動力ポンプの購入等の事業を実施したところでございます。

次に、消防団員の派遣研修につきましては、県消防学校への派遣、その他研修では、新入団員に対して本市独自の研修を実施したところでございます。

○委員長（阿久根憲造）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（前田隆盛）それでは、歳出について説明をいたします。

決算書の188ページ下段から190ページになります。

9款消防費1項消防費1目常備消防費の支出済額は、13億6,055万4,337円です。

右側備考欄、事項の常備一般管理費は、職員159人分の給与費等ほか、消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託等、消防局全般に関わる事務管理及び庁舎等の維持管理に要する経費等でございます。

事項常備消防車両管理費は、常備消防車両の車

検及び法定点検並びに特殊車両の保守点検整備が主なものになります。

190ページ中段を御覧ください。

2目非常備消防費の支出済額は、1億6,080万2,747円です。

事項非常備消防一般管理費は、主に消防団員1,214人分の団員報酬及び費用弁償のほか、県市町村総合事務組合消防補償等事業負担金等が主なものでございます。

事項非常備消防車両管理費は、消防団関係車両の燃料及び車検、法定点検が主なものになります。

3目常備消防施設費の支出済額は、2億2,939万62円です。

事項の常備消防施設費は、東部消防署女性用宿直施設設置工事設計業務委託及び上飯分駐所非常用発電設備改修工事が主なものでございます。

また、翌年度繰越額欄の繰越明許費では、東部消防署訓練棟の解体工事について早急な解体が必要な状況があり、12月補正で計上し、年度内の完成ができないことから、繰越しをしたものでございます。

192ページを御覧ください。

事項常備消防車両購入費は、救助工作車1台、消防ポンプ自動車1台の経費でございます。

4目非常備消防施設費の支出済額は、1億3,648万8,642円です。

事項非常備消防施設費は、朝陽分団朝陽部車庫詰所新築工事及び解体工事で、令和3年度繰越分の耐震性貯水槽設置工事になります。

事項非常備消防車両購入費は、消防ポンプ自動車3台、小型動力ポンプ普通積載車3台、小型動力ポンプ2台を更新整備したものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

決算書の34ページを御覧ください。

15款使用料及び手数料1項8目消防使用料は、それぞれの敷地内の電柱、電話柱等の行政財産使用料でございます。

続きまして、38ページを御覧ください。

同款2項8目消防手数料は、危険物関係手数料になります。

次に、54ページを御覧ください。

17款2項7目消防費補助金1節消防費補助金は、小型動力ポンプ1台を鹿島分団2部に整備した特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、補

助率は10分の8です。小型動力ポンプ普通積載車2台を水引分団水引部と港部に整備した石油貯蔵施設立地対策等交付金で、補助率は定額でございます。

続きまして、60ページを御覧ください。

17款3項8目消防費委託金は、権限移譲事務委託金で、花火打ち上げ等に伴う煙火消費許可申請に係る事務委託金です。

次に、62ページになります。

18款1項1目財産貸付収入は、4消防署の自動販売機設置に係る貸付料53万9,880円です。

次に、82ページになります。

22款諸収入の雑入で、消防局所管分は備考欄中段の9件で、合計825万9,194円で、主なものは、通信指令共同運用事業負担金、自動車損害保険金、職員宿舍家賃収入などです。

最後に、財産に関する調書のうち、消防局所管分の消防施設につきましては356ページに、車両防災緊急用具類につきましては361ページに記載してございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（瀬尾和敬）冒頭、局長の説明の中で、救急の搬送が合併後最多と言われました。合併後最多というのを聞いて、これはちょっと聞きづてならないなと思ったんですが、この要因というのはどういうものだったのか。今後の見通しとか、そういうのを説明をお願いします。

○警防課長（濱田 浩）局長のほうで説明させていただきました4,667件、これが合併後最多の件数ではございます。

増加要因としましては、急病に関わる部分が384件、それから転院搬送について148件、交通事故が56件、一般負傷、転倒してけがをしたというような事項について38件増加しておりますので、増加分の623件の内訳としてはここになります。今回の増加につきましては、当然、高齢者が非常に多くなっているということで、搬送者のうち70%近くは高齢者ということになります。

それから、あと転院搬送について148件増加しておりますが、ここについては医療機関の医師

の確保であったり、あるいはスタッフがいらっしやらない、専門領域の治療はできないというところ等で、転院搬送等が増加しております。

今後の見通しですが、今年度、昨年度比で9月20日現在の数値になりますが、更に263件増加しておりますので、同じように急病、それから転院搬送、あと交通事故については昨年並みというところで推移しておりますので、今後もやっぱり高齢化の進展、そういったところが救急件数の増加ということになるかなと考えております。

ただ、現在、救急車、本土地域5台、甌地域2台、7台で運用しておりますが、現状のところ救急需要に対して応えられないというところはございませんので、引き続き救急体制のそれぞれの救急隊のスキルアップを図りながら応えていきたいということと、あと救急車の適正利用、そこについても声かけをしながら、あるいは医師会、保健所等とも連携を取りながら、救急車の適正利用に努めて救急需要にやっていきたいと考えております。

○委員（井上勝博）今、関連なんですけど、昨年度ですので、やはりコロナの関係というのが多かったのではないかなと思うんですが、高齢化の関係しかおっしゃらなかったんで、コロナの関係というのは、このうちどのくらいだったんでしょうか。

○警防課長（濱田 浩）昨年度、救急搬送のうちコロナの陽性者になった方については、174人搬送しております。ですので、急病の数の増加からすると、コロナの患者が特に際立って増えたというふうには受け止めておりません。

○委員（井上勝博）合併後最高ということなんですけど、合併後最低は何件というデータはありますか。

○警防課長（濱田 浩）申し訳ございません。手元に合併以降全ての件数は、ちょっと持ち合わせておりませんが、過去10年間で申しますと、平成25年が3,874件で推移しておりますので、合併以降であれば、もうちょっと少ないのかなと考えております。

また詳しい数字については、後もってお示しさせていただきますと思います。

○委員（井上勝博）それをお聞きしたのは、どのくらいの幅があるものなのかと。将来的に、あ

と10年すれば、どのくらいの幅の変動が予想されるかということを知りたかったわけなんです。

○委員（下園政喜）朝陽詰所の解体、そして設計、新築と分けてありますが、いろんな経費も入れて、あれだけの工事をすれば総額幾らかかっていますか。

そしてまた、年間1か所だけですけど、まだまだ古い建物があると思うんですが、今後どのように考えていらっしゃいますか。

○消防総務課長（前田隆盛）総額については、今ちょっと、後もって答えをさせていただきたいと思えます。

今おっしゃるように、消防詰所、施設等があるんですが、取りあえずは年次計画といいますか、一応計画は取れております。その計画に応じて整備をしていきたいと考えておりますが、先般からちょっと言われているプロテクト・トークにおいて、消防団の再編といいますか、そういう部分を見極めながら、車庫詰所の新築整備という形で、更新という形でやっていきたいと考えております。

あと、総体の事業費につきましては、設計業務、解体、新築合わせて3,934万1,000円ほど朝陽分団の分でかかっております。

○委員（川添公貴）9款1項2目第1節についてお伺いしたいと思いますけど、出動要件が変わって、不用額が2,331万ほど出ているようですけれども、多分出動回数が少なかったので減額があったと推測はするんですけど、どれくらい減ったのかということ、まずお聞きしたいということ。

それから、2点目です。

ある程度予算を確保しているんで、今、消防団員不足が言われているわけですよね。一定額を確保しているということは、出動回数の単価を上げてやって、ある程度2,300万ほど例年余るんであれば、その分の手当等を引き上げる方向性を見出すべきじゃないかなと思うんですけども、減額になった大きな理由等を含めて教えていただきたいと。

○警防課長（濱田 浩）今、紹介がありましてとおり、2,331万円の不用額ということではございますが、昨年度大きな災害等に消防団の方がたくさん出ていただいたという部分がないところと、それから、コロナに関連して行事等に参

加される方の人数規模を縮小していること。それから、消防団員の処遇改善のために月の点検を2回から1回にしたこと。あと、年末夜警につきましても、3日から2日に減らしたというところが、今回の予算の不用額の増加、不用額が多かったのかなと考えております。

出勤手当についてはございますが、今回、国のほうからも示されておりました火災等、あるいは自然災害等の出動については、1日当たり8,000円というところで示されておりますので、それについては薩摩川内市においても改定をして、手厚い出勤手当になっているのかなと考えております。

今後も出動に関しては、消防団員の方の負担等を考えながら、いろいろ協議検討してまいりたいと考えております。

○委員（川添公貴） 確かに夜警も2日間に減って、そういう面と災害が少なかったちいうのは十分理解して、この金額になったんだらうと思うんですけど、言いたいのは、せっかく余るのであれば、総務省のほうから8,000円というのが出てはいるんですけども、ある程度処遇改善を図っていただいて、幾らか出やすい環境をつくってやるということも必要だろうと思います。

ですので、令和6年度に向けては、そこ辺の更なる処遇改善を、ぜひ予算が常に余るようであれば、組んでいただきたいと思えます。

年末警戒を例えて言うと、3日間じゃなくて、2日間でもよかったのかなと、私は個人的には思っています。ですので、そういうところは改善しながら、やはりぜひ6年度に向かっては、処遇改善にこのお金を使っていただきたい。余らすのもったいないので、使うべきだろうと私はいつも考えているので、そのような方向で検討していただければありがたいと思っております。

○警防課長（濱田 浩） 今、消防団員の方の処遇について御意見を頂きましたので、今後もプロジェクト・トークや幹部会議等でも議論を進めながら、少しでも加入されている団員の処遇であったり、あるいは、今後入っていただく団員の方についても理解が得られるような対応について協議を進めてまいりたいと考えております。

○委員（井上勝博） 概要の中で、北薩3消防本部指令センターシステム調達支援業務委託があり

ますが、これは予算書の中の83ページにある410万、通信指令共同運用事業負担金の410万、これで理解してよろしいんですか。

○消防総務課長（前田隆盛） まず、通信共同事業費については、本市が取りまとめてといいますか、予算を組んで、構成市町村から負担金を頂く形になります。

通信共同事業費にかかった全ての経費が、約1,132万円になります。この調達支援業務が約1,000万ということで、先般もちょっと説明しましたが、共同の案分分、あと個別分という形で、各消防本部のほうに負担金を求めた金額が、この400万程度の金額になるものです。

○委員（井上勝博） 私も、今回令和5年度の予算で初めて出てきたのかなと思っていたんですが、令和4年度でも出ていたんですね。

ちょっと私も、そこがうかつだったんですけども、私が気にしているのは、前も言いましたように、携帯から119番のこともあるんですが、同時に指令業務が広域化すると、非常に増えてくるんじゃないかというふうなことで、ちょっと計算してみたら、15人体制で常時六、七人が勤務するというのを聞いたので、六、七人で大体どのぐらいになるかというのを計算してみたら、逆に薩摩川内市の場合は、一人当たりの通信指令を受けるのが件数が減るような感じなんですよ。

だから、そこら辺の十分な審査ができていなかったなと思って、ちょっと反省もしているんですけども、体制を考える際に、どのような考え方で体制を考えたとということ、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○通信指令課長（元島 猛） 令和7年度から実施をします、共同運用の通信指令の勤務の体制については、今15人体制ということで決定しております。15人のうち、1名がセンター長ということで日勤、残りの14名が隔日勤務、7名7名体制になります。その中で7名のうち最低4人勤務、最低人員は4人ということです。

その4人の中では、薩摩川内市消防局が2名、それとさつま町消防本部が1名、あと阿久根地区消防組合の職員が1名、必ず3消防本部の職員が常時勤務をする体制として、最低を4人というふうに、これまで協議をした中で決定しております。

○委員（井上勝博） 薩摩川内市から見ると、本

部の位置は変わらないわけだし、それから4人体制ということだと、ちょっと4人体制になるとどうなるのかなという計算ができなかったんですけども、一人当たりの年間の指令業務を受ける件数とかという考え方はあるんですか。

そういう考え方で、例えば、将来的にはこういう体制を取っておく必要があるというような考え方なんでしょうか。そこら辺が4人体制とする根拠というか、その辺を教えてくださいませんか。

○委員長（阿久根憲造）決算とちょっとかけ離れていっているような、年間400万使途したということで、今後もこの予算が支出されるんですけど、決まっている流れなので、またちょっと別の所管事務のところ、ただしていただければなと思いますけれども。

○委員（井上勝博）少し詳しくなっちゃいましたんで、今日は控えておきたいと思いますが、もうちょっと審査しておけばよかったなという反省から、また次回、機会があったらきちんとしていきたいと、よろしく願いいたします。

○委員長（阿久根憲造）また、しっかりちょっとこちらを事務を調査して、質問させていただきます。

ほかに決算に関してございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○消防総務課長（前田隆盛）すみません、先ほど朝陽分団車庫詰所の事業費について回答をしたんですが、一部ちょっと解体の事業費が漏れておりましたので、内訳を含めて再度回答させていただきます。

解体工事が約289万、地質調査が93万、設計が310万程度、新築工事が3,500万程度ということで、総額4,224万程度になっております。申し訳ございませんでした。

○警防課長（濱田 浩）先ほど合併後の最小の件数ということでお問い合わせがありましたので、それについて、平成17年の合併以降、最も少なかったのは、平成20年の3,630件が最も少ない出動件数でした。

○委員長（阿久根憲造）ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防総務課の審査を終わります。

△水道局の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、水道局の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、局長の説明を求めます。

△議案第101号 決算の認定について
(令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○水道局長（今井功司）水道局で所管しております、一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算の概要について、一括して説明させていただきます。

まず、一般会計及び特別会計につきまして説明いたします。

決算附属書によりまして説明させていただきますので、決算附属書の169ページを御覧ください。

まず、経営管理課分であります。

1の水道事業などへの繰出金等では、(1)の浄化槽事業では、事業に対します繰出金を、(2)では、温泉給湯事業に対します繰出金を、また、(4)から(6)の水道事業、簡易水道事業、下水道事業の公営企業会計に対しまして、負担金、補助金及び出資金を、3事業合計で12億3,390万3,960円支出いたしました。

また、(3)の飲用井戸等整備支援事業は、水道の未給水地域におきまして飲用水を確保するため、家庭用飲用井戸を設置する場合のボーリング工事等の費用の一部補助を行うもので、令和4年度におきましては、3件の補助金を支出しております。

2の地域下水処理事業では、コミュニティ・プラントの下水施設使用料の収入業務に係る業務といたしまして、窓口関連業務委託料やコンビニ収納手数料等を支出したところであります。

179ページを御覧ください。

上水道課所管分であります旧工業用水道施設の維持管理では、平成25年度をもって廃止いたしました旧工業用水道施設等の維持管理と、下之湯が入ります旧総合休養会館の適切な維持管理に努めたところであります。

次に、171ページを御覧ください。

温泉給湯事業特別会計であります。

樋脇、入来及び祁答院地域の分湯施設の適正な維持管理に努めますとともに、平成29年度から指定管理により運営しております入来温泉湯之山館におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されましたが、令和4年度の利用者数は、前年度令和3年度と同程度の14万人の水準となり、令和4年9月には、開館以来の入館者が100万人に到達したところであります。

また、樋脇地域におきまして、配湯管の布設替え工事を実施し、分湯の安定供給に努めたところであります。

172ページを御覧ください。

下水道室所管分であります。

1、地域下水処理事業では、設置後32年経過の永利処理区、及び設置後36年経過の鹿島処理区の地域下水処理施設の維持管理を行ったところであります。

173ページを御覧ください。

イの小型合併処理浄化槽整備補助事業につきましては、アの補助基数等の表の計の欄にありますとおり、令和4年度は合併浄化槽設置に対しまして333基分の補助を、また、くみ取り方式や単独浄化槽から合併浄化槽に切り替えるための宅内配管工事に対します補助を98件交付したところでございます。

174ページを御覧ください。

3の雨水ポンプ場事業は、令和4年度時点で公共下水道の給水区域外に設置しておりました平佐ポンプ場、また中郷ポンプ場の維持管理経費であり、大雨時に確実に運転できるよう適正な処理を行いました。

また、令和5年度から、中郷ポンプ場は引き続き一般会計で、平佐ポンプ場につきましては、公共下水道事業において維持管理をしているところでございます。

175ページを御覧ください。

4の都市下水路事業は、公共下水道供用区域外にあります四つの都市下水路の維持管理を行ったところであり、5の下水道管理費では、職員給与等の支出のほか、既存の専用住宅から下水道への接続に対し、13件の公共下水道等接続補助金を

交付したところでございます。

176ページを御覧ください。

浄化槽事業特別会計であります。

1の浄化槽施設管理では、上甌地域の江石地区をはじめ、4地区で整備いたしました市町村設置型浄化槽の適正な維持管理に努めたところでございます。

以上が、一般会計及び特別会計の施策の概要でございます。

続きまして、公営企業会計の概要につきまして説明させていただきます。

まず、水道事業の決算概要について説明いたしますので、別冊となっております、令和4年度薩摩川内市水道事業会計決算書の13ページを御覧いただきたいと存じます。

1、概況の(1)総括事項のうち、イの業務量であります。当年度末における給水件数は前年度比353件の増、給水人口は762人の減となり、給水人口の減少傾向が続いているところであります。

総有収水量は前年度比1.31%の減となり、有収率は0.2ポイントの減となったところでございます。

次に、ハの経営状況でございますが、営業収益は前年度比18.24%減、営業費用は前年度比2.23%増となり、その結果、営業損失は前年度比186.07%減の1億5,260万2,556円となりました。

営業収益の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響の支援策といたしまして、水道料金の8か月分の基本料金を減額したことが主な要因であります。

営業外収益は前年度比183.16%増、営業外費用は前年度比35.70%増となり、経常利益は前年度比14.19%減の2億4,208万7,058円となりました。

営業外収益の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響の支援策として、水道料金の8か月分の基本料金の減額分の同額を一般会計から財源補填を受けたことが主な要因であります。

これに特別損失を減じ、当年度純利益は前年度比14.89%減の2億3,935万8,688円となったところであります。

水道事業におきましては、今後も第2次水道ビ

ジョンに掲げます課題に取り組み、経営戦略の投資・財政計画と水道施設事業計画の進行管理を行いますとともに、更新事業の実施や効率的な維持管理に取り組むなど、企業としての経済性を発揮しながら、市民の皆様へ安全で安心な水を安定的に供給し、なお一層の市民サービスの向上に努めてまいります。

続きまして、14ページを御覧ください。

(2) 経営指標に関する事項の主なものにつきまして説明いたします。

經常収支比率は経営の健全度を示し、100%以上であることが望ましいとされるもので、令和4年度におきましては、110.36%となっております。

次に、管路経年化率は、法定耐用年数を経過した管路の割合を示し、老朽化度合いを表す指標で、令和4年度におきましては、25.31%となっております。管路更新率は、管路総延長に対して、当該年度に更新いたしました管路の延長の割合を示すもので、令和4年度におきまして0.35%となっております。

現在の経営を維持しつつ、計画的に施設の更新と設備を進めてまいります。

以上が、水道事業の概要の説明であります。

続きまして、簡易水道事業の決算につきまして説明いたします。

別冊であります、令和4年度薩摩川内市簡易水道事業会計決算書の13ページでございます。

1、概況の(1) 総括事項のうち、イの業務量であります。当年度末における給水件数は前年度比103件の減、給水人口は前年度比95人の減となり、給水件数・給水人口とも減少傾向が続いているところであります。

総有収水量は、前年度比6.41%減、有収率は前年度比2.9ポイント増となりました。

次に、ハの経営状況でございます。

営業収益は前年度比27.41%減、営業費用は前年度比0.10%増となり、その結果、営業損失は前年度比16.55%増の1億8,754万8,821円となりました。

営業収益の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響の支援策として、水道料金の8か月分の基本料金の減額を行ったことが主な要因であります。

営業外収益は前年度比9.8%の増、営業外費

用は前年度比11.98%の増、經常収益は前年度比18.58%減の3,207万5,518円となり、当年度純利益は前年度比18.48%減の3,207万5,518円となりました。

営業外収益の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響の支援策といたしまして、水道料金の減額分の同額を一般会計から財源補填を受けたことが主な要因であります。

簡易水道事業におきましても、今後も第2次水道ビジョンに掲げます課題に取り組み、経営戦略の投資・財政計画と水道施設事業計画の進行管理を行いますとともに、更新事業の実施や効率的な維持管理に取り組むなど、企業としての経済性を発揮しながら、甑島区域の皆様へ安全で安心な水を安定的に供給し、なお一層の市民サービスの向上に努めてまいります。

続きまして、14ページを御覧ください。

(2) の経営指標に関する事項の主なものを説明いたします。

經常収支比率は経営の健全度を示し、令和4年度におきましては、111.81%となっております。

次に、管路経年化率は、法定耐用年数を経過した管路の割合を示しまして、令和4年度におきましては、22.65%となっております。管路更新率は、当該年度に更新した管路の延長率の割合でございますが、令和4年度におきましては、1.02%となっております。

現在の経営を維持しつつ、計画的に施設の更新と整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、簡易水道事業の施策概要の説明を終わります。

最後でございます。

下水道事業の決算の概要について説明いたします。

別冊の令和4年度薩摩川内市下水道事業会計決算書の15ページでございます。

1、概況の(1) 総括事項であります。下水道事業におきましては、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の4事業にわたり、地域の特性に対応した効率的で適正な生活排水処理を推進し、快適な生活環境の提供と公共用水域の水質改善を

図るため、施設の効率的な維持管理及び下水道管渠工事等を実施したところであります。

また、令和4年度におきまして、公共下水道事業川内処理区において全体計画区域の見直しを行い、排水区域を723ヘクタールから496ヘクタールに縮小しますとともに、事業計画区域を平佐第三地区に拡大し、コミュニティ・プラント永利処理区を下水道事業に統合したところであります。

次に、イの業務量であります。

当該年度末における排水戸数は前年度比176戸の増、接続人口は前年度比34人の増となったところでございます。総有収水量は前年度比0.87%減、有収率は前年度比1.0ポイント減となりました。

ハの経営状況でございます。

営業収益は前年度比0.47%増、営業費用は前年度比5.6%減となり、その結果、営業損失は前年度比7.70%減の5億637万605円となりました。

営業外収益は前年度比2.84%減、営業外費用は前年度比2.60%減となり、経常利益は前年度比94.16%増の5,299万1,437円となり、当年度純利益は前年度比94.16%増の5,299万1,437円となりました。

下水道事業におきましては、老朽化施設の計画的な更新、水処理施設の整備や管渠整備を行ったところでございますが、今後も下水道事業の普及、効率的な維持管理を進めますとともに、持続可能な事業経営を行うため、投資・財政計画と財政計画から成ります経営戦略の改定に取り組むなど、企業としての経済性を発揮しながら、快適な生活環境の提供と公共用水域の水質改善を図り、一層の市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。

(2) 経営指標に関する事項のうち、主なものを説明いたします。

経常収支比率は経営の健全度を示しまして、令和4年度におきましては、106.75%となっております。

次に、管渠老朽化率は、法定耐用年数を経過いたしました管渠の割合を示すものでございまして、令和4年度におきましては耐用年数を経過した管

渠がないことから、ゼロ%となっているところでございます。

現在の経営を維持しつつ、計画的に施設の更新と整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（阿久根憲造）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）歳入歳出決算書の100ページを御覧ください。

歳出から説明をいたします。

2款1項5目、事項財産一般管理費で、備考欄の下から7行目、上水道課分の支出済額は28万7,519円で、旧工業用水源地及び浄水場除草業務委託が主なものです。

154ページを御覧ください。

4款2項4目地域下水処理費の支出済額は、1億3,412万9,510円です。

備考欄を御覧ください。

下水処理施設管理費の経営管理課分は、お客様センターへの窓口等関連業務委託が主なものです。

下水道室分では、永利浄化センター維持管理業務委託ほか5件、小型合併処理浄化槽整備補助事業費は、窓口等関連業務委託小型合併浄化槽設置整備事業補助金333件が主なものです。

浄化槽費は、浄化槽事業特別会計への繰出金になります。

不用額と未執行について説明いたします。

13節使用料及び賃借料は、非常用発電機借り上げの必要がなかったため、執行がありませんでした。

18節負担金、補助及び交付金は、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付実績に伴う執行残になります。

22節償還金利子及び割引料は、下水施設使用料の過年度還付がなかったため、執行がありませんでした。

156ページを御覧ください。

4款3項1目水道費の支出済額は、1,597万4,000円です。

備考欄をお願いします。

温泉給湯事業費は、温泉給湯事業特別会計への繰出金です。

飲用井戸等整備支援事業費は、3件分の補助金支出であります。

186ページを御覧ください。

8款5項4目下水道費の支出済額は、8,894万1,619円です。

備考欄をお願いします。

下水道管理費では、職員8人分の報酬と給与費、公共下水道等接続補助金13件分、都市下水路管理費では、都市下水路断面修復実施設計業務委託、银杏木川1号幹線人孔工事4-1が主なものであります。

ポンプ場管理費では、中郷ポンプ場・平佐ポンプ場維持管理業務委託ほか4件が主なものです。

不用額について説明いたします。

10節需用費は、平佐ポンプ場直流電源装置蓄電池取替え修繕の執行残になります。

12節委託料は、中郷ポンプ場・平佐ポンプ場運転管理業務の実施による減額と、中郷ポンプ場・平佐ポンプ場維持管理業務委託の入札執行残が主なものです。

18節、負担金、補助及び交付金は、公共下水道等接続補助金の交付実績に伴う執行残になりません。

228ページを御覧ください。

13款2項1目公営企業費は、支出済額が12億3,390万3,960円です。内容は、水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計の負担金、補助金、支出金であります。

不用額の主なものは、新型コロナウイルスの基本料金減免に係る補助金で実績に伴うものです。

歳出は以上になります。

次に、歳入について説明いたします。

26ページを御覧ください。

15款1項3目1節衛生使用料は、備考欄の上から10行目、経営管理課分の下水施設使用料の調定額2,071万8,630円に対し、収入済額は2,032万8,700円、収入未済額は38万9,930円です。

その下、下水道室分は、鹿島処理区の下水処理施設内の電柱に係る行政財産使用料です。

30ページを御覧ください。

15款1項6目3節都市計画使用料の備考欄の真ん中あたりになります、下水道室分で、平佐ポンプ場・中郷ポンプ場の電柱などの都市下水路占用料です。

36ページを御覧ください。

15款2項3目1節衛生手数料は、備考欄の真ん中あたり、下水道室分で、浄化槽清掃業許可申請手数料になります。

その下、2節督促手数料は、下水処理施設使用料に係るものです。調定額2万2,800円、収入済額1万6,300円、収入未済額は6,500円です。

次に、42ページを御覧ください。

16款2項3目2節清掃費補助金は、下水道室分の地方創生汚水処理施設整備推進交付金2,205万3,000円で、補助率は3分の1です。

44ページを御覧ください。

6目2節都市計画事業補助金のうち下水道室分が、備考欄の上から11行目、社会資本整備総合交付金800万円で、補助率は10分の4です。下水道室分の収入未済はありません。

50ページを御覧ください。

17款2項3目3節清掃費補助金は、県の浄化槽設置整備事業交付金1,132万3,000円で、補助率は3分の1です。

62ページを御覧ください。

18款1項1目1節土地建物貸付収入は、備考欄の真ん中あたり、上水道課分の貸地料は、旧工業用水道事業跡地及び樋脇町下之湯公衆浴場の電柱の貸地料であります。上水道課分の収入未済はありません。

64ページを御覧ください。

18款1項2目1節利子及び配当金は、備考欄の真ん中より少し下になります、下水道室分で、下水道整備貸付金に係る利子収入です。

歳入は以上になります。

次に、財産に関する調書について説明をいたします。

360ページを御覧ください。

(7) 出資金による権利で、下から4番目、下水道室分の県環境保全協会出捐金について記載があります。

364ページを御覧ください。

基金について、一番下、下水道室分の下水道整備貸付基金について記載があります。詳細につきましては、373ページに記載がございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局から説明がありました。

これより質疑を行います。まず、一般会計の質疑の部分から御質疑をお願いいたします。

○委員（落口久光）冒頭説明があった、附属書の172ページにある下水処理事業の件なんですけど、永利処理区と鹿島処理区の部分で、規模はほぼ似たようなもんかなと思うんですけど、一部処理方式が違うというのがありますけど、管理費のほうには500万ぐらいちょっと差があるのが気になっているんですけど、ここの要因というのか、それが処理方式の影響なのか、水質でちょっと違うから、やっぱりこんだけ金がかかるのか、ちょっと説明を頂きたいと思います。

○下水道室長（松野晋作）室長代理のほうで答弁させます。

○下水道室長代理（福留裕二）鹿島処理区の鹿島浄化センターについては、鹿島処理区の中で、修繕料の需用費の部分ですけれども、修繕料が992万5,000円執行しております。これが管渠の修繕ですとか、施設が老朽化しているための修繕が大きくなっていることが、施設の管理費の中で、永利に比べて高くなっている部分だと考えております。

○委員（落口久光）ということは、多分恐らく回転円盤接触処理方式だから、やっぱりそういう処理費がかかるというニュアンスで受け取ってよろしいんでしょうか。

○下水道室長（松野晋作）方式もなんですけど、管渠の修繕費に費用がかかったということで、このような差が出ているということでございます。

○委員長（阿久根憲造）今、今井局長から全般的なところについての説明と、経営管理課のほうから一般会計の部分と、説明がされております。

今後も、議案第102号で温泉給湯事業特別会計ですとか、その他特別会計で最終的に下水道剰余金などの処分等々ございますので、一応一般会計の部分、経営管理課長から説明のあった部分についての御質疑に集中して、御質疑をお願いいたします。

○委員（下園政喜）浄化槽の部分もそれじゃ入りますか。

○委員長（阿久根憲造）浄化槽のほうは103号のほうにございますので、そちらで。

○水道局長（今井功司）小型合併処理浄化槽の補助につきましては、一般会計で。

○委員長（阿久根憲造）一般会計。小型合併、じゃあ、下園委員お願いします。すみません。

○委員（下園政喜）すみません、浄化槽設置補助金についてお聞きします。

333件と大きいんですが、公共下水道事業認可区域外に補助しているということですが、いずれは区域内になるんであろうという地域が狭まっていくわけですが、何年後に下水道の認可計画地域になるところまで補助しているか、お聞かせください。

○下水道室長（松野晋作）ただいま御質問がありました件につきましては、ただいま事業認可を受けたのは平佐第三地区でございます。

平佐第三地区につきましては、令和9年度までに事業をするということでお示ししておりますので、平佐町については、第三地区のエリアが合併浄化槽の補助を受けられないということになります。

したがって、川内処理区全体で計画しております、冷水町とか大小路というところがございまして、そこはまた新たに令和8年ぐらいをめどに事業計画の認可手続をして、そのときに拘束されるというか、制限がかかるということになります。

○委員（下園政喜）令和8年って、あと3年後ですけれども、それを設置したために、下水道に接続する件数がなかなか伸びないというところに原因があるんじゃないかなということも思ったりもしますが、その辺の噛み合いはどうか。

○下水道室長（松野晋作）委員がおっしゃるとおりでございます。我々ども一番頭を悩ませているところなんですけど、前回も御説明したかもしれませんが、繰り返し住民の自治会等とかコミュニティ等に情報を流して、できるだけ公共下水道の整備が計画されることにつきましては、そういった御案内で対応したいと考えております。

ただし、おっしゃるところでいきますと、大小路地区とか冷水町とか、こちらのほうの計画をしてはいますが、何年になるというのがまだ明言されておりませんので、そこらあたりのまた住民への案内というのを研究してまいりたいと思います。

○委員（井上勝博）概要の中で、管路更新率というのが上水道だったと思うんですけど、令和4年度が0.35%ということで、これまでとす

ると更新率が減っているんですが、これは計画どおりで何か要因があるんでしょうか。

○水道局長（今井功司）すみません、議案の111号の水道事業の会計の際に、答弁させていただきたいと思いますが。

○委員（中島由美子）井戸の件です。水道の未給水地域に居住されている方がということで、飲用井戸等の整備支援事業というのがあって、3件ほどあったということなんで大事なのかなと思っていますが、補助ということなので90万かな、1件当たり30万なんですが、自己負担がどれくらいあって、これくらいでしっかりと給水、安定した井戸がしっかりと掘れているのかということと、井戸水ということで安全性、しっかりとした検査等も含まれてできているのか、そのあたりちょっと教えてください。

○経営管理課長（橋口公男）経費についての御質問であります。

基本的には3分の1補助ということで、上限が30万円ということになっております。

井戸の掘削する工事がどれくらいかかるかというのは、その場所とか業者さんによってもちょっと若干違いますけれども、おおむね100万を少し超える程度だと思っております。最近ちょっとまたいろんなものが物価高騰ありまして、そこがちょっと工事費とか原材料費等が上がっているというのは認識をしております。

今のところは3分の1補助で、上限が30万円ということになります。

水質検査の件につきましては、一応補助の条件として、保健所等を通して水質検査をきちんと行うということも条件の中に入れておりますので、そのようにしっかりとされていると認識しております。

○委員（中島由美子）いろんな場所があるので、なかなか市水が引けないというところもまだまだあるのかなと思うんですが、まだまだ井戸を掘るというようなところがあるのかどうか、まだ給水に困っておられるというところがあるのかどうかというのは見通しはどうなんでしょうか。

○経営管理課長（橋口公男）昨年で言いますと、相談件数等も含めて3件ございまして、3件全て補助の対象となっております。

今年度につきましては、今のところ1件だけ申

請が上がってきております。

○委員長（阿久根憲造）ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第102号 決算の認定について
(令和4年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第102号決算の認定について（令和4年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）決算書の238ページを御覧ください。

歳出から説明をいたします。

1款1項1目一般管理費の支出済額は、4,383万1,843円です。

備考欄を御覧ください。

温泉管理費の経営管理課分は、お客様センターへの窓口等関連業務委託が主なものです。

上水道課分では、職員一人分の給与費、辻泉源紫外線装置保守点検業務委託ほか2件、市道上之湯城之下線配湯管布設工事ほか1件、柴垣源泉深井戸用ポンプほか1台の備品購入が主なものです。不用額について説明をいたします。

10節需用費は、光熱水費の実績による執行残によるものです。

5款1項1目予備費は、流用の必要がなかったため、未執行となっております。

次に、歳入の説明をいたします。

236ページを御覧ください。

1款1項1目温泉使用料は、湯之山館等に設置してある電柱、電話柱等の行政財産使用料です。

2目分湯使用料は、1節が現年度分、2節が滞納繰越分になります。

不納欠損は3万7,250円で、所在不明5件によるものです。地域ごとの内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

2項1目1節督促手数料は、不納欠損額が500円で、分湯使用料と同じく所在不明5件に

よるものです。

3款1項1目1節は一般会計からの繰入金、4款1項1目1節は前年度からの繰越金、5款3項1目1節雑入は、上水道課分の原子力立地給付金であります。

241ページを御覧ください。

実質収支に関する調書は、収入総額が4,677万9,000円、歳出総額が4,383万2,000円で、歳入歳出差引額は294万7,000円となります。翌年度へ繰り越す財源はありませんので、実質収支額は1,000円未満を切り捨てて、294万6,000円となります。

次に、357ページを御覧ください。

財産運用に関する調書について説明いたします。

一番下の表、(4)物件のうち、水道局所管の温泉権が普通財産で1か所、行政財産で17か所あります。決算年度中の増減はありませんでした。

○委員長(阿久根憲造) ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(川添公貴) 歳出について、1点だけお聞かせ願いたいと思いますけども。

14節です。これ、予算額と執行額が全く同一額という神業的な金額になっているので、きちっと過不足が生じなかった原因を教えてください。

回答がなかなか出ないようですので、きちっと精査をして、きちっと執行したという回答であろうかとは思いますが、そのように解してよろしいですかね。

○水道局長(今井功司) こちらの工事請負費につきましては、配湯管の布設替え工事の経費でありまして、その執行につきましては、設計をして指名競争入札等で執行した結果で工事を執行しておりますので、この額については精査の上、入札を執行いたしまして工事請負をしましたが、その残につきましては、突発的な修繕等もございまして、それに流用させていただきました結果、予算額が減った形で同額になったということで御認識いただきたいと思います。

○委員(瀬尾和敬) 局長の冒頭の概要説明の中で、入来湯之山温泉のことが触れられました。コロナ禍にあっても堅調な運営をしているということで、僅か7年ぐらいで100万人突破というこ

とです。これをどのように分析されておられるのか。

実際あそこは、アゼロ、柴垣湯というのが一緒に入っている、多分珍しいすばらしい温泉だろうと——私入ったことないんですが——と思いますが、どのようなふうに分けておられるのか、それをお伺いしたいと思います。

○水道局長(今井功司) 湯之山館につきましては利用料金制で、ほかの地域も含めて同様の温泉等の管理をして運営されている方に今お願いをしているんですけども、その方の話によりまして、他の地域、県内にも数か所あるんですけども、県外にもあるんですけども、そのほかの施設より非常に利用者数が多い施設だということのコメントは頂いております。

さらに、新型コロナウイルスの関係で利用時間等、調整をさせていただいたんですけども、それでも利用がそこまで減らなかったということは、ある程度地域の方の利用もされている施設であり、その規模については他の地域から比べると、やはり相当早いペースで100万人に到達しているというコメントを頂いているところです。私も同様に感じているところでございます。

○委員(瀬尾和敬) あそこを通りかかっても、お客様がひっきりなしに出入りされておりますし、恐らく指定管理者の腕がいいのかなと思ったりもすることもあります。

先ほど言いました、アゼロ、柴垣という二つの温泉が一つになったということ、そして、入来の地元の方々が温泉が好きな人たち、好きなというか、温泉に入るのが日常化しているという、そういう地域性もあるのかなと、私自身はいろいろ考えているところですが、これからもまた見守ってあげていただきたいと思います。

○水道局長(今井功司) 現在でも管理されているところにつきましては、地元の野菜を販売されたり、ほかの地域で管理されているところの特産品を売店で販売されたり、または、こちらの特産品も特産品協会と話をし、他の地域の施設でも販売してもらうような、集客に対する工夫もされておりますので、引き続きまたその辺も我々も調整させていただいて、利用が図られるように続けていきたいと考えています。

○委員長(阿久根憲造) ほかにございません

でしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第103号 決算の認定について
（令和4年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第103号決算の認定について（令和4年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算）を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）決算書の248ページを御覧ください。

歳出から説明をいたします。

1款1項1目一般管理費の支出済額は、909万3,893円です。経営管理課分の窓口等関連業務委託と下水道室分の上甌地域における個別合併処理浄化槽維持管理業務委託が主なものになります。

8節旅費は、上甌への出張が不要であったため、未執行となりました。

また、22節償還金利子及び割引料は、過年度還付がなかったため、未執行となっております。

3款1項公債費の支出済額は、1目元金、2目利子の合計で、203万9,858円です。

次に、歳入について説明をいたします。

246ページを御覧ください。

1款1項1目浄化槽事業分担金は、新規の設置がなかったため、歳入はありませんでした。

2款1項1目1節浄化槽排水施設使用料は、当年度の施設使用料と滞納繰越分で、5万

6,300円が収入未済額となっております。

2項1目確認手数料は、新規設置がなかったため、歳入はありませんでした。

2項2目1節督促手数料は、当年度分と滞納繰越分で、900円の歳入未済額となっております。

4款1項1目1節は、一般会計からの繰入金になります。

250ページを御覧ください。

実質収支に関する調書は、歳入総額1,113万4,000円、歳出総額も同額で、歳入歳出差引額はゼロ円であり、実質収支額もゼロ円であります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第111号 剰余金処分及び決算の認定について（令和4年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び令和4年度薩摩川内市水道事業会計決算）

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第111号剰余金処分及び決算の認定について（令和4年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び令和4年度薩摩川内市水道事業会計決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊の水道事業会計決算書の4ページを御覧ください。

（1）収益的収入及び支出の収入決算額は、5ページの一番上、19億4,975万

3,552円で、支出決算額は16億4,094万4,259円です。

その下、(2)資本的収入及び支出の収入決算額は2億4,362万2,000円で、支出の決算額は10億7,032万9,093円です。

表の下を御覧ください。

資本的収支で不足する8億2,670万7,093円は、記載してあります各財源で補填をしております。

6ページ、7ページの損益計算書は、損益について局長から概要説明がありましたので、省略をさせていただきます。

8ページを御覧ください。

剰余金計算書について、当年度増減があったものについて説明します。

9ページの利益剰余金のうち、減債積立金2億9,422万4,000円を取り崩し、未処分利益剰余金では、減債積立金2億9,422万4,000円と当年度純利益2億3,935万8,688円が増加をしております。

8ページ下段の表、剰余金処分計算書案を御覧ください。

剰余金処分については、未処分利益剰余金5億3,358万2,688円を、議会の議決を経て自己資本金への組入れと、減債積立金へ積み立てて処分をしようとするものであります。

10ページを御覧ください。

貸借対照表について説明いたします。

資本の部、1、固定資産のうち(1)有形固定資産は、これまで建設改良費で取得した固定資産を資産ごとに計上しております。(2)無形固定資産は、電話加入権と水利権です。固定資産合計は、166億8,107万4,458円です。

2、流動資産は、(1)現金預金から(4)有価証券までの流動資産合計で、18億8,048万3,209円です。

11ページを御覧ください。

負債の部、3、固定負債は、(1)企業債から(3)引当金までの固定負債合計で、43億7,738万4,170円です。

4、流動負債は、(1)企業債から(5)その他流動負債までの合計で、5億2,568万1,471円となっております。

5、繰延べ収益は、(1)長期前受金と(2)

長期前受金収益化累計額を加減し、21億7,394万8,516円となっております。

固定負債、流動負債、繰延べ収益の負債合計は、70億7,701万4,157円です。

12ページを御覧ください。

資本の部、6、資本金は自己資本金で、105億1,783万3,008円です。

7、剰余金は、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計が、9億6,671万502円です。

資本金と剰余金の資本合計は114億8,454万3,510円となり、10ページの資産合計と負債・資本合計は、共に185億6,155万7,667円です。

16ページの職員に関する事項は、記載のとおりであります。

17ページから20ページは、改良費の概況になります。

20ページを御覧ください。

排水管布設替え工事等の件数は40件で、工事費支出額が6億9,335万1,500円です。

なお、19ページの37番、38番の工事を翌年度に繰り越しております。

21ページを御覧ください。

業務量について、給水人口から有収率まで記載のとおりであります。

22ページを御覧ください。

一番下の(4)収納状況について説明をいたします。

令和4年度現年分給水収益の3月31日現在の未収入額は、2,179万6,180円です。

なお、記載がありませんが、5月31日現在の未収入額は、515万1,330円となっております。

23ページを御覧ください。

(2)企業債の状況は、令和4年度の借入額は2億3,100万円、償還額が2億9,432万8,175円です。当年度末企業債残高は45億7,200万1,201円となり、前年度より6,332万8,175円の減となっております。

25ページを御覧ください。

キャッシュフロー計算書になります。

1の業務活動分が、収益的収支による現金の増減で、2の投資活動分及び3の財務活動分が、資本的収支による現金の増減であります。

一番下の資金期末残高が18億2,893万5,917円となっており、この期末残高が、10ページ、貸借対照表の現金預金と一致しております。

26ページから29ページまでは、収益的収支及び資本的収支の明細書であります。

30ページを御覧ください。

(1)有形固定資産明細書は、1年間の固定資産の増減及び減価償却費の明細になります。

④の年度末現在高、31ページ、⑦の減価償却累計、⑧の年度末償却未済高が、10ページの貸借対照表の(1)有形固定資産の各内容とそれぞれ一致しております。

下の表、(2)無形固定資産の水利権は、川内川水利権申請に係る委託料を記載してあります。

32ページから41ページまでは、地域別の企業債明細書になります。

○委員長(阿久根憲造)ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(井上勝博)先ほど管路更新率ということで、管路更新率が、令和4年度が0.35です。その前からすると少なくなっているんですが、これは計画的なのか、それとも何らかの原因があるのか、ということをお教えいただけますか。

○水道局長(今井功司)決算書の14ページの指標の中で、管路の更新率が、例年0.9%程度が、令和4年度で0.35%に落ち込んでいるのは、どういう状況かということの御質問だと思います。

結論から申しますと、計画どおりに執行した結果でありまして、その計画というのが経営戦略の中でも、令和4年、令和5年、令和6年の3か年にかけて、施設の整備に集中する必要があります。

計画といたしましては、約7億円の建設改良費を確保したいと考えておりますが、そのうち令和4年、令和5年、令和6年につきましては、丸山浄水場の施設の整備のほうに投資を集中する必要があります。ございまして、その中で管路につきましては、令和4年度についてはそのように管路の工事は実施しましたが、割り振った額については、このパーセントに落ち込んだということで、それはあくまでも経営戦略の中でも、検討を定めている計

画どおりの執行であるということで御認識いただきたいと思っております。

○委員長(阿久根憲造)ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(阿久根憲造)質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(阿久根憲造)討論はないと認めます。

これより採決に入りますが、本案については、剰余金処分と決算の認定の二つの表決が必要となる案件でありますので、それぞれについて採決を行います。

まず、本案のうち、令和4年度薩摩川内市水道事業剰余金処分について採決します。本剰余金処分を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(阿久根憲造)御異議なしと認めます。よって、本剰余金処分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和4年度薩摩川内市水道事業会計決算について採決します。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(阿久根憲造)御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第112号 剰余金処分及び決算の認定について(令和4年度薩摩川内市簡易水道事業剰余金処分及び令和4年度薩摩川内市簡易水道事業会計決算)

○委員長(阿久根憲造)次に、議案第112号剰余金処分及び決算の認定について(令和4年度薩摩川内市簡易水道事業剰余金処分及び令和4年度薩摩川内市簡易水道事業会計決算)を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○経営管理課長(橋口公男)別冊の簡易水道事業会計決算書の4ページを御覧ください。

(1) 収益的収入及び支出の収入決算額は、5ページが一番上、3億1,154万2,110円で、支出の決算額は2億7,451万4,320円です。

その下、(2) 資本的収入及び支出の収入決算額は1億2,740万6,000円で、支出の決算額は1億8,304万8,825円です。

表の下を御覧ください。

資本的収支で不足する5,564万2,825円は、記載してあります各財源で補填をしております。

6ページ、7ページの損益計算書は、損益について局長から説明がありましたので、省略をさせていただきます。

8ページを御覧ください。

剰余金計算書について、当年度増減があったものについて説明いたします。

自己資本金は、出資金を一般会計から2,765万円受け入れ、また9ページ、利益剰余金のうち未処分利益剰余金では、当年度純利益3,207万5,518円が増加しております。

8ページ下段の表、剰余金処分計算書案を御覧ください。

剰余金処分については、未処分利益剰余金3,207万5,518円を議会の議決を経て建設改良積立金に積み立て、処分をしようとするものであります。

10ページを御覧ください。

貸借対照表について説明いたします。

資産の部、1、固定資産のうち(1)有形固定資産は、これまで建設改良費で取得した固定資産を資産ごとに計上してあります。固定資産合計は、28億3,753万8,629円です。

2、流動資産は、(1)現金預金から(4)有価証券までの流動資産合計で、2億5,525万2,364円です。

11ページを御覧ください。

負債の部、3、固定負債は(1)企業債と(2)利率債務の合計で、6億7,568万233円です。

4、流動負債は、(1)企業債から(5)その他流動負債までの合計で、1億4,356万2,351円となっております。

5、繰延べ収益は、(1)長期前受金と(2)

長期前受金収益化累計額を加減し、14億7,317万2,769円となっております。

固定負債、流動負債、繰延べ収益の負債合計は、22億9,241万5,353円です。

12ページを御覧ください。

資本の部、6、資本金は(1)自己資本金で、6億8,999万1,210円です。

7、剰余金は、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計が1億1,038万4,430円です。

資本金・剰余金の資本合計は8億37万5,640円となり、10ページの資産合計と負債・資本合計は、共に30億9,279万993円です。

16ページと17ページの職員に関する事項は、記載のとおりであります。

18ページと19ページは、改良費の概況になります。

排水管布設替え事業等の件数は21件で、工事費合計が1億903万3,000円です。

なお、19ページの19番から21番までの工事を翌年度に繰り越しております。

20ページを御覧ください。

業務量について、給水人口から有収率まで記載のとおりであります。

21ページを御覧ください。

一番下の(4)収納状況について説明をいたします。

令和4年度現年分給水収益の3月31日現在の未収入額は、63万9,370円です。

なお、5月31日現在の未収入額は、41万8,890円となっております。

22ページを御覧ください。

(2)企業債の状況は、令和4年度の借入額が3,960万円、償還額が7,033万7,009円です。当年度末企業債残高は7億3,883万1,597円となり、前年度より3,073万7,009円の減となっております。

24ページを御覧ください。

キャッシュフロー計算書になります。

1の業務活動分が、収益的収支による現金の増減で、2の投資活動分及び3の財務活動分が、資本的収支による現金の増減です。

一番下の資金期末残高が1億9,319万9,295円となっております、この期末残高が

10ページの貸借対照表の現金預金と一致しております。

25ページから27ページは、収益的収支及び資本的収支の明細書になります。

28ページを御覧ください。

有形固定資産明細書は、1年間の固定資産の増減及び減価償却費の明細になります。

④の当年度末現在高、29ページ、⑦の減価償却累計、⑧の年度末償還未済高が、10ページ貸借対照表の有形固定資産の内容とそれぞれ一致しております。

30ページから35ページまで、地域別の企業債明細書になります。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 討論はないと認めます。

これより採決に入りますが、本案については、剰余金処分と決算の認定の二つの表決が必要となる案件でありますので、それぞれについて採決を行います。

まず、本案のうち、令和4年度薩摩川内市簡易水道事業剰余金処分について採決します。本剰余金処分を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 御異議なしと認めます。よって、本剰余金処分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和4年度薩摩川内市簡易水道事業会計について採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第113号 剰余金処分及び決算の認定について（令和4年度薩摩川内市下水道事業剰余金処分及び令和4年度薩摩川内市下水道事業会計決算）

○委員長（阿久根憲造） 次に、議案第113号剰余金処分及び決算の認定について（令和4年度薩摩川内市下水道事業剰余金処分及び令和4年度薩摩川内市下水道事業会計決算）を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男） 別冊、下水道事業会計決算書の4ページを御覧ください。

（1）収益的収入及び支出について、第1款公共下水道事業から第4款漁業集落排水事業まで、四つのセグメントごとに記載があります。

5ページの収入決算額合計は、8億8,246万8,776円で、表の下、支出決算額合計は、7億9,953万1,390円です。

6ページを御覧ください。

（2）資本的収入及び支出の収入決算額は、7ページ、上の表の一番下になります。9億656万円であります。下の表、支出決算額合計は、10億8,664万5,433円です。

表の下を御覧ください。

資本的収支で不足する2億2,668万5,433円は、記載してあります各財源で補填しております。

8ページ、9ページの損益計算書は、損益について局長から説明がありましたので、省略をさせていただきます。

10ページを御覧ください。

剰余金計算書について、当年度増減があったものについて説明いたします。

自己資本金は、出資金を一般会計から2億9,124万8,148円受け入れ、また、11ページ、利益剰余金のうち未処分利益剰余金では、当年度純利益5,299万1,437円が増加しております。

10ページ下段の表、剰余金処分計算書案を御覧ください。

剰余金処分については、未処分利益剰余金5,299万1,437円を議会の議決を経て建設改良積立金へ積み立て、処分をしようとするものであります。

12ページを御覧ください。

貸借対照表について説明いたします。

資産の部、1、固定資産のうち(1)有形固定資産は、これまで建設改良費で取得した固定資産を資産ごとに計上しております。固定資産合計は、143億9,913万198円であります。

2、流動資産は、(1)現金預金から(4)有価証券までの流動資産合計で、5億7,023万6,462円です。

13ページを御覧ください。

負債の部、3、固定負債は、企業債で53億5,124万9,067円です。

4、流動負債は、(1)企業債から(4)その他流動負債までの合計で、5億8,456万2,658円となっております。

5、繰延べ収益は、(1)長期前受金と(2)長期前受金収益化累計額を加減し、64億2,197万1,922円となっております。

固定負債、流動負債、繰延べ収益の負債合計は、123億5,778万3,647円です。

14ページを御覧ください。

資本の部、6、資本金は、自己資本金で18億5,935万6,204円となっております。

7、剰余金は、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金で、合計は7億5,222万6,809円です。

資本金剰余金の資本合計は26億1,158万3,013円となり、12ページの資産合計と負債資本合計は、共に149億6,936万6,660円です。

18ページ、19ページの職員に関する事項は、記載のとおりであります。

20ページから23ページまでは、改良費の概況です。

管渠築造工事等は、21ページの一番下、21件で、工事費合計が2億2,704万9,600円です。

なお、翌年度へ繰り越した工事は、1番、2番、15番、19番の工事であります。

次のページ、処理場工事等は、23ページの一番下、16件で、工事費合計が3億3,361万9,500円です。7番、8番の工事委託を翌年度へ繰り越しております。

24ページを御覧ください。

業務量として、全体計画面積から有収率まで、記載のとおりであります。

27ページを御覧ください。

(4)収納状況について、セグメントごとの令和4年度現年分下水道使用料の未収金について説明いたします。

3月31日現在で、公共下水道は180万2,050円、特定環境保全は10万360円、農業集落排水は74万4,690円、漁業集落排水は15万6,590円、全体では280万3,690円です。

なお、5月31日現在の未収入額は、全体で124万4,500円となっております。

また、消費税還付金につきましては、本年7月に入金がされております。

28ページを御覧ください。

(2)企業債の状況は、令和4年度の借入額が3億2,440万円です。償還額が4億927万3,067円です。当年度末企業債残高は57億6,379万9,054円となり、前年度より8,487万3,067円の減となりました。

30ページを御覧ください。

キャッシュフロー計算書です。

1の業務活動分が、収益的収支による現金の増減、2の投資活動分及び3の財務活動分が、資本的収支による現金の増減です。

一番下の資金期末残高が5億3,956万1,630円となっており、この期末残高が12ページ、貸借対照表の現金預金と一致しております。

31ページから39ページまで、セグメントごとの収益的収支及び資本的収支の明細書になります。

40ページを御覧ください。

有形固定資産明細書は、1年間の固定資産の増減及び減価償却費の明細になります。

④の年度末現在高、41ページ、⑦の減価償却累計、⑧の年度末償却未済高が、それぞれ12ページの貸借対照表の有形固定資産と一致しております。

42ページから49ページまでは、セグメントごとの企業債明細書になります。

○委員長(阿久根憲造) ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（川添公貴） ちょっと1点だけ教えてほしいんですけど、汚水処理原価についてちょっと教えてもらいたいんですけど、経常利益で7億8,560万2,700円かな、これから公費負担分が3億2,365万7,972円。この公費負担分というのは、この数字はどっから出てきているのかということと、内訳を教えてください。

損益計算書でいくと、他会計からの補助金が4億幾らだったと思うんで、ちょっと差があるということ。

それから、長期前受金については損益計算書の金額と一致していたんで、これは理解したんですけども、そこをちょっと教えてもらいたいと思います。

○経営管理課長（橋口公男） 申し訳ありません、後ほど回答をさせていただきたいと思います。

○委員（川添公貴） 分かりました。むちゃなことはあまり言いたくないんで。

もう一点、ちょっと詳しくないんで、教えてもらいたいの1点あるんですけども、減価償却についてなんですけども、さっきもるいろんな特別会計において、減価償却あったんで聞きゃよかったんですけど、ここもあったんで聞きたいと思うんですが、減価償却の年数はどれぐらいの年数なのかということ、それから、定率なのか、定額なのかということ、この2点を教えてもらいたいです。

○水道局長（今井功司） 減価償却率の関係なんですけれども、基本的に下水道の管につきましては、法定耐用年数が50年になっておりますので、50年で定額で処理をしております。

（65ページの発言により訂正済み）

それと、あと設備につきましては、それぞれの耐用年数で……。

[発言する者あり]

○水道局長（今井功司） 構築物は設備の配電とかポンプとか、ポンプは20年で処理しております。

ただ、水道管につきましては40年なんですけれども、下水道管につきましては50年ということで、そこがちょっと通常の取扱いと違うかなと考えているところでございます。

○委員（川添公貴） 分かりました。多分動産に

については5年だと思うんで、あまりにも減価償却が少なかったんで、少ないほうが利益が少ないんで、決算額が薄く見られるんで、そこは得なんでしょうけれども。了解しました。

さっきの分については、また後ほど結構ですんで。

○委員長（阿久根憲造） ほかはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 討論はないと認めます。

これより採決に入りますが、本案については、剰余金処分と決算の認定の二つの表決が必要となる案件でありますので、それぞれについて採決を行います。

まず、本案のうち、令和4年度薩摩川内市下水道事業剰余金処分について採決します。本剰余金処分を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 御異議なしと認めます。よって、本剰余金処分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和4年度薩摩川内市下水道事業会計決算について採決します。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、水道局の審査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（阿久根憲造） 次は、市民課の審査を行います。

△議案第101号 決算の認定について
(令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長（阿久根憲造） 審査を一時中止して
おりました議案第101号を議題とします。

初めに、決算の概要について、部長の説明を
求めます。

○市民安全部長（上戸理志） 市民課の概要に
ついて御説明いたします。

決算附属書の44ページをお願いいたします。

市民課の主な取組としまして、まず、2の人権
教育啓発に関することについては、薩摩川内市人
権教育・啓発基本計画に基づく実施計画に沿って
啓発活動を行うとともに、令和5年3月に人権対
策事業審議会を開催し、また、黒木小学校におい
て花を栽培することにより、命の尊さ、思いやり
を学ぶ、人権の花運動を実施いたしました。

次の3の交通災害共済事業に関することでは、
交通事故に遭われた加入者の災害見舞金の請求事
務を行うとともに、交通災害共済への加入率向上
のための広報活動を実施しております。

次に、45ページ、4の戸籍及び住民基本台帳
に関することでは、住民基本台帳法、戸籍法など
の法令に基づく事務を行っており、婚姻や出生な
どの慶事用の写真撮影コーナーを設置し、オリジ
ナルの婚姻届、出生届の作成を行っております。

また、令和4年度からおくやみコーナーを設置
し、住民サービスの拡充を図っております。

次に、46ページ、5の住民基本台帳ネット
ワークに関することでは、住民基本台帳ネット
ワークを運用して、マイナンバーカードなどによ
るコンビニでの証明書発行サービスを提供して
おります。

なお、コンビニ交付の件数につきましては、増
加傾向でございます。

6のマイナンバーカード申請、交付並びにマイ
ナポイント登録支援に関することでは、マイナン
バーカードの交付を行うとともに、カードの申請
の方法等について周知を図っております。

マイナポイント登録支援につきましては、特設
窓口を設置し、サポートを実施いたしました。

また、平日来庁できない市民のために、毎月
1回または2回休日開庁し、申請、交付等の事務
を行いました。

○委員長（阿久根憲造） 引き続き、当局の補
足説明を求めます。

○市民課長（川崎朋子） それでは、歳入歳出

決算につきまして、市民課分の御説明をいたしま
す。

歳入歳出決算書の92ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費、総務一般管理費のう
ち市民課分は、めくっていただき、次ページの備
考欄中段あたりになります。

支出済額102万6,006円で、税務課の日
額会計年度任用職員4人分の報酬と社会保険料で
す。

その下、同日一般管理費、市民政策調整費のう
ち市民課分は、支出済額9,894万4,154円
で、市民課総合案内の行政事務専門員一人、部内
の日額会計年度任用職員8人分の報酬及び社会保
険料、職員給与費6人分と市民安全部の職員分の
時間外勤務手当が主なものであります。

次ページ、96ページをお開きください。

中段あたりの同日一般管理費、マイナンバー
カード利活用事業費は、支出済額2,434万
749円で、マイナポイント等申込みサポートの
日額会計年度任用職員10人分の人件費と、大型
商業施設でのマイナンバーカード出張申請サポ
ート業務委託、マイナポイント等の申込みサポ
ートを行う端末の賃借料などが主なものです。

この事業は、昨年度の4月から6月は行政経営
課、7月以降はスマートデジタル戦略室で行って
おりましたが、今年度から市民課へ事務移管した
事業になります。

続きまして、108ページをお開きください。

2款1項12目市民相談交通防犯費のうち市民
課分は、市民相談事務費の市民課分と、めくって
110ページ上段の交通災害共済事業費、合わせ
て支出済額1,079万4,589円で、市民相談
事務費の主な支出は、人権対策事業審議会の委員
報酬と川内人権擁護委員協議会への負担金です。

次ページ、交通災害共済事業費の主な支出は、
県市町村交通災害共済給付事業負担金で、これは
雑入で受け入れた加入申込金を県市町村総合事務
組合へ支出する負担金であります。

次に、116ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費です。支出済
額2億8,210万9,989円で、戸籍住民基本
台帳費の主な支出は、本庁・支所15人の行政事
務専門員、本庁・支所25人の職員給与費などの
人件費のほか、戸籍証明発行システムの保守や改

修、機器一式の賃借料などがあります。

また、昨年度は備品購入費で窓口用のセミセルフレジスターなどを購入しており、情報漏えい事故の示談に係る損害賠償金が発生しております。

繰越明許費となっていた委託料は、マイナンバーカード所持者の転出・転入手続をワンストップ化するためのシステム改修に係るものでしたが、無事にシステム改修を終えております。

次の、住民基本台帳ネットワークシステム事業費の主な支出は、住民基本台帳ネットワーク機器一式の保守委託及び賃借料ほかと、コンビニ交付に係る運営負担金となっております。

次の個人番号事業費の主な支出は、行政事務専門員二人、日額会計年度任用職員二人と、職員の時間外手当に係る人件費のほか、マイナンバーカードオンライン申請補助端末の賃借料、券面プリンターなどの備品購入費となっております。

次に、歳入について御説明いたします。

34ページをお開きください。

15款2項1目1節総務手数料のうち市民課分は、備考欄の中段に記載の戸籍手数料ほか9件です。昨年3月からセミセルフレジを設置し、キャッシュレス決済に対応するようになったため、手数料の細々節を現金とキャッシュレス決済利用分に分けております。

続いて、40ページです。

16款2項1目総務費補助金16節社会保障・税番号制度整備事業補助金は、戸籍システムの事務内連携等に係る補助金と繰越明許分で10割補助です。

次節17節マイナンバーカード交付事業費補助金は、マイナンバーカード交付事業のうち、事業実績に対する事務経費が交付されたもので、こちらも10割補助となっております。

続いて、同目28節マイナポイント事業費補助金は、マイナポイント申込み支援に係るもので、これも事業実施に対する事務経費が交付されたもので10割補助ですが、こちらについては24万円が収入未済となっております。これは、本来であれば令和3年度に受け入れるべき補助金が、県担当課の事務遺漏により交付されず、令和4年度に交付検討となっていたものの、結果的に令和4年度も交付がなされなかったため、収入未済となったものです。

県は引き続き、国と全額交付で今年度の対応を検討しているとの通知が来ております。

次に、46ページです。

16款3項1目総務費委託金1節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金は、外国人の住所移動等に伴う事務費で、国の交付基準で人件費と物件費の委託金であり、10割補助です。

次に、56ページです。

17款3項1目総務費委託金1節総務管理費委託金のうち市民課分は、地域人権啓発活動活性化事業委託金で、黒木小学校で行った人権の花運動に係る経費で、1項4万5,000円の委託金です。

次に、同目3節戸籍住民基本台帳費委託金の人口動態事務委託金は、出生、死亡等の状況を厚生労働省が把握するための調査で、前年度受理数から算出された委託金となっております。

次に、74ページです。

22款5項4目1節雑入のうち市民課分は、備考欄の中段あたり4件ございまして、主なものは、県市町村交通災害共済事業に係る会費、事務費、加入促進費収入となっております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博）もう少し先ほどの収入未済額のことについて、県が問合せしている問題について、ちょっともう少し詳しく教えていただけませんか。

○市民課長（川崎朋子）これは経緯を説明しますと、県の担当課が事務遺漏の関係で国に進達されなかったことにより、国からの交付がなされなかったものになるんですけれども、県内で12市町ございます。

現在、県のほうも国と話をしながら交付に向けて検討中ということで、令和5年度も交付検討となっておりますが、通知自体が年度末になるかもしれないということを聞いております。

○委員長（阿久根憲造）令和5年度末ということ、井上委員よろしいですか。

○委員（井上勝博）マイナポイントのところにあるやつですよ、今説明されているのは。つまりマイナポイントが入ってこない、そういう意味

ですか。ちょっと理解できないんですけど。

○市民課長（川崎朋子）こちら、ポイントに係るものではなく、人件費に係るものになります。

○委員（井上勝博）いや、どういうトラブルなのかがよく分からないんですけども、普通、未済額というのは、そんな国とか県が未済額をするって珍しいことですよ。ちょっとどういうトラブルなのか、教えていただけますか。

○市民課長（川崎朋子）令和3年当時なんですけれども、報道等でもちょっとなされたところではあるんですけども、先ほども申したように、薩摩川内市だけではなく、県内12自治体対象になっておりまして、県のほうも交付検討ということで、国とは協議をしているようなので、私どものほうからは、今、回答待ちといいますか、そういう状態になっております。

○委員（井上勝博）要するに、報道でもいいんですけども、どうしてこうなったかということについては、原因分からないということですか。それでいいんですか。原因が分かんないと。

○市民安全部長（上戸理志）原因については、県の遺漏があったということ、これ既に報道もなされたところがございます。ちょっと薩摩川内市としては、それに対して早く収入が欲しいところですが、やはり県のほうの手続、また国との協議も含めてということになりますので、そちらを見守るしかない状況でございます。

○委員（井上勝博）ちょっとマイナンバーカードについての概要のほうで質問したいんですけども、46ページ一番下のほうの（1）のマイナンバーカードの交付状況で、申請件数が8万4,271で、カードが届いたのは7万5,168、交付済件数が6万8,445ということは、カードは到着したんだけど、受け取りに来ない方がいらっしやると、そういう意味ですか。

○市民課長（川崎朋子）はい、さようございます。

○委員（井上勝博）そうすると、7万5,000から6万8,000を引くと、約7,000人の方々が来ないというのは、これはなぜかというのはわかりますか。

○市民安全部長（上戸理志）申請されてから受け取りまで、実際、J-LISから市に届くのにもタイムラグがございます。特に繁忙期について

は、申請から実際、市に届くまでに、やはり一月ぐらいかかりまして、実際、申請した市民に届くのにも2か月ぐらいかかった時期もございました。

現在、そちらは解消されておりますが、そういうタイムラグがあることと、さらには、やはり平日なかなか取りに来れないという事情もありますので、今、月に1回、もしくは2日、日曜開庁して、そういう方たちのためにもサービスを拡充しているところでございます。

○委員（井上勝博）非常に大きい数字でもあるわけですが、これはカードというのは、本人が来ないと渡さないというふうになっているんですね。届けるということはないわけですか。

○市民課長（川崎朋子）原則は、御本人様が来庁という形にはなります。

ただ、代理人の受け取りというのも状況によっては可能ではありますし、現在は、申請の段階で受け取りを郵送で送るという方法もございますので、3月末の状況からすると、受け取りの条件というのも大分緩和はされてきていると考えているところです。

○委員（井上勝博）そうすると、受け取りに来ない方が、ずっと来ないということにもなるわけで、これは将来的には何か来年保険証の廃止ということで、こういうカードがないと困るような状況になってくると思うんですが、その辺については、私は保険証……。

[発言する者あり]

○委員（井上勝博）いやいや、概要に書いてあるわけだから、保険証の廃止をするということになると、それだけのたくさんの方々が保険証を持たないということにもなってくるわけですが、対策としては、何か市のほうで積極的な対策というのはあるんですか。

○市民課長（川崎朋子）3月の段階では、確かに申請件数と交付済みの件数、かなりちょっと差が大きかったです。

現在は、8月でしたか、それこそマイナポイントの申込み期限というのもございまして、今まで取りに来られていない方たちに対しての受け取りに来てくださいというような、勧奨の通知を出したところでございます。

今後も、定期的に勧奨の通知というのは検討しないといけないというふうにも考えておりますし、

保険証のひもづけのほうについては、今後の状況も見極めながら、こちらのほうも対応策を考えていかないといけないとは思っているところです。

○委員（井上勝博）8月の時点の数字を教えてくださいませんか。

○市民課長（川崎朋子）はっきりした数字ではないですけども、約1,000通ほど勧奨通知のほうを出しているところです。

○委員（井上勝博）いや、勧奨通知ではなくて、実際の交付済件数を教えてくださいませんか。

○市民課長（川崎朋子）勧奨通知自体が、今まで取りに来ていらっしゃる方の件数なので、その当時の差というのは、ちょっとどれくらいというのは、はっきり申し上げられないんですけども、8月末現在の交付の件数というのが、7万6,800件というふうになっておりますので、7万5,000件勧奨通知を出した後、また受け取りに来られた方等もいらっしゃいますので、申し訳ありません、はっきりした差というのはいりませんが、8月末の交付件数は7万6,800人の方には交付をしている状態です。

○委員長（阿久根憲造）井上委員、今、令和5年度の事務状況の回答をしてもらっているところです。なるべくまとめてお願いします。

○委員（井上勝博）それ、8月の交付申請件数は何件ですか。

○市民課長（川崎朋子）8月末現在の申請数は8万6,111件となっておりますが、ただ、この数字というのが、例えば二重申請だったり、例えば写真の不備だったりというような方たちの分も含んだ申請数になっておまして、実際の有効申請数という言い方でいいのかわかりませんが、その申請数というのは、ちょっとこちらのほう、県といいますか、こちらのほうにはちょっと届いていないものですから、実際の申請数というような形にはなります。

○委員（犬井美香）すみません、これも確認です。

住所等の情報漏えいについて、示談で70万ちょっと支払われているんですけども、その後、大きな何かトラブルとか、情報漏えいなので、何かトラブルはなかったかどうかのちょっと確認だけさせてください。

○市民課長（川崎朋子）このことがありまし

てから事務のほうも見直しまして、システムも直接触らないような形での事務の取扱いの変更もしました。

なお、二重チェックの強化など体制も強化をしております。現在のところ何もといますか、特に何も無い状況であります。

○委員長（阿久根憲造）ほか、よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね13時10分とさせていただきます。

~~~~~

午後0時12分休憩

~~~~~

午後1時12分開議

~~~~~

○委員長（阿久根憲造）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△防災安全課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、防災安全課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について次長の説明を求めます。

○市民安全部次長（遠矢一星）それでは、防災安全課の決算の概要について御説明いたしますので、決算附属書の47ページをお開きください。

防災安全課の主な事業概要ですが、まず1の交通安全対策の推進では、(1)で、交通安全協会に委託した交通安全教室の実施。(2)では、大綱心の交通安全プロジェクトとして、運転免許証自主返納者へのタクシーチケットの無償交付。2の防犯対策の推進では、(1)で、地区コミュニティ協議会や防犯ボランティア団体への防犯用品の配布。(2)では、青色回転灯を装備した車両による自主防犯パトロール活動への補助。

(3)では、防犯カメラの維持管理を行っており、3の自衛官募集事務ですが、自衛官募集記事を広報し、年3回掲載しております。

次の48ページになりますが、4の災害予防応急対策その他の防災業務では、(1)では、災害

応急対策その他の防災業務として、自主防災組織訓練等の活動支援、出前講座、原子力防災訓練等を実施しており、(2)では、原子力防災等訪問事業として原子力防災についての説明、もしくは防災行政無線戸別受信機の使用方法などの説明を行っております。5の防災行政無線通信施設の維持管理では、屋外拡声放送施設や戸別受信機等の維持管理を行っております。

○委員長(阿久根憲造)引き続き、当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長(森山勝男)令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算に係る防災安全課分について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたしますので、決算書の96ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費の支出済額1億5,931万6,093円のうち本課分は、98ページの備考欄上から四つ目の丸印、自衛官募集事務費で、薩摩川内市防衛協会補助金が主です。

次に、108ページをお開きください。

2款1項1目2目市民相談交通防犯費の支出済額4,087万8,269円のうち本課分は、110ページの備考欄一番上の丸印、交通安全対策費とその二つ下の丸印、防犯対策費です。

交通安全対策費では、交通安全教育普及啓発事業の業務委託と薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会負担金が主なものです。

防犯対策費では、防犯カメラ保守点検業務委託、薩摩川内地区防犯協会負担金、青色パトロール自主防犯活動への補助金が主なものです。

次に、192ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費の支出済額2億1,661万5,623円のうち本課分は、備考欄中ほどの丸印、災害予防応急対策費、防災安全課分と、194ページ、備考欄上から一つ目の丸印、防災行政無線通信施設管理費です。災害予防応急対策費では、災害対応による職員手当、防災各種システム保守点検による委託料、県消防・防災ヘリ市町村負担金などの負担金が主なものです。防災行政無線通信施設管理費では、地域コミュニティ無線の再送信局を東郷町五社上に増設した工事請負費のほか、防災行政無線に係る委託料、備品購入費が主なものです。

続きまして、一般会計歳入について御説明いたします。

決算書の32ページをお開きください。

15款1項8目1節消防使用料で、本課分は34ページ備考欄1行目、行政財産使用料で、下甕地域緊急避難施設等の敷地にある電柱などの使用料です。

次に、46ページをお開きください。

16款3項1目3節総務費委託金で、本課分は、備考欄中ほど、防災安全課分、募集事務地方公共団体委託金で、自衛官募集事務に係る委託金です。

次に、54ページをお開きください。

17款2項7目2節災害対策費補助金で、本課分は備考欄中ほどより下、防災安全課分、原子力防災屋内退避施設等維持管理費補助金と原子力発電施設緊急時安全対策補助金です。

次に、60ページをお開きください。

18款1項1目1節土地建物貸付収入のうち本課分は、備考欄中ほど、防災安全課貸地料、寄田町池ノ段集会所の電柱分です。

次に70ページの22款5項4目1節雑入のうち本課分は、74ページ備考欄中ほど、防災安全課分薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会負担金返納金と全国市町会防災・減災費用保険金です。

次に、財産に関する調書のうち防災安全課分の出資による権利については、360ページに記載してあります。

○委員長(阿久根憲造)ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員(井上勝博)いつも聞いているので、もう数字は分かると思うのですがけれども、一応確認です。自衛隊募集事務のところで、令和4年度の自衛隊適齢者名簿の提出人数を教えてください。

○防災安全課長(森山勝男)質問のありました名簿の提出者の人数ですけれども、令和4年度22歳の対象となる方が758名、18歳となる者の対象者が901名、合計1,659名になります。

○委員(井上勝博)男女別も分かりますか。

○防災安全課長(森山勝男)22歳となる方758名、うち男性440名、女性318名。18歳となる方901名のうち、男性461名、女性440名です。

○委員（井上勝博）今年度から除外申請ができるようになったわけですが、令和4年度については、全員だったというふうな理解でよろしいですか。

○防災安全課長（森山勝男）そのとおりです。

○委員長（阿久根憲造）ほかによかったでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、防災安全課の審査を終わります。

#### △原子力安全室の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、原子力安全室の審査に入ります。

初めに、決算の概要について次長の説明を求めます。

○市民安全部次長（遠矢一星）それでは、原子力安全室の決算概要について御説明いたしますので、決算附属書の49ページをお開きください。

原子力安全室の主な事業概要ですが、1の原子力発電所に係る広報・調査事業としまして、

（1）の調査事業としましては、市の原子力安全対策連絡協議会の開催、また全職員を対象とした放射線に係る職員研修等を実施しており、（2）の広報事業としましては、年4回原子力広報の作成・配布、（3）の連絡調整事業としましては、全国原子力発電所所在市町村協議会における要請活動等を実施しております。

○委員長（阿久根憲造）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○原子力安全室長（宮田高敬）それでは、原子力安全室に係る決算の内容等につきまして御説明いたします。

まず、歳出につきまして御説明いたしますので、決算書の114ページを御覧ください。

2款1項16目原子力対策費の事項広報調査事業費で、支出済額は1,138万8,863円です。

備考欄を御覧ください。

主な支出につきましては、日額会計年度任用職員報酬のほか、川内地域自治会文書送達業務委託外5件の委託料、一般社団法人日本原子力産業協会負担金外3件の負担金、放射線知識普及啓発人材確保補助金等でございます。

なお、50万円以上の不用額が旅費で発生しておりますが、主な理由としましては、消防団を対象としました宮城県女川町への原子力関連施設視察、また職員を対象としました福島第一原子力発電所視察等におきまして、業務の都合等で参加者が予定人員に満たなかったこと、また参加予定としておりました研修会やフォーラム等につきまして、業務の都合により参加できなかったことなど、2月から3月に予定していたもので、減額の補正ができなかったことにより不用額となってしまうものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、48ページを御覧ください。

17款2項1目総務費補助金のうち、3節広報・調査等交付金1,526万2,561円、補助率は10分の10で、収入未済額はございません。

なお、この交付金につきましては、先ほど御説明いたしました広報調査事業費のほか、防災安全課の原子力防災等訪問嘱託員2名分の報酬及び財産マネジメント課所管の本庁及び各支所に設置しております環境放射線監視システム表示モニターの電気料に充当しております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）概要の中で、（1）の消防団を対象にした女川原子力発電所、それから職員を対象にした福島第一原子力発電所、これは毎年やられているんじゃないかと思うんですが、同じなんですか。消防団は女川、職員は福島ということなんですか。

○原子力安全室長（宮田高敬）今ございました消防団を対象としました視察につきましては、二年に一回行っておりまして、場所につきましても女川以外の発電所がある自治体等で視察を実施しております。福島第一原子力発電所につきましては、毎年職員、詰所等の詰所長などを対象としまして毎年実施しております。

○委員（井上勝博）目的がどういう目的なのか分からないんですけども、何か、例えばレポートを書くようになっているんでしょうか。

○原子力安全室長（宮田高敬）女川町または福島第一につきましても、東日本大震災において被災をしました自治体でございますので、その被

災をされたときの原子力災害等におきます対応等について、現地の対応に当たった消防団の方々や職員の方々との意見交換を行って、自分たちの地元のほうでそれを生かしていきたいということで実施しておるところでございますが、それぞれの視察をされた後につきましては、復命等を書いていただくなりして、どういうことを学んできたということで提出していただいているものでございます。

○委員（井上勝博）教訓としていただければいいと思いますけれども、その復命というのは、レポートと同じなのですか。

○原子力安全室長（宮田高敬）レポートと同じといたしますか、どういうことを学んできたということを書いていただいておりますので、同じものだと思います。

○委員（川添公貴）概要で職員に対する放射線の研修会を行ったということなので、決算書の中で放射線の普及活動、啓発活動の人材確保の補助金となっているんですけれども、研修費と人材確保する補助金というのは使途が違うんじゃないかと思うんですが、そこ辺りをまず説明をお願いしたい。

○原子力安全室長（宮田高敬）今ございました職員を対象としました放射線研修につきましては、講師派遣事業ということで、国の交付金事業ということで、こちらのほうで予算化している事業ではございません。

後、今ございました放射線知識普及啓発人材確保補助金といいますのは、放射線に係る基礎知識や放射線被曝の健康、影響などについて、広く市民の方々に伝えていただくようなものとして、医療関係者、医療事業者等に対して補助金として出すものでございますので、職員を対象としたものではございません。ですので、別のものでございます。

○委員（川添公貴）そしたら、補助金の医師会等をお願いをするという回答だったと思うんですけれども、どういう内容で、その後、研修を受けられた方が市民の方々にどのような形で広報されるのかということまで把握されていると思うので教えてもらいたいと思います。

○原子力安全室長（宮田高敬）この補助金につきましては、鹿児島純心大学における長崎大学

と共用しておりますサテライトキャンパスということで、放射線の知識について学ぶ講座を医療関係者の方がその大学に通っていただいているのを学んでいただき、卒業後に有事とかあった際、もしくはいろんな状況において放射線について市民の方々に説明をしていただくというものなんですけれども、この補助金につきましては、その学校に入学をされる際の入学金相当額ということで、その人に対して交付をしているものでございます。

○委員（川添公貴）確か、看護師の課程に入る、そこで放射線医療、治療に関する技術を学ぶという、確か一人の方だったと思うんですよね。一人の方が今その事業を確か受けていらっしゃる。その方に対する基礎知識の分の対応ということで、了解。

だったら、もうちょっとこの名称を変えていくべきだろうと思います。例えば、看護師の知識、看護師の皆さんの方の入学補助金に結局なっているので、啓発活動に関する、もうちょっと違った名前をつける、ちょっと今ピンとこないんで。私が言いたいのは、放射線に関しては広く市民の方々に勉強する機会を与えるべきだろうと思っています。

ここで言うのもなんですけど、放射線被曝が怖い怖いとおっしゃっているんですけれども、東京ーロサンゼルス間を飛行機で飛ぶと、レントゲンの2倍、1回で浴びるんですよね、放射線を。そこもあるし、放射線と放射能の違いが分かっていない。放射線と放射能。こういうのが多いと思うんですよ。ですから、令和6年度のこれから予算組みをされていく中においては、やはりそういう啓発活動にもうちょっと予算を組んで、市民の方々に広く知識の場を設けていくというような方向もありかなと思うので、ぜひ令和6年度に向けてはその方向性も踏まえて検討してもらえればと思います。

これは個人的な考えで、正解かどうか分かりませんが、私がちょっと放射能と放射線が分からないものですから言ったまでのことで、よろしくをお願いします。

○委員（犬井美香）先ほどの附属書の中なんですけど、井上委員とちよつかぶる部分もあるかもしれませんが、先ほどの説明の中で消防団を

対象とした発電所の視察だったりとか、職員を対象としたものの、研修に行く方が少なかった、予定よりもという説明があったかと思えます。不用額が若干多くなっているというような説明があったんですけど、時期的なものだったりとか、何か要因があったのかどうかというのをちょっと教えてください。

**○原子力安全室長（宮田高敬）** 相手の自治体等の日程調整をするに当たりまして、結果的にこの時期になってしまったということと、あとは2月に原子力防災訓練がございますので、その関係でこれに近い時期に行ったということがございます。そのタイミングで参加者について募集をしたんですけども、結果的に予定していた人員に満たなかったということがございます。

**○委員（犬井美香）** 時期的なものがあったのかもしれないですし、公募期間というのが短かったのかもしれないんですけど、消防団の方々が本当に自分の仕事を持ちながらということはあると思うので、この研修に行くということって結構ハードルが高いのかなというふうにちょっと感じたところでした。そういう仕事との兼職というか兼務が難しい中での研修で人員の確保がなかなかできなかったということであれば、この研修自体、もちろんそういう自治体に行って学ぶというところはすごく大事だと思うんですけど、研修自体少しまた視察先であったりとか、時期であったりとか、いろんなことを考えたほうがいいのかというふうにちょっと感じたので、質問させていただきました。

**○委員長（阿久根憲造）** ほかによろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（阿久根憲造）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、原子力安全室の審査を終わります。

△環境課の審査

**○委員長（阿久根憲造）** 次は、環境課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について部長の説明を求めます。

**○市民安全部長（上戸理志）** 環境課の概要について御説明いたします。

決算附属書の50ページをお願いいたします。

まず、1の環境保全対策の推進では、環境基本計画等に係る環境審議会の開催、共同墓地の災害対策、ウミガメ保護対策及び蘭牟田池や甌島区域の環境保全並びに花いっぱいまちづくり推進事業などを実施しております。

次に51ページ、2の公害対策の推進では、河川の水質検査、事業所の悪臭測定のほか、騒音・振動やダイオキシン類の測定調査を実施しております。

次に52ページ、3のごみ処理の適正な処理及びリサイクルの推進では、廃棄物の排出抑制や衛生自治組織との連携による生活環境の保全など、保健所、警察署、環境美化推進員との連携によるごみの不法投棄、環境美化対策、ごみ減量再資源化の推進の取組を実施しております。

次に53ページ、4のごみ処理施設の適正な維持管理では、クリーンセンター及び最終処分場等の適正な運営・維持管理に努めております。

次に、ページ飛びまして55ページをお願いいたします。

55ページの5の狂犬病予防対策の推進では、犬の新規登録の啓発や予防注射率の向上に努めております。

次に56ページ、6のし尿処理施設の適正な維持管理では、川内汚泥再生処理センター等の適正な運転管理状況の監視を実施し、し尿・浄化槽汚泥の適正処理等を行っております。

7の葬祭場市営墓地の管理では、葬祭場及び市営墓地の適正な維持管理を行っているところでございます。

**○委員長（阿久根憲造）** 引き続き、当局の補足説明を求めます。

**○環境課長（奥平幸雄）** それでは、初めに、歳出について説明いたします。

決算書の142ページをお開きいただきたいと思えます。

3款5項1目災害救助費は、大規模災害の発生がなかったため、環境課分の支出はありませんでした。

7節報償費の予算額8万円、13節使用料及び賃借料の予算額727万9,000円のうち、環境課分の予算額88万5,000円は未執行であります。

次に、150ページをお開きください。

4款1項4目予防費の支出済額のうち、環境課分の支出済額108万5,920円は狂犬病予防事務費で、畜犬管理システム保守管理業務委託等であります。

同じく150ページの4款1項8目環境衛生費の支出済額は1億3,492万7,704円です。

環境総務一般管理費は、環境審議会委員19人の報酬、職員給与費等、環境保全対策費は、下甌島海岸漂着物等の処理業務委託などが主なものでございます。

地球温暖化対策費は、カーボンニュートラル地域戦略策定支援業務委託が主なものであります。

花いっぱいまちづくり推進事業費は、各自治会等が実施しております快適環境づくり補助金の64件であります。

同じく152ページの9目公害対策費の支出済額は661万9,987円です。騒音・振動測定調査業務委託が主なものでございます。

11節役務費については、臨時測定を行うような市民からの依頼はなかったため、未執行となっているところであります。

10目葬斎費の支出済額は5,358万405円です。

市営墓地管理費は川内芸ノ尾第1墓地等の指定管理料、葬斎場管理費は川内葬斎場やすらぎ苑の指定管理料、葬斎一般管理費はさつま町やすらぎ苑の使用負担金が主なものでございます。

次のページ、154ページの2項1目清掃総務費の支出済額は126万6,599円です。

清掃総務一般管理費は、川内汚泥再生処理センター対策委員会への運営補助金が主なものでございます。

7節報償費については、汚泥再生処理センター運営協議会の開催がなかったため、未執行となっております。

同じく154ページの5目ごみ処理費の支出済額は10億7,755万8,160円です。

不法投棄対策費のほか、環境美化推進事業費では、不法投棄対策のため、市内のパトロール、監視等を行っていただいております環境美化推進員の謝金、一般廃棄物処理費は市内の家庭から排出された一般廃棄物及び資源物収集運搬等の業務委託料が主なものになっております。

資源ごみ分別推進事業費は、ごみ収集施設設置に対するごみ減量再資源化補助金が主なものでございます。

クリーンセンター管理費は、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る管理運營業務委託、最終処分場管理費は、川内クリーンセンター焼却灰等の運搬及び処分業務委託が主なものでございます。

なお、不用額の大きなものとしましては、12節委託料が多額の不用額であります。川内クリーンセンターの電気料の単価改定を見込んでおりましたが、改定は行われなかったことによる執行残及び一般廃棄物収集運搬業務の委託の執行残がもろもろとなっております。

次のページ、156ページの6目し尿処理費の支出済額は4億8,132万9,047円です。

上甌投入施設管理費は、同施設の維持管理業務が主なものでございます。下甌環境センター管理費は、下甌地域し尿及び浄化槽汚泥運搬業務委託、汚泥再生処理センター施設管理費は、同施設の維持管理・運營業務委託が主なものでございます。

不用額の大きなものとしましては、12節委託料のうち、し尿処理運搬業務の実績に伴う執行残が主なものとなっております。

続きまして、歳入について説明いたします。

まず、収入未済についてですが、環境課分については全て納付されており、収入未済はございません。

それでは、決算書の24ページをお開きいただきたいと思っております。

15款1項3目1節衛生使用料のうち環境課分は、葬斎場使用料等の8件でございます。

次に、36ページをお開きください。

15款2項3目1節衛生手数料のうち環境課分は、廃棄物処分手数料等の9件です。

次に、50ページをお開きいただきたいと思っております。

17款2項3目1節保健衛生費補助金のうち環境課分は、甌島区域における海岸漂着物地域対策推進事業費補助金及びウミガメ保護監視員の設置補助金でございます。

次に、58ページをお開きください。

17款3項3目1節保健衛生費委託金のうち環境課分は、権限移譲事務委託金等の2件でございます。

ます。

次に、60ページの18款1項1目1節土地建物貸付収入のうち環境課分は、自動販売機設置等に係るものが主なものとなっております。

次に、66ページをお開きください。

同じく2項2目1節物品売払収入のうち環境課分は、資源ごみ売払収入及び炭化物売払収入でございます。

次に、74ページをお開きいただきたいと思えます。

22款5項4目1節雑入のうち環境課分は、75ページ備考欄中ほどのPETボトル等有償入札拠出金の4件でございます。

次に、出捐金についてですが、306ページに記載しております。環境課分の出捐金ですが、環境整備公社出捐金については、令和4年度中の増減はありませんでした。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、環境課の審査を終わります。

#### △税務課・収納課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○市民安全部長（上戸理志）それでは、税務課及び収納課の概要を御説明いたします。

決算附属書の58ページをお願いいたします。

58ページ、まず税務課でございますが、税務課は納税義務者及び課税客体の適正な把握、課税事務の効率化を図り、公平かつ適正な課税に努めてまいりました。

58ページから61ページまで、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、使用済核燃料税の税目ごとの賦課事務の処理状況を示してございます。

また、61ページ及び62ページに国民健康保険税と税務課所管に係る税外収入の事務処理の状況を記載してございますので、御参照ください。

次に、収納課でございますが、収納課は市税、国保税の徴収と滞納整理を担当しております。

63ページをお願いいたします。

63ページに収納事務の処理状況をお示ししてございます。令和4年度は、文書、電話等による納税催告、財産調査、差押え、不動産の公売、タイヤロック、軽自動車の差押えなどを実施し、年度末には市税等滞納特別対策本部を設置して滞納対策に努めました。

今後も自主財源の安定的確保及び税負担の公平性を図る観点から市税等の収納率向上に取り組んでまいります。

○委員長（阿久根憲造）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○税務課長（川畑 央）税務課・収納課です。先に税務課から説明いたします。

一般会計の歳出です。歳入歳出決算書事項別明細書の114及び116ページを参照ください。

2款総務費2項徴税費1目税務総務費、支出済額4億1,813万7,123円です。備考欄で説明いたします。

税務一般管理費です。行政事務専門員一人の人員費と税務課、収納課、本土4支所、甌島振興局、下甌支所の税務担当職員64人分の職員給与等が主なものです。

2目賦課徴収費は、支出済額1億9,447万8,251円で、賦課徴収事務費では、相続人調査業務専門員二人と家屋事前調査業務専門員三人の計5人の行政事務専門員の人員費と固定資産税納税通知書作成等業務委託外22件の委託料、地方税電子申告支援サービス利用料外4件の使用料及び賃借料が主なものとなります。

その他、還付加算金60件及び市税等過誤納払戻金1,242件がございますが、これは主に法人市民税等の過誤納払戻しに係る還付加算金と払戻金です。

また、固定資産評価事業費は、固定資産土地評価業務委託外2件です。

収納率向上特別対策費、徴収管理費を収納課から説明します。

○収納課長（国分 修）同じく116ページ、2目賦課徴収費のうち収納課分について説明いたします。

備考欄の中段になります。収納率向上特別対策

費で、主なものは行政事務専門員三人の報酬、社会保険料、共済組合負担金及び職員手当等であり  
ます。

次に、徴収管理費で、主なものは納税お知らせ  
センター運用業務委託外4件の委託料です。

**○税務課長（川畑 央）** 次に、歳入について  
説明いたします。歳入につきましては、収納課分  
も併せて説明いたします。

まず、市民税の決算状況です。事項別明細書の  
16ページになります。

1 款 1 項 市民税は、収入済額 4 6 億  
2,918万59円です。不納欠損額は425件、  
529万9,508円です。還付未済額は  
127万3,941円、収入未済額は1億  
1,290万2,298円、件数は6,353件と  
なっております。

2 項 固定資産税は、収入済額 1 0 1 億  
4,975万1,219円です。不納欠損額は  
2,766件の3,762万9,178円です。還  
付未済額は6万1,892円、収入未済額は3億  
4,955万4,256円、件数は1万  
8,135件となっております。

3 項 軽自動車税は、収入済額 3 億 9,311万  
5,629円です。不納欠損額は249件、  
160万6,867円です。還付未済額は2万  
100円、収入未済額は1,526万4,981円  
で、件数は2,495件となっております。

4 項 市たばこ税は、収入済額 6 億 9,046万  
1,949円です。

7 項 入湯税は、収入済額 1,537万  
8,300円です。

8 項 使用済核燃料税は、収入済額 5 億  
2,326万円です。使用済核燃料1,938体  
に課税したものです。

以上、市税全体では、ページの一番上になりま  
す予算現額159億3,497万8,000円に対  
し、収入済額は164億114万7,156円  
です。

不納欠損額については4,453万5,553円、  
件数は3,440件です。収入未済額は4億  
7,772万1,535円で、現年課税分が  
8,820万5,830円、滞納繰越分が3億  
8,951万5,705円です。備考欄の還付未済  
額は合計で135万5,933円です。

以上が市税についてです。

次に、事項別明細書34ページをお願いします。

15 款 2 項 手数料 1 目 1 節 総務手数料のうち税  
務課分は、備考欄の資産等証明手数料、公簿閲覧  
手数料等の合計587万3,050円です。  
36ページも合わせて参照ください。

2 節 督促手数料は、収入済額 2 3 3 万  
7,300円で、不納欠損額は31万4,260円、  
収入未済額は247万9,240円です。還付未  
済額は1,300円となっております。

事項別明細書、56ページをお願いします。

17 款 県支出金 3 項 県委託金 1 目 総務費委託金  
2 節 徴収費委託金は、県税徴収事務委託金です。  
これは、地方税に基づきまして、個人県民税の取  
扱いに関し、その件数に応じて交付されるもので、  
収入済額は1億3,879万6,318円です。

事項別明細書、68ページをお願いいたします。

20 款 2 項 特別会計繰入金 1 目 国民健康保険事  
業特別会計繰入金で、収納課分は569万  
3,000円です。国民健康保険事業については、  
収納率向上のための事業費等を対象として県の交  
付する国保調整交付金を特別会計で受け入れます  
が、これを収納課の事業費等に充てるため、一般  
会計に繰り入れているものです。

次のページ、70ページです。

22 款 諸収入 1 項 延滞金、加算金及び過料 1 目  
1 節 延滞金ですが、備考欄の税務課分  
1,374万8,404円です。2目1節の過料は  
発生しておりません。

5 項 雑入 1 目 1 節 滞納処分費は発生しておりま  
せん。

2 目 1 節 弁償金は9,400円で、原動機付自  
転車の標識を紛失したときの弁償金47台分です。

次に、財産に関する調書ですが、362ページ  
の債権でございます。

一番上の行、個人住民税特別徴収に係る翌年度  
分で、一番右の欄、決算年度末現在高として5億  
755万4,917円となっております。これは、  
市民税の特別徴収税額のうち4月及び5月に徴収  
する分が翌年度会計へ繰越しとなることから、年  
度末の3月末時点の調定残額を計上しているもの  
です。

**○委員長（阿久根憲造）** ただいま当局の説明  
が終わりましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）概要のほうで、その他収入に関するところのところに、預貯金調査を行ったとありますが、この預貯金調査を行ったことによる効果といいますか、結果というのはどういうことが分かったという、これは令和4年度が初めてなんでしょうか。お願いします。

○収納課長（国分 修）預貯金調査の件数につきましては、令和4年度につきましては、1万700件ほどの調査を行い、それを基に財産が発見された場合には差押えを執行することになります。差押えを執行したものが預貯金の61件分、執行しているところであります。

○委員（井上勝博）1万と700件を調査して、それなりの預貯金があったので61件を差し押えたということですが、金額的にはどのぐらいなんですか。

○収納課長（国分 修）差押えの金額につきましては、約580万円ほど差押えを執行しているところであります。

○委員（井上勝博）それは、どういう、何というか、隠していたという、悪く言えば、そういうことなんですか。その辺、どうなんですか。悪質なものなんですか。

○収納課長（国分 修）税金が滞納になりますと、督促状を出して、次に催告書を出したり、電話で催告のお願いをしたり続けていくんですが、どうしても連絡が取れなかったりした場合につきまして、やむを得ず執行しているところであります。

○委員（井上勝博）あと、概要の中には差押えのことは特に書いてないんですけど、差押えもされているんじゃないんですか。

○収納課長（国分 修）差押えも執行しております。

○委員（井上勝博）その状況というか、実際はどのぐらい差押えられていて、金額的にはどのぐらいかというのは分かるんですか。

○収納課長（国分 修）令和4年度につきましては、市税につきまして差押えを91件、金額にしまして1,500万円ほど差押えを執行しているところであります。

○委員（井上勝博）その差押えの内訳といいますか、例えば国保税とその他というのを分ければ

どんな感じなんですか。

○収納課長（国分 修）今申しました91件につきましては、市税に関する分で、国保の分は除いている分であります。

○委員（井上勝博）国保は国保で別にまた差押えがされているんですか。

○収納課長（国分 修）国保税に係る分も差押えを執行しております。

○委員（井上勝博）後で聞けばいいんですか、国保のときに。

○委員長（阿久根憲造）担当課ではないということですか。

○収納課長（国分 修）後、保険年金課のところで国保の部分が出てくると思うので、そちらのほうで回答させていただければと思います。

○委員長（阿久根憲造）ほかによろしいでしょうか。

○委員（川添公貴）歳入の1款1項、2項です。市民税と固定資産税の滞納繰越分について、件数は今お話があったんですけども、この不納欠損に関してどのような理由で処分されたのかというのを教えてもらいたい。

○収納課長（国分 修）市税の不納欠損につきましては、4,400万円ほど不納欠損を行っているのですが、そのうち、滞納処分の執行停止というのが地方税法第15条にありまして、それに伴いまして、その要件が3年間経過した場合は不納欠損としているところでありまして、全体のうちの約4,400万円のうち、4,000万円分ぐらいのところを十分な調査をした上で不納欠損と判断をして不納欠損処分としております。

全体の約91.9%は滞納処分の不納欠損の処分として十分な調査をして行い、安易に不納欠損にならないように適正な処理に努めているところであります。

○委員（川添公貴）法定時効が5年だったか、ちょっと間違ったらごめんなさい。それにプラス3年して、合計8年を待ってして不納欠損に落としたということでしたっけ。

○収納課長（国分 修）原則としましては5年で時効が成立するのですが、滞納処分の執行停止というのは、3年間執行停止の処分とした同じ状況が続いた場合、3年経過後に不納欠損としている状況であります。

○委員（川添公貴）確か5年が時効だったと思っていたので。

何でこれを言ったかという、交付税の関係にも関連してくるので、収納率がです。例えば、相続人がいない場合とか、行方不明になったとかというのが結構あるかもしれないし、そしたら法定年数を待ってして、早めに不納欠損で処理しておくのも一つの手なのかなと思っているのです。ですので、時効を待って、プラス3年待って、その間の債権を管理しておく手数料等を考えると、やはりこのほかにもまだ収入未済額も相当額あるわけなので、こちらに傾注してもらったほうがいいのかなと思います。

もう取れないやつをじっと待つ必要はない。早めに処分です。もう昔から言っていることなので、全然処分されないというのは、税の公平性ということをおっしゃるんですけども、取れないものをいつまでも債権として置いておくのもいかなものかなと思うんですが、どうでしょうか。

○収納課長（国分 修）委員が今言われたとおりなんです、承継なしとか倒産という状態が3年間続いた場合には、それを執行停止と判断をして、3年間を経過した場合には、不納欠損と今しているところであります。安易に不納欠損にするのではなくて、十分な調査をした中で不納欠損処分としていくように処理を進めているところであります。

○委員（川添公貴）安易にされているという現状があるということではないんです。だから、債権をいつまでも抱くよりは、早めに処理をして、言わば身軽になって、次の収納率の向上に向けたほうが、力を傾注したほうがいいのかなということで、どうしても取れないやつは早めに処分した方がいいんじゃないですかということなので、手順にのっとってやられるというのはよく分かるので。

仮に、この固定資産税の滞納繰越分に関しても、収入未済が2億9,700万円ほどあります。約3億円あります。これも絶対、過年度分なので、これも時効を待つお金だと思うんです、ある程度は。だから、であれば早めに処分をしたほうがいいんじゃないのということなので、それは見解の違いがあるというのではそれで結構ですけども、だったらこの収入未済額は早めに取れということ

です、きちっと。ということになるので、そうならないように、こういう抱えた債権はきれいに整理をして早めに取りれないやつは捨ててしまうのが一つの手なのかなということだったので、御理解いただきたいと思います。

○委員（井上勝博）先ほどの件、もう一回確認したいことなんですけれども、その預貯金の調査というのは、これは法律が変わってできるようになったということなのか、それとも、そういう調査も必要だということから始めたのか、過去からずっとやっているのか、そこら辺の確認なんですけれども。

○収納課長（国分 修）調査のほうは国税徴収法にも載っておりまして、過去からずっとできる法にも載っておりまして、できるようになっていまして、過去もずっとしておりました。

○委員（犬井美香）先ほどの川添委員のものとは少しかぶるんですけども、固定資産税が全体の不納欠損額の84.5%を占めているということなんです、その何か要因というか原因というか、このようになるものが背景にはあると思うんですけども、何かそのようなものが分かっているのかどうか。

後、決算書の116ページにある市税等過誤納払戻金1,242件もあって、3,800万円ほどが払戻しをされているんですけども、これらは、この1,242件というのは、多いのか少ないのか私も想像がつかないんですが、このようになった何か、また原因とかというのは分かっているのでしょうか。

○収納課長（国分 修）固定資産税の不納欠損の大きい要因としましては、解散をした法人などがありまして、公売を、県が差押えをしていて、公売を3回実施しても売れなかったりとかいうのがありまして、それでも徴収の見込みがないということで不納欠損している大きなところがちょっとありまして、それが1社で1,000万円を超える部分もあつたりするので、金額的にちょっと固定資産税の不納欠損額が多くなっているところであります。

○税務課長（川畑 央）過誤納払戻の件ですけども、法人等の制度について中間納付の制度がございまして、その際、多く納めていただいて決算されたら多過ぎたということで、それが主な

ものです。

○委員（犬井美香）1,242件というのは、特に多くはないということですか。

○税務課長（川畑 央）年度によって異なりはしますけれども、令和4年度が特異的に多いという件数ではないと感じております。

○委員長（阿久根憲造）よろしいでしょうか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。

#### △市民健康課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、市民健康課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について対策監の説明を求めます。

○医療対策監（古里洋一郎）それでは、市民健康課の令和4年度の主要施策の成果について、概要を御説明いたします。

各会計歳入歳出決算附属書の89ページを御覧ください。

まず、市民健康課の令和4年度決算額は18億7,181万1,575円となっております。

主な取組でございますが、まず1の保健・医療体制の整備の（1）医療体制の充実では、休日及び夜間における救急医療を確保するため病院群輪番制及び共同利用型病院運営事業によりまして市民への救急医療の提供に努めるとともに、一次救急医療体制の充実や休日・夜間の小児重症患者の対応のため、川内市医師会等に対し、その運営の一部を助成しております。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、地域周産期母子医療センターとして認定されております済生会川内病院に対し、運営の一部を助成しております。

次に、甌島地域における医療従事者等を確保するために甌島地域の医療福祉施設等に新たに就職した方に対し給付金を支給したほか、甌島の医療施設に将来勤務を希望する学生に奨学金を貸与しております。

次に、令和8年度に仮称でございますが、上甌島診療所を開設するために整備費等の算定を目的とした調査を実施しております。

次に、90ページから92ページでございますが、3の健康づくりの促進では、乳幼児・妊婦の健診事業、健康教育等のほか、健康増進法に基づくがん検診、健康相談等を実施しております。

92ページの下段を御覧ください。

4の感染症等予防対策では、乳幼児期、青少年期及び高齢者の感染症等を予防するために定期予防接種及び任意予防接種を実施しております。

93ページを御覧ください。

下段の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございますが、コロナワクチン接種が円滑に行われるように川内市医師会、薩摩郡医師会及び医療機関など関係機関で構成します新型コロナウイルスワクチン接種調整会議を設置、昨年は年4回会議を開催しております。通算では、現在まで17回開催しております。関係機関と連携しながらワクチン接種を進めてきております。

次に、94ページを御覧ください。

接種実績につきましては、医療関係者の協力の下、市内の62医療機関で個別接種、7会場での集団接種、これは84回実施しております。11万5,000回近くの接種を行っております。接種開始から現在まで30万回を超えている状況です。

続きまして、95ページを御覧ください。

国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の決算状況でございます。

まず、令和4年度決算額は8億9,582万1,853円となっております。

主な取組としましては、里診療所をはじめ、5診療所の管理運営を行い、特定離島ふるさとおこし推進事業及び国民健康保険調整交付金事業を活用して医療機器の整備等を行っております。

○委員長（阿久根憲造）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○市民健康課長（久保淳一）まず、歳出につきまして御説明いたしますので、決算書の96ページを御覧ください。

2款1項1目一般管理費のうち市民健康課分は1,000円で、医療施設等の整備に充てることを目的とする医療福祉対策基金への積立金でございます。

次に、142ページを御覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費のうち市民健康課

分は、子ども医療費助成費を除く7億4,668万9,193円で、備考欄の主な事業としまして、事項保健衛生一般管理費では、職員42人、保健師業務専門員3人の人件費などでございます。

次の144ページを御覧ください。

事項予防接種事故救済措置費は、予防接種事故の被害者1名に対する障害年金等でございます。

続きまして、事項巡回診療事業費は、県事業の甌島地域における特定診療科巡回診療に係る事業負担金等でございます。

事項保健対策推進事業費の主なものは、食生活改善推進事業に伴う食生活改善推進員への謝金等でございます。

事項地域医療対策費は、甌島診療所再編に係る調査業務委託、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金、それと病院群輪番制病院運営事業に伴う補助金や甌島地域医療従事者等確保対策事業が主なものでございます。

次に、2目保健センター管理費は3,362万5,407円で、備考欄の主な業務としまして、事項すこやかふれあいプラザ管理費は、夜間・休日等の管理業務における会計年度任用職員の報酬、施設の維持管理に係る委託料等が主なものでございます。

事項保健センター管理費は、川内保健センターを除く本土地域の4か所、それと甌島地域2か所の保健センター等の維持管理に係る委託料、それと下甌保健センターリハビリ室空調機設置工事等が主なものでございます。

次に、146ページを御覧ください。

3目保健指導費は3億1,851万1,747円で、備考欄の主な事業としまして、事項保健指導費は、健康管理システムの利用・保守委託が主なものでございます。

事項母子保健事業費は、妊産婦・乳幼児期健康診査に係る業務委託、携帯型屈折検査機器の購入、出産・子育て応援給付金が主なものでございます。

事項健康増進事業費は、会計年度任用職員の報酬、肺がん、胃がんなどの検診業務委託が主なものです。

次に、148ページを御覧ください。

4目予防費のうち市民健康課分は、感染症等予防費7億7,298万4,228円で、新型コロナ

ウイルスワクチン接種事業を含む各種予防接種に係る業務委託、子どもインフルエンザ予防接種補助金等が主なものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、24ページにお返りいただきたいと思います。

14款2項2目1節保健衛生費負担金は、未熟児養育医療に伴う保護者の所得に応じた自己負担金でございます。

次に、26ページを御覧ください。

15款1項3目1節衛生使用料は、すこやかふれあいプラザ及び樋脇保健センターの利用に伴う施設使用料等でございます。

次に、38ページを御覧ください。

16款1項2目2節保健衛生費負担金は、未熟児養育医療に係る国庫負担金及び40ページの上段になります新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金でございます。

次に、42ページを御覧いただきたいと思います。

同じく2項3目1節保健衛生費補助金は、産後ケア事業に係る妊娠・出産包括支援事業の補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保についての補助金、そして出産・子育て応援給付金に係る交付金などでございます。

次に、48ページを御覧ください。

17款1項2目1節保健衛生費負担金は、未熟児養育医療に係る県の負担金であります。

次に、50ページを御覧ください。

同じく2項3目1節保健衛生費補助金は、9件が市民健康課分で、風疹予防対策に伴う疾病予防対策事業費等補助金のほか、令和4年度から開始されましたがん患者ウィッグ購入費助成事業補助金、造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業補助金及び出産・子育て応援交付金等であります。

次に、58ページを御覧ください。

同じく3項3目1節保健衛生費委託金は、医師免許等の交付等の業務に係る県からの権限委譲事務委託金であります。

同じく3節権限委譲準備金は、令和4年度から栄養士・調理師の免許の交付等の業務も新たに権限が移譲されることとなったことから準備金として受け入れたものでございます。

次に、64ページを御覧ください。

18款1項2目1節利子及び配当金は、甌島地

域医療従事者等確保基金及び医療福祉対策基金の  
利子収入であります。

次に、66ページを御覧ください。

19款1項3目1節保健衛生費寄附金は、歯科  
保健対策事業及び健康増進対策事業の推進を目的  
とした寄附金であります。

次に、68ページを御覧ください。

20款1項7目1節甌島地域医療従事者等確  
保基金繰入金は、甌島地域医療従事者等確保事業  
の資金として基金から繰り入れたものであります。

次に、76ページを御覧ください。

22款5項4目1節雑入のうち市民健康課分は、  
備考欄の中ほどの5件でありまして、新型コロナ  
ウイルスワクチンの住所違い接種分の納入金、保  
健センターに係る光熱水費の実費収入であります。

次に、財産に関する調書につきまして御説明い  
たしますので、361ページを御覧ください。

重要物品のうち、右側の表の6行目、衛生医療  
機器類のうち増の2件分が市民健康課一般会計の  
分でありまして、携帯型屈折検査機器の整備に  
伴うものでございます。

同じく363ページを御覧いただきたいと思  
います。

市民健康課分の基金としましては、8行目の医  
療福祉対策基金は利子相当分を積立てをしまして、  
9行目の甌島地域医療従事者等確保基金は、甌島  
地域医療従事者等奨学資金貸付基及び新規医療従  
事者等への給付金の財源として繰り出したもので  
ございます。

**○委員長（阿久根憲造）**ただいま当局の説明  
がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（阿久根憲造）**質疑はないと認めま  
す。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第108号 決算の認定について  
(令和4年度薩摩川内市国民健康保険直営  
診療施設勘定特別会計歳入歳出決算)

**○委員長（阿久根憲造）**次に、議案第  
108号決算の認定について(令和4年度薩摩川  
内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入  
歳出決算)を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○市民健康課長（久保淳一）**まずは、歳出に  
つきまして説明いたしますので、決算書の  
316ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費は6億2,848万  
2,535円で、甌島の各診療所の運営費でござ  
いまして、職員44人、看護師等の月額会計年度  
任用職員32人の人件費及び各診療所の診療業務  
委託、下甌歯科診療所の移設工事などが主なもの  
でございます。

次に、318ページを御覧ください。

同じく2目研究研修費は467万1,695円  
で、各診療所医師住宅の修繕や薩摩郡医師会への  
負担金が主なものでございます。

2款1項1目医療用機械器具費は6,041万  
2,638円で、X線CT装置保守点検業務委託  
や下甌手打診療所透折用水作製装置及び上甌診療  
所及び下甌手打診療所へのコロナ感染症検査機器  
などの購入などが主なものでございます。

同じく2目医療用消耗器材費は3,715万  
243円で、注射針や医療用酸素などの医科・歯  
科の消耗品、臨床検査業務委託などの委託料が主  
なものでございます。

同じく3目医薬品衛生材料費は1億  
5,227万7,353円で、各診療所における医  
薬品購入費が主なものでございます。

次に、2項1目給食総務費は77万  
2,198円で、上甌診療所及び下甌手打診療所  
の入院給食に伴う消耗品、調理器具の備品購入が  
主なものでございます。

同じく2目給食用材料費は453万  
5,046円で、上甌診療所及び下甌手打診療所  
の入院給食用賄材料費であります。

次に、4款1項1目元金665万3,404円、  
2目利子86万6,741円は長期償還金に伴う  
元金及び利子であります。

次の6款1項1目予備費については、上甌診療  
所給湯設備の整備、それと上甌診療所病室のエア  
コン整備、下甌手打診療所待合室のエアコン整備  
につきまして急を要したため予備費充用をさせて  
いただいたところでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、  
310ページを御覧ください。

1款診療収入は、1項が入院収入、2項が外来

収入で、それぞれ各保険者からの診療報酬や自己負担金等であります。

なお、1項5目一部負担金において5,070円の収入未済がありますけれども、入院患者が死亡後に相続人が相続を放棄されているもので、親族の方に連絡を取っているところですが、収入に至っていない状況でございます。

次に、312ページを御覧ください。

3項その他収入は、各種健診や予防接種の受託料等であります。

2款使用料及び手数料は、医療従事者の住宅使用料、診断書作成手数料等であります。

4款県支出金は、医療用機器購入に対する県の特定離島ふるさとおこし推進事業補助金であります。

7款繰入金は、一般会計繰入金と国保特別会計繰入金であります。

8款繰越金は、令和3年度からの繰越事業である里診療所屋根改修工事の財源繰越金であります。

次に、314ページを御覧ください。

9款2項2目雑入は、各施設の嘱託医の業務受託、保険適用外の医療用消耗品等の販売収入、PCR等検査無料化事業に対する補助金などです。

10款1項1目1節診療施設等整備事業債は、下甌歯科診療所移設工事及び医療機器購入に係る辺地対策事業債であります。

次に、実質収支について説明いたしますので、320ページを御覧ください。

歳入総額8億9,744万2,000円、歳出総額8億9,582万2,000円、歳入歳出差引額は162万円で、これは令和5年度へ繰り越した下甌歯科診療所移設工事に係る財源繰越金であり、実質収支はゼロ円です。

次に、財産に関する調書について説明いたしますので、361ページを御覧ください。

重要物品のうち、右側の表の6行目、衛生医療機器類のうち、増の11件の分が市民健康課の分でございますけれども、11件になります。里診療所超音波画像診断装置、上甌診療所及び下甌手打診療所のコロナ感染検査機器、それと下甌歯科診療ユニットなどの医療機器の購入に伴うものでありまして、減の6件は、その機器の更新に伴うものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博）315ページでPCR検査無料化事業補助金というのが70万4,075円あるわけですが、これは直営診療所の分ということで理解していいのか。そして、雑入になっているのは何でだろうかと思っているのですが、どうなんでしょうか。

○市民健康課長（久保淳一）315ページのPCR等検査無料化事業補助金につきましては、上甌診療所、手打診療所で検査を設けましたので、その分の補助金、県からの補助金ということになります。（後刻訂正発言あり、44ページ参照）

○委員（井上勝博）雑入という扱いになっているのはなぜなのかというのを教えていただけますか。

○市民健康課長（久保淳一）先ほど私、県からと言いましたけれども、事務局からということで、雑入扱いということでさせていただいているということでございます。

○委員（井上勝博）ちょっとまだよく分からないんですが、事務局ですか。事務局というのはどういうことなんですか。

○市民健康課長（久保淳一）その正式な名称については、後ほど答えさせていただければと思います。

○委員長（阿久根憲造）鹿児島県のPCR検査を取り仕切っているところの事務局ということですね。後で回答で、井上委員、よろしいですか。

○委員（井上勝博）はい。

○委員長（阿久根憲造）その他ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

△社会福祉課・障害福祉課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、社会福祉課及び障害福祉課の審査に入ります。

△議案第101号 決算の認定について  
（令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（阿久根憲造）審査を一時中止しておりました議案第101号を議題といたします。

初めに、決算の概要について部長の説明を求めます。

○保健福祉部長（小柳津賢一）それではまず、社会福祉課分の令和4年度の主要施策の成果につきまして、概要を御説明いたしますので、決算附属書の64ページをお願いいたします。

64ページ最上段でございますが、社会福祉課の一般会計の令和4年度決算額でございますが、13億2,823万6,117円となりました。

主な取組でございます。

まずその下、1番、市民相談に関することといたしまして出前消費生活講座や無料法律相談を実施いたしております。

下のほう2番、共に支え合う地域福祉社会の形成事業では、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成等を行うとともに、生活困窮者の自立支援等のための緊急生活支援金の支給、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業等を実施いたしております。

65ページをお願いいたします。下のほうになります。

3、障害者の自立支援の充実といたしまして、成年後見制度利用支援事業を実施いたしております。

66ページをお願いいたします。

一番上でございますが、4番、隣保館の管理・運営といたしまして、各種教養講座を実施いたしております。

その下5番、女性・家庭・児童相談事業におき

ましては、それぞれの相談内容等に応じまして、必要な措置・援助等を行っております。

67ページをお願いいたします。

一番上でございますけれども、災害援助援護対策におきましては、火災・風水害等による罹災に対しまして必要な援護を行っております。

同ページ下段、下半分になります。介護保険事業特別会計でございますが、これが介護保険事業特別会計のうち社会福祉課分になります。介護保険事業特別会計のうち社会福祉課分の令和4年度の決算額は2,752万6,615円になりました。

なお、主な取組の実績等については記載のとおりですので、詳細は省略させていただきます。

引き続き、障害福祉課分の令和4年度の主要施策の成果につきまして概要を御説明いたします。

同じく68ページをお願いいたします。最上段でございます。

社会福祉課の令和4年度決算額でございますが、41億1,968万5,703円となりました。

主な取組でございます。

まず、その下1番、一般障害者自立支援事業といたしまして、福祉タクシー等料金助成事業を実施いたしております。

その下2番、障害者（児）自立支援事業といたしまして、各種の介護給付及び訓練給付、補装具給付、医療費給付等を行っております。

70ページをお願いいたします。

中ほど、3番、重度心身障害者医療費助成事業といたしまして、重度心身障害者に対する医療費の助成を行うとともに、その下、4番、特別障害者手当等給付事業といたしまして、在宅の重度障害者に対する手当の支給を実施いたしております。

71ページをお願いいたします。

一番上5番、障害者の自立支援の充実といたしまして、社会参加支援事業、日常生活用具給付事業、障害者相談支援事業、地域活動支援センター事業等を行っております。

次の72ページ、6番、障害児の発達支援におきましては、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、放課後等デイサービス事業等を行っております。

その下7番、小児慢性特定疾患児の日常生活用具給付の支援といたしまして、軽度・中等度の難聴児に対する補聴器の購入費助成等を行っており

ます。

○委員長（阿久根憲造）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○社会福祉課長（紙屋一朗）それでは、まず社会福祉課分から説明いたします。

歳出について説明いたしますので、92ページをお開きください。中ほどになります。

2款1項1目一般管理費、事項総務一般管理費のうち本課分は、備考欄の94ページの下のほうになります。731万4,249円です。保健福祉部総括課での高齢介護福祉課、子育て支援課、保護課の会計年度任用職員（日額）の16名分の報酬とFMラジオの放送業務委託が主なものです。

108ページをお開きください。下のほうになります。

2款1項12目市民相談交通防犯費、事項市民相談事務費のうち本課分は406万7,831円です。消費生活相談員の報酬、無料法律相談業務の委託、消費相談用ファックスの備品購入費が主なものです。

次に、122ページをお開きください。下のほうになります。

3款1項1目社会福祉総務費のうち本課分は12億6,947万724円です。

事項社会福祉管理運営費は、社会福祉事務専門員及び行政事務専門員の報酬、職員給与費、124ページの上段になります、社会福祉協議会運営補助金が主なものになります。

次に、事項社会福祉施設管理費は、社会福祉施設の維持管理経費が主なものです。

次に、事項生活困窮者自立支援事業費です。相談支援員の報酬、生活困窮者自立相談支援事業業務委託等、自立支援相談用ノートパソコンの備品購入、社会福祉協議会緊急生活支援金補助金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、並びに住居確保給付金、国庫支出金等精算返納金が主なものです。

次に、事項住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費は、会計年度任用職員報酬、職員手当等、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対応に係るシステム改修業務委託等、住民税非課税世帯等臨時特別給付金が主なものです。

次に、126ページになります。

事項電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給

付金事業費は、会計年度任用職員報酬、職員手当等、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金確認書等印刷及び封緘業務委託等、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が主なものです。

不用額ですが、1節の報酬、3節職員手当等、10節需要費、11節役務費、12節委託料、13節使用料及び賃借料、19節扶助費については、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業で、これは国の新型コロナの影響に対する経済対策の一環で、申請期間が延長されたことに伴い、予算を繰り越して事業を継続しましたが、見込みを下回ったもので、不用額になっております。

また、18節の負担金補助及び交付金、19節の扶助費の一部につきましては、新型コロナの影響に対する生活困窮者自立支援金と住居確保給付金で、対象者の把握が非常に難しく執行残が大きくなったものになります。

続きまして、同126ページになります。

3款1項2目身体障害者等福祉費、備考欄は128ページの中段になります。

事項地域生活支援事業費のうち本課分は12万7,910円です。障害者の成年後見制度利用者が見込みを下回り、執行率が低くなっております。

次に、130ページの中ほどになります。

同項3目地方改善対策費は484万3,814円です。

事項隣保館管理運営費は入来会館に伴うもので、館長の報酬、教養講座講師謝金、浄化槽維持管理業務委託外3件の委託料、隣保館の消火器の備品購入が主なものです。

次に、134ページの中ほどになります。

3款3項1目児童福祉総務費のうち、備考欄は136ページの中ほどになります。本課分は3,273万8,262円です。

事項女性・家庭・児童相談費で、主なものは相談支援員の報酬、女性・児童家庭相談システム導入業務委託等が主なものです。

不用額であります。12節委託料は、女性・児童家庭相談システムの変更を予定しておりましたが、結果的に変更が不要になり、不用額となったものです。

次に、138ページの下の方になります。

同項5目母子福祉費のうち、本課分は907万

2,994円です。

備考欄は140ページの中ほどになり、事項は母子生活支援施設措置費で、母子生活支援施設への措置費が主なものです。

不用額であります。19節扶助費は、母子生活支援施設措置費に係るもので、結果的に施設入所者が下回ったために不用額となったものです。

次に、142ページの中ほどになります。

3款5項1目災害救助費のうち、本課分は60万333円です。

事項災害救助費で主なものは、火災・水害に伴う見舞金・弔慰金等になります。

なお、13節使用料及び賃借料が未執行であります。災害において被災者用住宅の借上料が必要でなかったことから執行しなかったものです。

また、19節扶助費は、災害救助法に伴う各救助措置及び見舞金等の執行残になります。

次に、歳入になります。24ページをお開きください。

15款1項2目民生使用料1節民生使用料のうち本課分は、隣保館の使用料が主なものです。

次に、38ページになります。

16款1項1目民生費負担金3節児童福祉費負担金のうち本課分は、母子生活支援施設措置費負担金が主なものです。

同目7節生活困窮者自立支援事業費負担金は、自立支援相談事業及び住居確保給付金支給に対するものです。

次に、40ページになります。

同款2項2目民生費補助金1節社会福祉費補助金のうち本課分は、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金が主なものです。

次に、42ページの中ほどになります。

同目6節生活困窮者自立支援事業費補助金です。家計相談支援事業、学習支援事業に対するものです。

次に、46ページになります。

17款1項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金のうち本課分は、民生委員推薦会費負担金になります。

次に、3節児童福祉費負担金のうち本課分は、母子生活支援施設措置費負担金が主なものです。

次に、48ページの下の方になります。

同款2項2目民生費補助金1節社会福祉費補助金のうち、本課分の備考欄は、隣保館運営事業費補助金が主なものです。

次に、58ページになります。

同款3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金のうち本課分は、権限委譲事務委託金が主なものです。

次に、62ページをお開きください。下のほうになります。

同款2目利子及び配当金1節利子及び配当金のうち本課分は、り災救助基金利子収入です。

次に、66ページをお開きください。

19款1項2目民生費寄附金2節社会福祉費寄附金は1件で、社会福祉管理運営費に充てております。

同目3節災害救助費寄附金は2件の寄附で、り災救助基金に充てております。

次に、68ページになります。

20款1項3目り災救助基金繰入金1節り災救助基金繰入金は、火災見舞金等に伴う経費を繰り入れたものになります。

次に、70ページをお開きください。

22款3項1目貸付金元利収入7節地震災害援護資金貸付金元利収入は、滞納者8人分で、収入未済額は186万円となっています。

次に、70ページの下の方になります。

22款5項4目雑入1節雑入のうち本課分は、74ページの下の方になります。旧隣保館3館分の電気・水道料実費収入金が主なものになります。

次に、財産に関する調書について説明いたします。

357ページをお開きください。

(4)の物権になります。行政財産の温泉権については、総合福祉会館に1か所ありますが、現在は使用されておりません。

次に、362ページをお開きください。

大きな3の債権ですが、一番下の地震災害援護資金貸付金については、7名分で増減はありません。

次に、363ページをお開きください。

4の基金ですが、上から7行目のり災救助基金につきましては56万5,000円の減となって

おります。

○障害福祉課長（加治屋光久） それでは、障害福祉課分の説明をいたします。

まず、歳出について説明いたしますので、決算書の126ページをお開きください。

3款1項2目身体障害者等福祉費のうち本課分は41億1,968万5,703円です。

事項一般障害者自立支援事業費は、職員給与費、サン・アビリティーズ川内の指定管理料、障害者団体への補助金等が主なものです。

次に、事項障害者（児）自立支援事業費は、障害認定審査会委員、嘱託医、専門員の報酬、施設入所支援等の補助事業扶助費、国庫支出金等精算返納金が主なものです。

128ページをお開きください。

事項重度心身障害者医療費助成事業費は、行政事務専門員等の報酬、重度心身障害者の医療費助成が主なものです。

次に、事項特別障害者手当等給付事業費は、嘱託医の報酬及び特別障害者手当等が主なものです。

次に、事項地域生活支援事業費のうち本課分は1億4,967万9,711円です。手話通訳業務専門員等の報酬、地域活動支援センター事業業務委託外9件の委託料、点字印刷機1台の備品購入、131ページ上段になります日中一時支援事業等補助事業扶助費が主なものです。

次に、事項障害児通所支援事業費は、放課後等デイサービス等補助事業扶助費、利用者負担額助成、国庫支出金等精算返納金が主なものです。

次に、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費は、扶助費となっております。

不用額であります。1節報酬については、障害認定訪問調査相談業務専門員の時間外手当であります。新型コロナウイルスの影響で夜間の障害認定審査会が書面審査となり、対面審査ができなかったことと、訪問調査ができず、時間外手当の執行がなかったためであります。

11節役務費については、自立支援医療費の審査手数料、12節委託料については、地域活動支援センターの委託料、19節扶助費の不用額がありますが、いずれも各サービスはそれぞれ見込んだ額より実績として少なくなったものであります。

また、18節負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス患者が発生した場合に備えて障害福祉サービ

スの継続のための相互協力に係る協力金を措置しましたが、執行がなかったものです。

次に、歳入ですが、22ページをお開きください。下段です。

14款2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金は、心身障害者扶養共済掛金です。

次に、24ページになります。

15款1項2目民生使用料1節民生使用料のうち本課分は、サン・アビリティーズ川内の使用料が主なものです。

次に、36ページになります。

同款2項2目民生手数料1節民生手数料のうち本課分は、車庫証明の手数料です。

次に、38ページになります。

16款1項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費等負担金が主なものです。

同じく3節児童福祉費負担金のうち本課分は、児童発達支援センター給付費負担金です。

次に、40ページ下段になります。

同款2項2目民生費補助金1節社会福祉費補助金は、地域生活支援事業費等補助金が主なものです。

次に、46ページの中段になります。

同款3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金のうち本課分は、特別児童扶養手当事務委託金です。

次に、17款1項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金のうち本課分は、障害者自立支援医療費負担金、障害者自立支援給付費等負担金が主なものです。

次に、3節児童福祉費負担金のうち本課分は、児童発達支援センター給付費負担金です。

次に、48ページの下段になります。

同款2項2目民生費補助金1節社会福祉費補助金のうち本課分は、重度心身障害者医療費助成事業費補助金、地域生活支援事業費等補助金が主なものです。

次に、58ページになります。

同款3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金のうち本課分は、権限委譲事務委託金が主なものです。

次に、60ページをお開きください。

18款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付

収入のうち本課分は、中ほどになります福祉作業所、子ども発達支援センターの貸地料です。

次に、74ページをお開きください。

22款5項4目雑入1節雑入のうち本課分は、下段になります。重度心身障害者医療高額介護合算療養費返納金が主なものですが、重度心身障害者医療費助成返納金の3万5,003円が収入未済となっています。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）概要の70ページのところに特別障害者手当と給付事業について、特別障害者手当が84人ということで、ちょっと少ないような気がするんですけども、うち、例えば施設、グループホームなどの施設に入っていて受けている方というのはいらっしゃるかどうかというのに分かりますか。

○障害福祉課長（加治屋光久）この手当につきましては、在宅の障害者が対象ですので、施設入所、あるいは入院が3か月以上に経過した場合には喪失することになります。

○委員（井上勝博）前、グループホームは対象になり得るというのを文献で調べたことがあったものですから、そうですか、確かにそうなんでしょうか。

○障害福祉課長（加治屋光久）グループホームにつきましては、施設ではあるんですけども、在宅扱いとなっております。

○委員（井上勝博）そうすると、グループホームに入所されて、手当を受けている方というのは、人数はここでは分からないということですか。

○障害福祉課長（加治屋光久）すみません、今、資料がございません。

○委員（井上勝博）後でお願いします。

○委員（川添公貴）3款1項1目19節についてお伺いしたいと思いますけど、説明をされたとき、分かりませんでした、この結果でしたとちょっと聞こえたもので、不用額が3億5,000万円あるんですけど、もうちょっと詳しく教えてもらえませんか。

同じように、後段で説明いただいたこれ、障害福祉課のほうでは見込み額に達しなかったという説明を受けたんですけども、ちょっと説明が分

かりませんでしたという説明だったので。

もう一つ、何で分からなかったのかなというのは、社会福祉事務専門員って291名いらっしゃるんで、こういう方々がいろんなことを調べているんだろうと推察をするんですけども、そういう中でこういう結果があったのかなという理由を教えていただきたい。

○社会福祉課長（紙屋一郎）3億円くらいあるんですが、主な大きなものは、住民税の非課税世帯等に対する臨時特別給付金になるんですが、平成3年度の事業でやっていたんですが、実施をしたのが2月で、申込期限が延長になりまして、去年の令和4年の9月30日まで延長になった関係で、残額を全部繰越明許費になったもので、実際は今度は令和4年度は令和4年度で、今度は住民税非課税世帯等に対するまた臨時特別給付金が、また今度は令和4年度の非課税者に対して払うというのが出てきて、それに充てろという最初は話だったんですけど、それはそれで別に払うという国がまたなったもので、残が非常に大きくなって、繰越明許費のため、減もできないので、執行残として非常に大きな額になっております。

それと、最後また11月に電力・ガス・食料品等価格高騰の給付金というのが出たんですけど、これも期限が1月いっぱいまでだったので、ちょっと3月補正では落とし切れない分で非常に残額が、この給付金関係だけでも3億5,000万円ほどあります。それが主なものだと考えております。

○委員（川添公貴）了解。そうやって最初に説明してもらえれば、繰越明許費で組んでいたんですけど、その分については新たに予算が付いたので、落とさざるを得なかったと言っていたければ理解したんですけど、分かりませんでしたとおっしゃったので、どうなのか。一応理解しましたので、結構です。

○委員長（阿久根憲造）ほかによろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、社会福祉課及び障害福祉課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開はおおむね3時

25分とします。

~~~~~  
午後3時11分休憩
~~~~~  
午後3時25分開議  
~~~~~

○委員長（阿久根憲造）休憩前に引き続き、会議を開きます。

○医療対策監（古里洋一郎）すみません、市民健康課の審査の中で、井上委員からの315ページのPCR検査の補助金につきまして、購入に対する補助という形でお答えしたと思いますが、訂正させてください。

これにつきましては、無料検査を各診療所、4診療所で実施しております、PCR無料検査に対する支援でございます。あと、補助金のほうは、鹿児島県の新型コロナウイルス感染防止対策PCR検査無料化事業事務局というところから入ってきた関係で、雑入扱いとしたところがございます。すみません、訂正、報告させてください。

（38ページの発言を訂正）

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○保健福祉部長（小柳津賢一）それでは、高齢・介護福祉課の令和4年度の主要施策の成果につきまして概要を御説明いたしますので、附属書の73ページをお願いいたします。

最上段ですが、高齢・介護福祉課の一般会計の令和4年度決算額24億6,976万1,493円になりました。

主な取組でございますが、その下、1番、高齢者健康づくりの促進といたしまして、敬老金等の支給、はり・きゅう・マッサージ等の施術料の助成、高齢者クラブ活動への助成等を行っております。

下のほう、2番、高齢者の日常生活支援といたしまして、高齢者訪問給食サービス事業、緊急通報システムの対応等を実施いたしております。

次に、74ページをお願いいたします。

3番、在宅介護者の支援といたしまして、寝た

きり老人介護手当の支給や家族介護用品支給事業を行っております。

その下、4番、養護老人ホーム入所措置では、居宅において養護を受けられない高齢者に対しまして、養護老人ホームへの入所措置を講じております。

その下、5番、介護保険事業の推進につきましては、低所得者の介護保険料の軽減等のための介護保険特別会計への繰出金の支出を行うとともに、地域密着型サービス事業所の施設整備等に関する助成を行いました。

75ページをお願いいたします。

中ほどに、6番、養護老人ホーム運営事業、7番、特別養護老人ホーム運営事業、こちらにおきましては、社会福祉協議会を指定管理者といたしまして、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営を行っております。

その下、8番、労働者の就労促進におきましては、シルバー人材センターへの助成を行っております。

次のページ、76ページからは、介護保険事業特別会計のうち高齢・介護福祉課分になりますが、同会計の決算額、76ページの最上段ですけれども108億414万6,183円になりました。なお、被保険者の数、認定者の数、保険給付の状況や各事業の実施状況については記載のとおりですが、一つだけ、ちょっとコメントさせていただきます。

飛びます、81ページをお願いいたします。

下のほうに、12番、高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画策定に向けての取組というのがございます。本年度、高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画の策定に向けて作業を行っておりますけれども、その前提となります所要の実態調査等を令和4年度において行っております。

後の事業等につきましては、記載のとおりですので省略させていただきます。

○委員長（阿久根憲造）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まず、歳出について御説明いたしますので、決算書の130ページを御覧ください。

3款2項1目老人福祉総務費については、支出済額2億1,548万9,658円であります。

備考欄を御覧ください。老人福祉管理運営費の主なものは、職員6人分の給与費。次に、132ページを御覧ください。敬老金、高齢者クラブ連合会補助金、高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術料助成などが主なものです。

次の老人福祉施設管理費では、生活支援ハウス等の指定管理料や、各施設の維持管理に係る経費、樋脇もくもくふれあい館のり面伐採業務委託、上甌老人福祉センター受変電設備改修工事ですが、機器の納入が令和3年度内に完了しなかったことから、令和4年度へ1,044万円繰り越したものであります。備品購入として、粉末ABC消火器を購入したものでございます。

次の、高齢者生活支援事業費では、高齢者訪問給食サービス事業業務委託、及び備品購入として緊急通報装置8台の購入、日常生活用具給付が主なものでございます。

次の在宅介護者支援事業費では、寝たきり老人介護手当及び家族介護用品支給事業が主なものです。

同項2目老人措置費については、支出済額4億5,160万1,126円で、備考欄記載のとおり、養護老人ホームの入所者に係る措置費が主なものであります。

次に、同項3目介護保険対策費については、支出済額17億2,338万1,644円で、備考欄を御覧ください。介護保険対策費の主なものは、次の134ページになりますが、介護保険事業特別会計繰出金が主なもので、次の地域介護福祉空間整備事業費は、グループホーム1か所において、入浴施設の改修を行ったものであります。

次の地域介護基盤整備事業費は、有料老人ホームにおいて、新型コロナウイルス感染対策のため、面会室設置及び看護小規模多機能型居宅介護事業所1か所の施設整備に係る補助金であります。

今、申し上げました施設整備については、関係資材の納入が遅れ、令和3年度内の完了が見込めなかったため、令和3年度より3,360万円を令和4年度に繰り越したものであります。

次に、同項4目養護老人ホーム費については、支出済額3,470万9,835円で、主な支出は、養護老人ホーム甌島敬老園の指定管理料及び養護老人ホーム甌島敬老園のトイレ取り替え工事等、及び備品購入費としてエアコン等の購入ほか4件

でございます。

次に、同項5目特別養護老人ホーム費については、支出済額2,295万9,230円で、主な支出は、特老甌島敬老園・鹿島園の施設設備の修繕及び、工事請負費として、特老甌島敬老園のボイラーの改修工事であります。

次に、飛びまして、156ページを御覧ください。

5款1項1目労働諸費では、支出済額3,502万3,997円のうち、高齢・介護福祉課分は、備考欄に記載のとおり、労働者福祉対策費のシルバー人材センター事業補助金2,162万円になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、決算書の22ページを御覧ください。

14款2項1目民生費負担金、2節老人福祉負担金ですが、備考欄に記載のとおり、養護老人ホームの入所者負担金である老人福祉費負担金が主なものです。なお、収入未済額につきましては、過年度分4名分の収入未済となっております。

次に、24ページを御覧ください。

15款1項2目民生使用料1節、民生使用料中、高齢・介護福祉課分については、備考欄の下から5行目以降記載分で、主なものは、屋内ゲートボール場施設使用料などになります。

次に、38ページを御覧ください。

16款1項1目民生費負担金、2節老人福祉負担金は、低所得者保険料軽減負担金であり、国の負担率は2分の1であります。

次に、42ページを御覧ください。

16款2項2目民生費補助金、2節老人福祉費補助金は、歳出で御説明いたしました地域介護福祉空間整備等補助金であり、補助率100%でございます。

次に、46ページを御覧ください。

17款1項1目民生費負担金、2節老人福祉費負担金は、低所得者保険料軽減負担金であり、県の負担率は4分の1です。なお、過年度分として、令和3年度分の県負担分が含まれております。

次に、50ページを御覧ください。

17款2項2目民生費補助金、2節老人福祉費補助金は、特老甌島敬老園のボイラー改修工事に係る特定離島ふるさとおこし推進事業補助金、補助率70%と、老人クラブ運営補助金は、会員数

30人以上の高齢者クラブを対象とした運営補助金で、補助率は3分の2になります。

同目6節介護保険事業費補助金は、歳出で御説明いたしました地域介護基盤整備事業費の有料老人ホームにおける新型コロナウイルス感染対策のための面会室設置、及び看護小規模多機能型居宅介護1か所の施設設備に係る補助金であり、補助率は100%であります。

次に、60ページを御覧ください。

18款1項1目財産貸付収入の1節、土地建物貸付収入の高齢・介護福祉課分は、備考欄の中ほど、上から18行目であります。

内容としては、電気事業者から高圧線設置工事に係る資材置き場として借用の申請があり、貸し付けたものでございます。

次に、62ページを御覧ください。

18款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金の高齢・介護福祉課分は、備考欄の一番下から、次の64ページの上段にあります介護保険高額介護サービス資金貸付基金の利子収入です。

次に、70ページを御覧ください。

22款3項1目貸付金元利収入、37節特別養護老人ホーム整備資金貸付金収入は、特別養護老人ホーム寿里苑——里にある分ですけれども——への貸付金に対する償還金収入です。

次に、74ページを御覧ください。

22款5項4目雑入、1節雑入の高齢・介護福祉課分については、備考欄の下から4行目から、次の76ページの上から2行目まで記載のとおり、生活支援ハウス入居者利用料などが主なものです。

次に、財産に関する調書について御説明申し上げますので、362ページを御覧ください。

3の債権についてですが、高齢・介護福祉課分は3行目の寿里苑運営資金貸付金になり、当該債権については、合併前の里村において特別養護老人ホーム運営資金として無利子の貸付けを行ったものであり、令和4年度150万円の償還があり、年度末残高は1,500万円となっております。

次に、363ページを御覧ください。

4の基金ですが、高齢・介護福祉課分は、特定基金として最下段に介護給付費準備基金があり、年度中に8,950万3,000円を積み立て、年度末の残高は8億2,540万2,000円となっております。

次に、基金の運用状況について御説明いたしますので、372ページをお開きください。

介護保険高額介護サービス等資金貸付金については、令和4年度末の残高は1,200万円となっており、令和4年度中の貸付け実績はありませんでした。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第109号 決算の認定について
(令和4年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第109号決算の認定について（令和4年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まず、歳出について御説明いたしますので、決算書の332ページを御覧ください。

1款1行1目総務管理費は、支出済額9,963万3,067円です。備考欄を御覧ください。総務管理費の主なものは、職員14人分の給与費及び甞島地域訪問介護利用促進事業補助金が主なものであります。未執行分についてですが、19節扶助費は、障害者ホームヘルプサービス利用者支援事業に係るもので、利用がなく執行がなかったものでございます。

次に、同款2項1目賦課徴収費は支出済額71万8,960円で、備考欄を御覧ください。賦課徴収費の主なものは、特別徴収本賦課通知書印刷などが主なものであります。

次に、同款3項1目介護認定審査費は、支出済額7,749万9,496円です。備考欄を御覧ください。介護認定審査費の主なものは、介護認定審査会委員55人分及び介護認定訪問調査業務専門員13人分の報酬、要介護認定調査委託料などになります。

次に、同款5項1目、計画策定費は支出済額

194万3,700円であります。備考欄を御覧ください。計画策定委員会費の主なものは、本年度に策定します第9期介護保険事業計画に向けた高齢者等実態調査、日常生活圏域ニーズ調査及び介護人材実態調査業務委託などが主なものであります。

次に、2款保険給付費は支出済額97億7,386万6,782円で、次の334ページまで記載のとおり、居宅や施設における介護サービス給付費や高額給付費、介護予防サービスに係る給付費になります。

2款保険給付費に係る不用額につきましては、介護給付費の伸びを最大で見積もらざるを得ないことによる執行残でございます。

次に、5款1項1目介護予防生活支援サービス事業費については、支出済額1億1,061万2,928円で、主な支出は要支援1、2及び総合事業対象者に係る訪問・通所型サービスの事業になり、不用額については、サービス費を最大で見積もらざるを得ないことによる不用額になります。

次に336ページを御覧ください。

同項2目介護予防ケアマネジメント事業費は、支出済額1,594万2,466円で、主な支出は、先ほど説明しました介護予防生活支援サービスに係るケアプラン作成費になります。

次に、同項3目高額介護予防サービス費等事業費は、支出済額39万1,467円で、総合事業対象者の医療と介護の自己負担が一定額を超えた場合に支給されます。

次に、同款2項1目一般介護予防事業費については、支出済額1億8,217万8,614円で、主な支出は、介護予防地域支援業務専門員1名分の報酬及び職員5名分の給与費等のほか、社会福祉協議会への地域づくり事業業務委託や介護予防総合通所型事業などの介護予防事業等になります。

次に、同款3項1目総合相談事業費は、支出済額4,911万7,814円で、主な支出は、介護相談業務専門員1名分の報酬のほか、市内12か所の在宅介護支援センター総合相談業務委託及び介護予防普及業務委託が主なものです。

次に、同款3項2目権利擁護事業費は、支出済額2,710万8,995円で、社会福祉協議会権利擁護センター運営補助金であります。

次に、同款4目任意事業費は、支出済額1,641万8,577円で、主な支出は、次の338ページになりますが、介護給付費適正化業務専門員4名分の報酬のほか、高齢者住宅等安心確保事業の生活援助員派遣に係る委託等であります。

次に、同款5目包括的支援事業一般管理費は、支出済額1億3,674万6,268円で、主な支出は地域包括支援センター運営事業委託になります。

次に、同款6目在宅医療介護連携推進事業費は、支出済額2,450万804円で、主な支出は、川内市医師会及び薩摩郡医師会に委託しております在宅医療支援センター業務委託になります。

次に、同項7目生活支援体制整備事業費は、支出済額2,449万3,776円で、主な支出は、地域包括ケア体制推進コーディネーター業務専門員1名分の報酬、及び社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備事業業務委託が主なものであります。

次に、同項8目認知症総合支援事業費では、支出済額1,231万9,190円で、主な支出は介護予防業務専門員2名分及び認知症地域支援業務専門員1名分の報酬、及び次の340ページになりますが、認知症カフェ業務委託等になります。

次に、同款4項1目審査支払手数料については、支出済額70万4,036円で、国保連合に支払う総合事業対象者の手数料になります。

7款1項1目介護給付費準備金積立金については、支出済額8,950万3,000円であります。

次に、10款1項償還金及び還付加算金については、支出済額1億8,797万2,858円で、1目第1号被保険者保険料還付金は、第1号被保険者の介護保険料の過誤納付に係る還付金で、2目償還金については、介護給付費確定などに伴う国・県への返納金でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、326ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料になります。1節特別徴収現年度分、2節普通徴収現年度分、4節普通徴収滞納繰越分であります。なお、4節普通徴収滞納繰越分について787万8,670円を不納欠損処理しております。

次に、3款1項2目督促手数料ですが7万9,500円を不納欠損処理しております。介護保険料の滞納整理に対する取組としまして、電話催告や自宅訪問、なお、介護保険料の訪問により、介護サービス受給時の給付制限や保険給付の一時差止めなど、介護保険の制度の説明を詳しく行い、制度理解に努めたとともに、分納誓約による納付履行を図っていくこととしております。

次に、4款国庫支出金については、1項1目介護給付費負担金、2項1目調整交付金、同項4目地域支援事業交付金、同項5目保険者機能強化推進交付金、同項7目介護保険保険者努力支援交付金があります。負担率及び補助率については、1項1目介護給付負担金は法定で、居宅部分が20%、施設が15%、2項1目調整交付金は5%、同項4目地域支援事業については、包括的支援事業が38.5%、介護予防日常生活支援総合事業が25%となっております。また、同項5目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止に関する取組に対し交付されるもので、同項7目介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防・健康づくり等に対する取組の評価に対して交付されるものでございます。

次に、5款支払基金交付金については、1項1目介護給付費交付金、次の328ページの同項2目地域支援事業支援交付金があり、第2号被保険者の負担分として社会保険診療報酬支払金から交付されるもので、負担率は介護給付分及び地域支援事業共に27%になります。

次に、6款県支出金については、1項1目介護給付費負担金、3項1目地域支援事業交付金、及び3項3目介護保険事業補助金があり、県の負担分になります。負担率及び補助率は、介護給付費負担金は、居宅12.5%、施設17.5%、地域支援事業交付金については、包括的支援事業19.25%、介護予防日常生活支援総合事業は12.5%となっており、介護保険事業補助金は、社会福祉法人による利用者負担軽減分の県補助で、補助率は4分の3であります。

次に、7款1項1目、利子及び配当金については、介護給付費準備基金利子収入でございます。

次に、9款繰入金については、1項1目一般会計繰入金は、市の法定負担分を一般会計から繰り入れるもので、負担率は、1節介護給付分につい

ては居宅及び施設ともに12.5%、4節地域支援事業の介護予防分が12.5%、5節包括的支援事業がそれぞれ19.25%、及び7節低所得者保険料軽減分は、軽減に係る国・県・市それぞれの負担分を合計した額を繰り入れております。

11節その他一般会計繰入につきましては、歳出で御説明しました1款総務費に係る繰入で、主なものは職員給与費等であります。

次に、10款繰越金は、前年度からの繰越金です。

次に、330ページを御覧ください。

12款諸収入について、主なものは4款1目第三者納付金になります。

次に342ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額113億7,065万8,000円に対しまして、歳出総額108億3,167万3,000円、歳入歳出差引額は5億3,898万6,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は1,000円未満切り捨ての5億3,898万5,000円となりますが、国・県等への返納金が2億4,586万885円と予定していることから、実質的には2億9,312万4,739円が令和5年度の財源となる予定となっております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっと、まとめて質問したいと思います。

一つは、利用料が所得によっては1割、負担の方が2割というふうになっている人がいると思いますが、現在、何人の方が2割になっていて、全体としての割合がどのぐらいなのかということ。

それから、介護保険料を、通常は年金からの天引きですが、年金が1万5,000円以下の方については特別徴収、どっちだったかな、普通徴収……どっちかだと思うんですけども、そういう方で、未納の方がいると思うんですけども、何人ぐらいいらっしゃるのか。

それから、介護保険料の減免を受けている方がいらっしゃるかどうか。

ちょっと、その3点、教えていただけますか。

○委員長（阿久根憲造）令和4年度というこ

とで。

○委員（井上勝博）令和4年度でいいです。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まず、2割負担の方で、令和4年度ですけれども、細かく申し上げますけれども、2割負担対象者が151名ということになっています。割合は約2.5%になっております。

それと、未納者につきましては、令和4年度で、普通徴収366名ということで把握しております。

あと、減免につきましては、令和4年度につきましては、コロナ減免で6名ということで数値は押さえております。

○委員（井上勝博）この未納の方が366人なんですけど、この方々は、サービスを受けようと思ったら10割負担ということで、366人の方が10割負担になるということなんですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）未納の方については、未納の期間によって3割負担の期間が決まってくるので、未納が長期の方は普通1割負担なんですけど、3割負担が1年とか2年とか短い方は3か月というふうになりますので、一概にどのような条件かというのは個人の場合によって違いますので、なかなか答弁はしづらいところを御理解いただければと思います。

○委員（井上勝博）ちょっと私、前に認識していたのは、10割負担ということじゃなかったかなというふうに思うんですが、そうじゃなかったですか。最高がもう、3割ということなんですか。

○委員長（阿久根憲造）決算に関連してないような気もするんですけども、答弁できますか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）10割負担があるかどうかについて、また調査をさせて、後で回答させてください。

○委員（井上勝博）黒字があって、実質的には2億9,000万円、約3億ということで、恐らくコロナがあったために利用者が少なかったということが考えられるのかなんですが、これはもう、例年このぐらいの黒字といたらあれですけれども、どうなんですか。収入の方が多いということは、コロナの影響ではないんですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）第8期において、実際、黒字というか……なっている原因といたしましては、8期計画をつくるときに、

ある事業所がどうしてもグループホームをつくるんだと、自費でつくるんだということで申入れがありました。それも給付見込みに見込まないといけなかったんですけれども、その事業所がつからなかった。要するに、8期計画をつくるときには、給付見込みをどうしてもその分、含めないといけなかったんで、その分を1事業所がグループホーム18床、そこをつくらなかったんで、その分がどうしても余ってしまったということです。

ただ、コロナによって介護サービスを利用控えというのは、我々としては把握しておりません。ある程度、順調な数字、順調という表現はどうかもしれませんけれども、必要な方には利用していただいているというふうに考えております。

○委員（井上勝博）分かりました。これを、じゃあ令和4年度の場合は、ちょっと特別に多かったという理解でよろしいですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）3年間、8期ですので、令和3、4、5について、通年で多かったというふうに認識いただければ、令和4年度だけではないと思いますので、そのようにお考えいただければと思います。

○委員（井上勝博）介護保険準備基金でしたっけ、ちょっと正確な名称は思い出せないのですが、基金が8億5,000万円あると思うんです。やはり、ちょっと黒字傾向といいますか、少し多過ぎるのではないかと。

その分、保険料を安くするということができないものなのか。できないとおっしゃると思うんですが、保険料を納めている側からすると、余っているのだから保険料を安くしてくれというふうに言われるんじゃないかなと思うんですが、基金が少し多いんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）御指摘のとおり、基金が大分あるというのは認識しておりますけれども、今、第9期の介護保険事業計画の策定委員会なるものを開かせていただいて、その委員会においては、今後、令和6年度からの3年間の給付見込み料、サービス見込み料を審査して決めていただくんですけれども、それらの数値を基に、じゃあ幾ら、個人から介護保険料の設定をしたらいいのかという計算をさせていただきます。そのときには、国の介護報酬改定の数値、

要するに介護報酬が幾ら上がるのか、あるいは所得段階がどうなるのか等、様々な問題を勘案しつつ、おっしゃるように基金がこれだけあるので、基金を繰り入れたら金額がどうなるかという議論はしたいと思っております。

しかし、この場において、令和6年度以降の介護保険料が上がるのか下がるのか、据置きなのかは現段階ではまだ決まっていないというか、判断ができない状況だということは御理解いただきたいと思えます。

○委員（井上勝博）保険料の収入が、年間で言うと20億円ぐらいある中で、基金が8億5,000万円ということなので、かなり多いというふうに思うので、やはり今、検討はされているとおっしゃるのですが、ぜひ介護保険料、年金がごっそり取られるということはよく聞くものですから、その辺は配慮していただくようお願いしたいと思います。

○委員（犬井美香）決算書の338ページにある地域包括支援センターの業務委託は1億2,800万円ほどなのですが、これは社会福祉協議会に業務委託を恐らくされていると思うのですが、そこはちょっと切り離して考えなきゃいけないのか、ちょっと分からないのですが、生活支援体制整備事業として、地域包括ケア体制推進コーディネーター業務専門職1名というのが計上されているのですが、この方は地域包括ケアの体制推進なので何となく想像もつくのですが、どのようなお仕事をされて、どのような成果というか、コーディネートをごどのようにして成果が出ているかというのをちょっと教えてください。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）今、おっしゃったように、地域包括支援センター業務委託をした数字で、生活支援体制整備事業につきましては、まるごとささえ愛事業とか、そちらのほうの事業を各自治会とかコミとかに行き、そのコーディネートをしていただく専門員であります。

委託料につきましては、包括社会福祉協議会の中の別の課のほうに委託、地域福祉課のほうに委託している部分になります。

○委員（犬井美香）この方を雇って、体制づくりをすることによって、包括ケア自体がきちんとうまく行くとか何とか、そういう成果は出ていますでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まず、地域福祉課のほうも各自治会とかコミに、まず支え合いマップ、ああいったのをつくらないかということで話に行き、その場に、会合に行き説明をさせていただいたりして、やはり地域包括ケアなので、自助とか共助、共に助けるといふのの推進を図るといふことで活動をさせていただいていますけれども、なかなか話を聞くと、自治会長によっては「支え合いマップってないけな」とか、そういうこともあるので、そこを地道に開拓という言い方はどうか分かりませんが、そのようにしていくように、今、日夜業務に励んでいるところでございます。

なかなか実効性が見えないのはよく分かるんですけども、地道にやるしかないのかなとは思っております。

○委員（犬井美香）マップ事業とかは、見える化するためにはすごくいい事業だとは思いますが、やっぱり地域福祉課の方々も、この専門職の方だけじゃなくて動いていらっしゃるって、すごく地域に密着してすごくいい事業でもあるし、すごくいいことだと思うんですけど、やはり職員がどこまで入っていかとか、その辺りが微妙に難しいという話もちょっと耳にしましたので、あまり自助・共助がすごく大事だからといって、職員の負担も含め、距離感も含め、負担になるようであれば、少しまた事業の見直しとかというのも考えなきゃいけないと思いますので、またよろしく願います。

○委員（川添公貴）このまるごとささえ愛事業は関連質問なんですけど、令和4年で2年目だったですか。当初、東郷の斧淵地区と3か所、モデル事業をして、その後、社協に委託をしたような気がするんですけど、勘違いがあったらごめんなさい。それを改変して全体でその予算を使えるようにしたという記憶があったんです。

今、質問を副委員長のほうがされたので考えたんですけど、そのまるごとささえ愛事業であれば、やはりスキームをここでもう1回、ちょっと立ち止まって見直しをしたほうがいいかなと思っております。

何で浸透しないかというのと、庭の草刈りが100円なんです。じゃあ誰がするのということになるので、この補助金が出ているので、有効活

用するためにはもうちょっと、もう1回スキームを組み直してみたほうが良いような気がするので、それをちょっとひとつ、また考えてください。

私の質問は、2款1項1目それから2目、それから2項1目、不用額についてなんですけども、先ほど、目いっぱい組んで執行残が出た、これは当然理解するんですけども、令和2、3、4年の実績を見て、次の計画を組まれるわけですけども、一番心配するのは、ここであまり抑えてしまうと、不用額がこんなに出了たので抑えてしまうと、これからの高齢化率を考えると、やはり不足が生じてしまうと一財から持ち出さなきゃいけない。

だから、やはりこの不用額が多かったからといって、削っていくというような考え方じゃなくて、高齢化の伸び率等を勘案しながらしっかりと目いっぱい予算を組んだ上でやっていただきたいなどは思っています。

不用額を重点的に見ていくのも必要なんですけれども、やはり高齢化率、それから介護率等々を考えていけば伸びていかなきゃおかしいので、そこを踏まえてしっかりとやってもらいたいなと思います。

この不用額を見て萎縮しないで、しっかりと、堂々と組んでもらいたいと思っています。保険料は安く。そう思っていますけれども、そういう形で組んでいただきたいと思っています。何かありましたら。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） 大変、ありがたいお言葉、ありがとうございます。

今、おっしゃったように、不用額が多いからということで、予算を縮小とかということではなくて、やはり先ほど申し上げたとおりに、令和6年度からの介護給付見込みにつきましては、策定委員会のほうで決めていただきます。当然、おっしゃったように高齢化率、どれだけ介護給付の認定率が伸びる、高齢者が伸びる、全てのことを勘案して給付見込みを決めていただきます。実際、予算上はその給付見込みで予算をつくらないといけないので、介護保険事業計画でつくった給付見込みで予算を組むようになっていきますので、そこは、今度の策定委員会で決めていただいた給付見込みで今後、令和6年度から3年間は事業計画をさせていただきます。

介護保険事業につきましては、それらの数値を基に様々な要因を勘案しながら決めていくということになるので、その辺は御理解いただければありがたいと思います。

○委員（井上勝博） ちょっと最後の数字を教えてください。

先ほどの普通徴収の方で未納が366人なんですけど、そもそも普通徴収の方は何人全体でいらっしゃるかというのを教えてください。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） 普通徴収の方につきましては、令和4年度末で3,934名です。

○委員長（阿久根憲造） ほかは、よかったですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

ただいま、討論の声がございましたので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博） 今、いろいろお聞きしましたけれども、介護保険料の負担が非常に大きいという声をよく聞くものですから、何とかどんどん上がっているわけです。しかも、利用料が2割負担の方も出てきているということで、私はやっぱり、根本的な制度の改善が必要だと思います。よって、特別会計に反対いたします。

○委員長（阿久根憲造） 次に、本決算の認定に賛成の討論はありませんか。

○委員（川添公貴） 認定について賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

本決算については、しっかりと市民の生活状況等を網羅した、そして把握した状態で予算を組んだ上の予算執行であり、本決算においても、一般財源から16億8,472万5,944円の負担増もかけてあり、今、受益者負担が言われている中においても、公平的に市民全体の支えをもってして予算編成をし、予算を実行しているという点を踏まえると、市民に寄り添った内容の決算であるということを理解したいと思います。よって賛成といたします。

○委員長（阿久根憲造）次に、反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（阿久根憲造）起立多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

△保護課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、保護課の審査に入ります。

△議案第101号 決算の認定について
(令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長（阿久根憲造）審査を一時中断しておりました議案第101号を議題とします。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○保健福祉部長（小柳津賢一）私のほうから、保護課の令和4年度の主要施策の成果につきまして概要を御説明いたしますので、決算附属書の82ページをお願いいたします。

保護課の令和4年度決算額でございますけれども16億8,073万7,101円になりました。

主な取組でございますが、その下、1番、生活保護制度におきましては、生活困窮者に対して必要な保護を行うとともに、就労意欲の喚起など経済的自立に向けた支援のほか、生活習慣病の発症予防や重症化予防等の指導、助言等を実施いたしております。

保護の状況や保護率等については記載のとおりですので、御覧いただきたいと思っております。

次に下の方です。2番、行旅病人等取扱事務費につきましては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づいて行旅死亡人の対応を行うものでござい

ますけれども、令和4年度につきましては、一番下段にありますとおり、実績がございました。

○委員長（阿久根憲造）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）それではまず、最初から御説明いたします。

決算書の122ページをお開きください。

最下段、3款1項1目社会福祉総務費、保護課分は124ページになります。備考欄、上から二つ目の丸印、事項行旅病人等取扱事務費、執行額ゼロ円であります。これは、行旅死亡人に係る葬儀委託料及び行旅病人に係る医療費等を計上していましたが、令和4年度にこれらの事案が発生しなかったため、執行がなかったものでございます。未執行額は、120万5,000円でございます。

次に、140ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費の支出額は3億5,530万9,064円でございます。備考欄で主なものを御説明いたします。事項、生活保護管理運営費は、嘱託医2名、保護課職員19名分の給与費、生活保護システム保守業務委託ほか1件と、令和3年度生活保護費等国庫負担金の実績額確定による差額分の国庫負担金等、精算返納金などが主なものでございます。

次に、事項生活保護適正実施推進事業費では、生活保護の適正な運営を確保するために、生活保護面接相談員など、6人分の報酬及び社会保険料が主なものでございます。

次に、事項被保護者就労支援事業費の主なものは、被保護者の就労を支援し、自立を助長するための就労支援員一人分の会計年度任用職員月額報酬及び社会保険料などであります。主要施策の成果にあります。これにより、就労を開始して収入が安定した7世帯が自立し、保護廃止となっております。

次に、142ページをお開きください。

備考欄一つ目の丸印、医療扶助レセプト管理クラウドシステムサービス業務委託1件でございます。

次に、3款4項2目扶助費の支出済額は13億2,542万8,037円でございます。備考欄を御覧ください。生活扶助以下11種の扶助費を支出しておりますが、御覧のとおり、支出状況とし

て医療扶助費が突出しており、次いで生活扶助費、住宅扶助費が多額を占めております。

続きまして、不用額について説明いたします。

3款4項2目扶助費、19節扶助費の2億3,172万4,963円でございます。これにつきましては、主に医療扶助費の執行が不確定なため生じたものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

決算書の38ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金、4節生活保護費負担金、収入済額11億7,060万5,627円でございます。備考欄を御覧ください。被保護者就労支援事業に要した費用の4分の3を被保護者就労支援事業費負担金として、次の被保護者健康管理支援事業費負担金は、生活保護版レセプト管理システム保守業務委託料等に要する経費について、国から4分の3を受け入れたものでございます。次の生活保護費負担金は、生活保護費として支出した費用の4分の3を、国から生活保護費負担金として受け入れたものでございます。

次に、40ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金、保護課分は42ページをお開きください。

4節、生活保護費補助金でございます。備考欄、生活保護適正実施推進事業費補助金の収入済額1,143万5,000円は、生活保護面接相談員などの6人分の月額会計年度任用職員の雇用に要する費用について、4分の3の補助金を受け入れたものでございます。その下、社会保障番号制度システム整備等補助金は、令和6年3月から全国一斉に導入される医療扶助オンライン資格確認の導入に際し、100%補助対象分を受け入れたものでございます。

次に、46ページをお開きください。17款1項1目民生費負担金、保護課分は48ページになります。

4節生活保護費負担金、収入済額3,266万5,523円は、居住地や帰来先がない者、例えば長期入院等により住宅を失った被保護者分について、市が支弁した保護費、保護施設事務費等の4分の1に相当する分について、県負担金を受け入れたものであります。

次に、56ページをお開きください。

17款3項2目民生費委託金、保護課分は

58ページになります。

3節生活保護費負担金、収入済額17万5,149円は、生活保護世帯の中から家計簿をつけていただき、支出状況等の調査を行う経費について、県から受け入れたものでございます。

次に、70ページをお開きください。

22款5項4目雑入、1節雑入の保護課分は、76ページをお開きください。

備考欄上から一つ目の米印、医療扶助費返還金（医療機関分）は、本来、医療費の過誤調整が生じた場合、医療機関側が支払元の基金へ返還し、基金側が自治体へ支払うこととなりますが、この事務を行うと当該基金の事務が煩雑になることから、返還の場合は、医療機関側が直接自治体へ行うこととなっております。

今回は、当該医療機関へ会計検査員の実施検査が行われた結果、過誤調整が確認されたため、九州厚生局の指示により、医療機関から直接本市へ返還されたものでございます。

次に、その下、生活保護返納金でございます。生活保護返納金（滞納分）は、過年度分の保護費返納金で、その下、生活保護返納金は、現年度分の保護費返納金、その下、生活保護徴収金は、現年度分の生活保護法第78条に規定する生活保護費の不正受給と判断した分の徴収金でございます。

次に、その下、自動車損害賠償受入金は、生活保護利用者が交通事故にあった際、入院等を医療扶助で支弁しており、示談成立後、損害賠償金として保険会社より受け入れたものでございます。

次に、その下、生活保護徴収金（加算）は、法第78条、生活保護の不正受給に対する徴収金への加算金になります。法第78条では、保護費を支弁した都道府県の長及び市町村長は、不正受給の徴収金に加え、特に悪質な不正受給については、徴収金に40%を乗じて得た額以下の金額を加算して徴収できることとなっております。今回の徴収金への加算につきましては、本市の生活保護の不正受給に係る徴収金への加算基準に基づき、課内でケース診断会議を開催し、組織的な検討を行った上で100分の10を加算したものでございます。

不納欠損につきましては、1件の5万9,760円であります。被保護者死亡により扶養義務者から相続放棄申述受理書が送付されたた

め、徴収不能になったものでございます。

収入未済額は138件、2,221万6,874円でございます。これらは、保護費の返還金及び徴収金でございますが、徴収については組織的・計画的に鋭意取り組んでいるところであります。しかし、いずれも生活困窮者であり、生活に余裕のないところから徴収することとなり、非常に厳しい状況であります。あわせて、再発防止にも努めなければならないところでありますが、ケースワーカーは、日常あらゆる場面において、収入が発生した場合は報告するよう、家庭訪問や文書の送付等を行っていますが、生活保護世帯は約730世帯、人員約870人と、ケースワーカーの苦労も一段と大変な状況でございます。

新型コロナウイルス感染症も5類になり、以前の日常に戻りつつありますが、これまで国等の支援制度で生活をしのいでいた世帯も多かった中、生活再建ができなかった世帯等は、今後、生活保護が必要になる人が増える可能性もあることから、今後も生活困窮者に寄り添い、各種相談及び自立の助長、適正保護に努めてまいります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）二つほど、ちょっとお尋ねしたいと思います。

一つは、前、国会で生活保護バッシングみたいなのがいっぱいあって、それで、芸能人のことを取り上げたりとかいうことがあったんですが、その後、亡くなられた安倍元首相が国会の答弁の中で、生活保護は権利であるということをはっきりと答弁されたわけです。

全国各地でも、権利であるということをコミニカルするという取組が始まったんですが、本市においても、そういう取組がされているかどうかということをお尋ねしたいです。

○委員長（阿久根憲造）決算のことを。

○委員（井上勝博）だから、令和4年度からの努力をされているかどうかということ。こじつけじゃなくて。

[発言する者あり]

○委員（井上勝博）まあいいや、じゃあ分かった。

それと、自動車の保有の問題というのが、やっ

ぱりネックになるんです。やっぱり都会と過疎地と違いますか、自動車がなくてどうしても活動ができないという場所を一律にしているものだから、このことが大きいと思うんです。

ただ、通院とか職場に通うとか、どうしても職場に通うために必要だという方については保有が許されると思うんですが、何件ぐらい、そういう方いらっしゃるんですか。

○保護課長（新川皇祐）これは9月1日現在でございます。通勤用が12台、障害者等の通院用が10台となっております。合わせて22台を容認しております。

○委員（川添公貴）保護者が870名ぐらいおいでだということだったんですけど、その中で、特別永住者証明書を持っていらっしゃる方が何名いらっしゃるのか、それを知りたいのが1件。

それから、生活保護の扶助の中で、医療費扶助があるわけですが、その中で病院施設に通う分は分かるんですが、病院、医療施設に行く足、通院手段ですか。これも、たしか保護の対象になっていたと思うんですが、それがどれぐらいあるのか。その2点を教えてもらえますか。

○保護課長（新川皇祐）まず、特別永住者の許可書を持っている方は、現在1世帯1名おります。

それと、通院用の経費なんですが、障害を持っている方、今、言ったように10台は保有を認めております。そのほかの方で通院が必要な方については、主治医にまず、意見を聞くようになっています。主治医の先生に、この方は公共交通機関で通院が可能なのか、公共交通機関では無理なので、タクシーでの送迎ということを確認しまして、その後、意見書を頂いて、その上で公共交通機関が大丈夫な人につきましてはバス代とか電車代、そういう公共交通機関が無理な方については、介護タクシーとか普通のタクシー代を認めております。

○委員（川添公貴）適正に運用されているということで理解しました。というのは、大阪市なんですけれども、ここが約20%ぐらいが生活保護で、うち永住者の方がほとんどだということがあった。それと、タクシーで通院される方が、これもこの前テレビでやっていたんですけども、了解しました。しっかりと困窮者に対してはケアし

なければいけないので、それはそれとして適正にやっていたらという事で理解しました。

○委員（犬井美香）今の医療扶助に関してなんですけど、生活扶助費よりも倍以上、この医療費扶助がかかっているというところがあるので、疾病を抱えているからこそ保護に至るところもあると思うんですが、どのような疾病、上位の疾病の病名がわかりますか。

○委員長（阿久根憲造）病名がわかりますか。

○保護課長（新川皇祐）やはり、高血圧とか糖尿病とか、三大成人病というところが多く感じております。

○委員（犬井美香）それは、やはりそういう疾病を抱えてから保護に至るほうが多いですか。それとも、困窮してから保護を受けるようになって、その後、そういう疾患にかかるという方もやっぱりいらっしゃいますか。

○保護課長（新川皇祐）やはり、そういう病気になるってから、治療費が大変ということで来られる方も多いです。

ただ、保護を受けながらも、そういう病気になる方もいらっしゃいます。

○委員（犬井美香）そういう意味も含めて、市民の予防的な管理というのは、この保護世帯も含めてなんですけど、とても重要だなというのをこの数字を見て改めて感じました。また、保護世帯の方々にも、そういう医療的な知識はもちろんあるのかもしれないんですけど、やはり生活状況が少し劣悪な場合は、なかなかそういうところに目が向かないというところもあると思いますので、また、よろしく願いいたします。

○委員長（阿久根憲造）ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、子育て支援課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○保健福祉部長（小柳津賢一）それでは、子

育て支援課の令和4年度の主要施策の成果につきまして、概要を御説明いたします。

決算附属書の83ページをお願いいたします。

子育て支援課の令和4年度の決算額ですが81億8,796万9,840円でございます。

主な取組でございますが、1番、子育てと仕事が両立できる環境づくりといたしまして、延長保育や一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、育児リフレッシュ事業等を行っております。

また、児童福祉施設整備事業により認定こども園の整備を実施いたしましたほか、保育士等の職務改善のための賃金改善に関する助成や、保育所等における給食費に関する助成を行っております。

少し飛びます。85ページの上のほうでございます。

2番、生活を支える子育て支援の充実におきましては、児童手当、児童扶養手当を支給いたしましたほか、子育て世帯への生活支援対策といたしまして、臨時特別給付金の支給等をそれぞれ行っております。

86ページをお願いいたします。

3番、児童クラブの拡充におきましては、放課後児童クラブへの各種助成を行っております。

次に、87ページをお願いいたします。

4番、特定教育施設地域型保育事業の運営におきましては、市内の認定こども園、保育所、地域型保育事業所、へき地保育所等におきまして、乳幼児の保育を行いましたほか、保育士の負担軽減を図るため、働きやすい職場環境の整備に関する助成を実施いたしております。

88ページの中ほどでございます。

5番、独り親家庭等の生活の安定と向上では、独り親家庭等への医療費の助成や、母子家庭等の自立促進のための能力開発、資格取得への支援を行っております。

同ページ下のほう、6番、子どもの健康と福祉の充実では、高校修了年齢までの子どもの医療費の全額助成を行っております。

○委員長（阿久根憲造）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○子育て支援課長（前門宏之）子育て支援課の令和4年度決算について説明します。

まず、歳出について御説明しますので、決算書

104ページをお開きください。

2款1項6目企画費、事項少子化対策事業費のうち、本課分の支出済額1,903万3,560円で、主なものは子育て応援券支給事業において使用された応援券の各事業者への換金分補助金になります。

次に、134ページをお開きください。

3款3項1目、児童福祉総務費のうち、本課分の支出済額9億85万6,703円、送迎用自動車への安全措置導入補助事業分の420万5,000円を令和5年度に繰り越しております。主なものは、備考欄、事項児童福祉管理運営費は、子ども・子育て支援会議の委員報酬、職員及び行政事務専門員等の人件費、地域子育て支援センターの委託料等、136ページに入りますが、障害児保育事業補助金等、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金になります。国庫支出金等精算返納金については、令和3年度の特別給付金等の事業費確定精算によるものです。

次に、事項児童福祉施設整備費は、認定こども園の建て替え工事に係る補助金になります。

次に、事項利用者支援事業費は、教育・保育施設等の利用をサポートするため、本課内に業務専門員2名を配置する事業分になります。

次に、事項保育対策総合支援事業費は、保育所等における事故防止、ICT化等への取組に係る業務効率化推進事業補助金と、保育所等への保育体成長化事業補助金等になります。

2目児童措置費の支出済額15億9,029万3,109円で、138ページに入りますが、主なものは、児童手当及び子育て世帯への臨時特別給付金分であり、国庫支出金等精算返納金は、令和3年度分の児童手当と臨時特別給付金の事業費確定精算によるものです。

3目児童館費の支出済額3億6,851万6,628円で、放課後児童クラブへの運営補助金や児童クラブの改修に係る施設整備補助金等であり、国庫支出金等精算返納金は、令和元年、2年、各年度分の同事業に伴う精算返納によるものになります。

4目保育園費の支出済額43億5,153万68円で、主なものは、下甌保育園の保育士業務専門員と会計年度任用職員に係る人件費、里保育園の指定管理委託料、下甌保育園の中庭改修工事。

扶助費として、保育所、認定こども園等の運営費並びに幼稚園等の預かり保育等に係る助成としての施設等利用給付費であり、国庫支出金等精算返納金は、同事業に伴う確定精算によるものになります。

5目母子福祉費のうち、本科分の支出済額5億9,246万5,775円で、主なものは、事項母子福祉対策事業費は、ひとり親家庭等医療費助成及び母子家庭等児立支援給付金の扶助費等になります。

次に、事項児童扶養手当福祉費は、140ページに入りますが、児童扶養手当及び特別給付金に係る扶助費になります。なお、同事項の国庫支出金等精算返納金は、令和3年度分事業費確定に基づく精算分になります。

次に、144ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費の本科分の支出済額3億6,527万3,997円、うち、主なものは、備考欄の三つ目の丸、事項子ども医療費助成費に係る扶助費になります。

ここで、50万円以上の流用対応状況について説明しますので、別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。

本課分は、3ページの4番目の1件になります。

本件については、下甌保育園中庭の遊具の立てつけが悪く、園児の安全確保のため、記載のとおり80万3,000円を扶助費から工事請負費に流用し、執行したものです。安全確保を最優先し、補正対応とせず、予算利用させていただいたものになりますことを御了承ください。

続きまして、歳入について説明しますので、決算書22ページをお開きください。

14款2項1目3節児童福祉費負担金の主なものは、24ページに入りますが、記載のとおり、保育所等の保護者負担金であり、収入未済は主に保育園の保育料です。

また、不納欠損の内訳としては、保育園滞納分で、平成13年度から平成29年度までの分になります。

次に、36ページをお開きください。

15款2項2目1節民生手数料で、本科分は、備考欄の児童手当受給証明手数料になります。

次の2節督促手数料は、保育料の督促手数料であり、先の保育料の不納欠損に係る督促手数料、

収入未済は3万2,000円となっております。

次に、38ページをお開きください。

16款1項1目3節児童福祉費負担金のうち、本科分は、児童手当交付金、児童扶養手当負担金、保育所運営費等に係る子どものための教育保育給付交付金等です。

次に、42ページをお開きください。

16款2項2目3節児童福祉費補助金の主なものは、保育所等整備交付金、低所得の子育て世帯への特別給付金に係る交付金、保育士等处遇改善臨時特例交付金、母子家庭自立支援給付金事業補助金や放課後児童クラブや延長保育等に係る子ども・子育て支援交付金等になります。

なお、収入未済については、令和5年1月16日専決処分させていただきました、送迎用自動車への安全装置導入補助事業に係る補助金になりますが、年度内の事業開始が見込めなかったため、所要額を令和5年度に明許繰越ししたものになります。

次に、46ページをお開きください。

17款1項1目3節児童福祉費負担金のうち、本科分は48ページになります。備考欄記載の児童手当負担金、保育所運営費に係る子どものための教育保育給付及び子育てのための施設等利用給付の交付金です。

次に、50ページをお開きください。

17款2項2目3節児童福祉費補助金の主なものは、認定こども園運営費の一部補助に係る子どものための教育保育給付費、地方単独使用補助金や放課後児童クラブなどの各種事業に係る地域子ども・子育て支援事業費補助金、ひとり親家庭医療費助成事業費補助金等になります。

次に、同項3目1節保健衛生費補助金のうち、本科分は備考欄に記載の子ども医療費助成事業費補助金になります。

次に、60ページをお開きください。

18款1項1目1節土地建物貸付収入のうち、本科分は、備考欄の中段あたりに記載の貸地料で、市有地を活用して運営している認定こども園と電柱・電話柱設置に係る貸地料になります。

次に、66ページをお開きください。

19款1項1目1節総務費寄附金のうち、本科分は2項目め、コロナ禍中、子育て世帯への支援の一助として寄附を頂いたものになります。

次に、22款5項4目雑入のうち、本科分は76ページになります。備考欄に記載の児童扶養手当などの返納金及び児童クラブ運営補助金返納金等になります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）多子世帯の軽減が、無認可、認可外の保育所には支援事業があるということが書いてあるんですけど、認可の保育園については、予算の中にどういうふうな形になっているのかと思ひまして、教えていただけますか。

○子育て支援課長（前門宏之）附属書の84ページ、(6)にあるところだと思います。こちら、御指摘いただいているところだと思います。子育て世帯の経済的負担の軽減策としまして、認可外保育施設について実施したというところですか。そこでいいですか。

認可分については実施されておられません。

○委員（井上勝博）理解できなかったもので、これは認可保育施設等に在籍する方についても軽減事業があるわけで、それを認可外に実施しているということで市の予算を組んでいるわけですが、認可されている保育園については、これはどういう形でお金が支援されるのかという、そういう質問です。

○子育て支援課長（前門宏之）ちょっと説明が悪かったと思います。申し訳ございません。

認可分については、制度の中で、きちっとした形で負担を頂いております。認可外の分は、それらが適用されないため、独自で、こういった形で補助しております。

数字としては、決算の中では明確には表示されていないことを御了承ください。

○委員（井上勝博）これも前、問題になったんですけども、大分前に問題になったんで、ちょっと私、忘れていたのですが、しかし最近、保護者の方から、多子世帯で第2子、第3子が無料になったのはいいけれども、逆に給食費は有料になったんですよという話を聞いたのですが、決算のほうには、保育所等給食支援事業費補助金というのがあるのですが、それとの関係はあるのかなということなんです。

○子育て支援課長（前門宏之）運営に関して、

いろんな補助金を幾つも充てていくんですけども、給食費に関しては別の補助金が当たっておりますので、ここにちょっと明確に出てこなくて申し訳ございません。

○委員（井上勝博）以前は市が、たしか独自に第2子、第3子については保育料を支援していた。そのときには給食費も無料だったんだけど、国が制度として始めたら、給食費が有料になったと聞いたんですけど、それは認識違いなんでしょうか。

○子育て支援課長（前門宏之）担当に答弁させます。

○保育グループ長（田中大蔵）平成元年10月から、副食費の自己負担という形で徴収することになりました。

○委員長（阿久根憲造）ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、保険年金課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○保健福祉部長（小柳津賢一）私のほうから、保険年金課の令和4年度の主要施策の成果につきまして、概要を説明しますので、附属書の96ページをお願いします。

まず、保険年金課の一般会計でございます。令和4年度決算額でございますが27億3,447万6,101円です。

主な取組でございますが、すぐその下、1番、国民年金に関することといたしまして、年金受給権の確保を図るための各種相談受付等を行うとともに、各種免除制度の周知ですとか申請受付、広報活動等を実施いたしております。

97ページをお願いします。上のほうです。

国民健康保険事業の推進におきましては、国保事業特会への繰出金の支出等を行っております。

その下、3番、後期高齢者医療事業の推進におきましては、長寿健診、人間ドック助成、それから後期高齢者特会への繰出金の支出等を行ってお

ります。

次に、特別会計でございます。

98ページからが、国民健康保険事業特別会計になります。

国民健康保険事業特別会計の令和4年度決算額は109億3,985万3,072円になりました。なお、保険者、被保険者の数、保険給付の状況等については、記載のとおりですので、詳細は説明を省略させていただきたいというふうに思います。

次に、100ページをお願いいたします。この100ページからは、後期高齢者医療事業特別会計になります。

後期高齢者医療事業特別会計の令和4年度決算額は14億2,063万5,793円になりました。なお、こちらにつきましても、保険料、被保険者の数、保険料の納付状況等について記載しておりますけれども、詳細は省略させていただきたいと思います。

○委員長（阿久根憲造）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、歳出のほうから御説明を申し上げます。

決算書の130ページをお開きください。下段でございます。

まず、3款1項4目国民年金費は、支出済額1,448万3,498円で、支出の主なものは、1節の業務事務専門員等2人分の報酬、及び老齢基礎年金等の裁定請求や被保険者の異動処理等、相談業務などに要した経費でございます。

次に、150ページを御覧ください。

4款1項5目国民健康保険対策費は、支出済額8億7,581万1,752円で、支出の主なものは、職員16人分の給与費等でございます。令和4年度の繰出金につきましては、備考欄の保険基盤安定分から、未就学児均等割保険税分の財政支援分でございます。法定内の繰出し分でございます。

次に、同項7目、後期高齢者医療対策費につきましては、支出済額18億4,418万851円で、支出の主なものは、12節委託料の長寿健康審査等委託料、及び18節負担金補助及び交付金の鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金、並びに27節繰出金の後期高齢者医療特別会計への保険基盤安定繰出金でございます。

歳出については以上でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前にお戻りいただきまして38ページの下段でございます。

16款1項2目保健衛生費負担金において、1節国民健康保険医療費助成負担金は、国民健康保険事業特別会計へ国民健康保険基盤安定負担金と未就学児均等割保険税を繰り出す経費のうちの国庫負担分の歳入でございます。負担率は、国2分の1、県及び市4分の1となっております。

次に、46ページを御覧ください。

中段の同款3項2目民生費委託金において、1節社会福祉費委託金のうち、保険年金課分は国民年金事務費交付金でございます。本事務交付金は、国におきまして標準的な経費を基準額として定め、それに地域補正計数等乗じて算出をされ、交付されるものでございます。

続いて、48ページを御覧ください。

中段の17款1項2目衛生費負担金においては、2節と3節が保険年金課分となります。

2節の国民健康保険医療費助成負担金は、国民健康保険事業特別会計へ国民健康保険基盤安定負担金として繰り出す経費のうちの県の負担分でございます。負担率は、保険税軽減分、県4分の3と、保険者支援分、県4分の1、未就学児均等割保険税分、県4分の1となっております。

3節後期高齢者医療費助成負担金につきましては、後期高齢者医療事業特別会計へ後期高齢者医療保険基盤安定負担金として繰り出す経費のうち、県負担分の歳入でございます。負担率は、県4分の3でございます。

続きまして、76ページを御覧ください。

22款5項4目、雑入につきまして、保険年金額につきましては、77ページの備考欄の下段分になります。

まず、後期高齢者医療保険者返納金につきましては、長寿健診と人間ドックの二重受診に伴います人間ドック補助金の返納分でございます。その下の、後期高齢者医療市町村給付費負担金返還金につきましては、令和3年度の同負担金の精算確定に伴います超過納付分の返納分でございます。

また、その下の二つ、後期高齢者医療制度補助金及び後期高齢者医療制度特別対策補助金につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合より

受け入れておりますけれども、国庫支出金に該当しないため、雑入で受け入れているものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、議案第101号決算の認定について（令和4年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）のうち、本委員会付託分の質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

ただいま、討論の声がありましたので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）今回の決算で一番問題になるのが、やはりマイナンバーカードであります。国民にポイントを付与できるということで普及したものの、実際にはカードの必要性ではないということで、そういう押しつけで多額の予算を使っているということについては問題だと思います。

それから、自衛官の適齢者名簿の提出についても、今年度からは除外申請も始まりましたが、しかし、令和4年度については全員の名簿が提出されているという問題がありますので、反対いたします。

○委員長（阿久根憲造）次に、賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（阿久根憲造）起立多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第107号 決算の認定について
(令和4年度薩摩川内市国民健康保険事業
特別会計歳入歳出決算)

○委員長(阿久根憲造) 次に、議案第107号決算の認定について(令和4年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算)を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長(山元 茂) それでは、歳出の方から御説明申し上げます。

294ページを御覧ください。

1款総務費は、支出済額2,374万239円で、歳出の主なものといたしましては、1項1目一般管理費の国民健康保険被保険者証作成等業務委託、同項2目、連合会負担金の国民健康保険団体連合会への負担金、2項3目賦課徴収費の国民健康保険税の納付書等作成業務委託、3項1目運営協議会費の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員報酬12名分でございます。

続きまして、2款保険給付費につきましては、支出済額82億1,225万5,008円で、296ページまでにかけての療養諸費、高額療養費、葬祭諸費、移送費、出産育児諸費、傷病手当金をそれぞれ支出いたしております。

件数等につきましては、備考欄及び決算附属書の98ページ並びに決算資料の29ページから30ページに記載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

続いて、同款保険給付費に係る50万円以上のそれぞれの不用額につきましては、給付費等の伸び率を勘案いたしまして予算措置は行っているんですけども、結果といたしまして実績等の差額が不用額となり、発生したものでございます。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、支出済額23億4,638万9,280円で、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分をそれぞれ県に納付するものでございます。

次に、298ページから300ページにかけての8款保険事業費につきましては、支出済額1億3,525万8,540円でございます。

298ページの1項特定健診保健指導事業費におきましては、保健師業務専門員2人の報酬や特定健診の経費を、2項保健事業費におきましては、

1目疾病予防費で診療報酬明細の委託でありますとか、人間ドック利用補助金、4目医療費適正化特別対策事業費におきましては、保健師業務専門員4人の報酬並びにジェネリック医薬品差額通知などの執行をいたしましたほか、300ページを御覧ください。9目早期介入保健指導事業におきまして、特定健診の要指導でない予備軍の方に対しまして、早くから生活習慣病の改善指導を行います早期介入保健指導事業を実施したところでございます。

続きまして、9款基金積立金につきましては、支出済額7,955万3,000円で、国民健康保険基金で発生した利息相当分と、令和3年度決算繰越しの一部を基金に積み立て、今後の国保事業の運営の不足に対する備えのために基金に積み立てたものでございます。

続きまして、11款諸支出金につきましては、支出済額1億4,265万6,681円で、1項償還金及び加算金のうちに、1目一般被保険者保険税還付金につきましては、国民健康保険税の過年度還付金となっております。

また、4目保険給付等交付金償還金につきましては、備考欄を御覧ください。国民健康保険給付等交付金の交付額確定に伴います返還金等ございまして、内訳につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、2項繰出金につきましては、支出済額7,270万9,000円で、直営診療施設勘定への繰出しと収納率向上特別対策事業といたしまして、一般会計へ繰り出したものでございます。

続きまして、302ページを御覧ください。

12款1項1目予備費につきましては、当初1,000万円を予算措置しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策に係ります国保税の減免申請の発送のため、1款2項3目賦課徴収費の通信運搬費のほうに44万7,000円、2款6項1目傷病手当金の負担金補助及び交付金に41万円を流用いたしまして、合計85万7,000円を執行しました。

続きまして、議会資料の3ページのほうを御覧ください。

令和4年度決算に係ります50万以上の節間流用の一覧の表でございしますが、その表の5番目を御覧ください。5番目が保険年金課分となります。

保険年金課におきましては、1款2項3目の賦課徴収費におきまして、被保険者の国民健康保険税算定方式改定通知を行う費用を、当初、郵送費を含めました12節委託料により執行する予定でございました。しかし、執行段階におきまして、11節役務費での執行と振り分けたほうが適正と判断いたしましたものですから、12節委託料から12節役務費のほうに通信運搬費分のみを移行して86万4,000円を流用し、執行したものが1件ございました。

歳出については以上でございます。

続きまして、歳入について御説明のほうをさせていただきます。

288ページを御覧ください。

歳入の1款国民健康保険税及び2款1項2目督促手数料、並びに290ページの11款1項延滞金加算金及び過料につきましては、税務課より御説明を申し上げることとなりますので、まず初めに、税務課より決算状況を説明した後に、保険年金課関係の御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○税務課長（川畑 央） 国民健康保険税の収納状況につきましては、収納課分も併せて説明いたします。

歳入歳出決算書、事項別明細書の288ページを御参照ください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は、収入済額14億3,853万7,111円です。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、収入済額103万1,915円です。退職被保険者等国民健康保険税については、制度が廃止されているため、現年度分の課税は発生しておりません。

結果として、一番上の行になりますが、国民健康保険全体では、収入済額が14億3,956万9,026円です。

不納欠損額につきましては、一般分で2,619万393円、退職分で99万6,276円、合計2,718万6,669円で、件数は2,110件です。不納欠損処分の主な理由は、担税力未回復によるものが1,644件、時効によるものが326件、ほか所在不明等です。

次に、収入未済額ですが、現年度分が989人で9,318万560円、滞納繰越分が

1,554人で4億5,452万9,051円、合計で2,543人で、5億4,770万9,611円です。備考欄、歳入還付未済額は合計で31万3,884円となります。

次に、2款使用料及び手数料1項手数料2目1節督促手数料は、収入済額95万818円で、不納欠損額は19万4,000円で、これは本税の不納欠損に伴うものです。収入未済額は216万1,350円です。

次に、290ページをお開きください。

11款諸収入1項延滞金加算金及び過料は、1目一般被保険者及び2目退職被保険者等の延滞金で、収入済額1,562万9,602円、次の過料はございません。

最後に、国民健康保険の加入状況ですが、世帯数で1万2,188世帯、被保険者数は1万7,535人です。加入割合にして、全世界帯の26.19%、全人口の19.09%となっております。

○保険年金課長（山元 茂） 288ページ下段を御覧ください。

6款2項1目保険給付費交付金におきまして、本市における医療費等に係る1節普通交付金、及び備考欄に記載の2節特別交付金として交付されたものでございます。

続きまして、290ページを御覧ください。

8款1項1目利子及び配当金につきましては、国民健康保険金等の利子収入分でございます。

続きまして、9款1項1目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児金繰入金に加えまして、令和4年度より8節未就学児均等割保険税繰入金を含めた法定内繰入れを行っております。

また、9款2項1目国民健康保険金繰入金につきましては、本年度は1億3,441万6,000円を繰り入れいたしております。

続きまして、10款繰越金は、令和3年度からの純繰越金でございます。

続いて、下から2行目です。11款3項2目一般被保険者第三者納付金は、交通事故等におきまして国保により治療を受けた場合、その費用を加害者から損害賠償金として受け入れるもので、国保連合会からその分を納付されたものでございます。

続きまして、292ページを御覧ください。

4目一般被保険者返納金は、収入額429万6,336円でございます。この返納金につきましては、資格喪失後の受診や負担割合変更に伴います一部負担金の返納分でございます。毎年発生するものでございます。その都度、納付依頼を行っておりますけれども、結果といたしまして44名分が収入未済となったものでございます。

詳細につきましては、決算資料の178ページ、収入未済額の内訳に記載しておりますけれども、この返納金につきましては、保険者間の調整ができる分がほとんどでございますけれども、本人同意などの手順に時間を要するため、未納が多くなっているものでございます。誠に申し訳ございません。

続きまして、6目雑入につきましては、雇用保険個人掛金などを受け入れております。

続きまして、304ページを御覧ください。

実質収支につきましては、歳入総額110億1,242万1,000円、歳出総額109億3,985万3,000円で、歳入歳出差引額7,256万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は同額の7,256万8,000円となっております。

次に、財産に関する調書につきましては、保険年金課におきましては二つの基金がございますけれども、詳細につきましては363ページ及び364ページに記載しているとおりでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）一つは、令和4年度で短期証が何人だったのか、それから資格証、これ何月というのがあると思いますけど、何月時点というのは一番多いときでどのぐらいだったのかということをお教えいただきたい。

それから、滞納世帯なんですけど、滞納金額は分かるんですけど、滞納世帯とその割合を現年分と滞納分に分けて教えていただきたい。

それから、先ほどちょっと聞いたのですが、国保の差押えは何件で金額は幾らかということです。すみませんが、ちょっと多いですけどもお願いします。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、まず

私のほうから御質問がありました短期証の発行の件数を申し上げたいと思います。

最新の数字でよろしいでしょうか。令和4年度の実績数がよろしいでしょうか。

[「令和4年度」と呼ぶ者あり]

○保険年金課長（山元 茂）ちょっと、3月31日時点の数字、ちょっと時間がかかりますのでお待ちください。最新のものしか持ってきておりません。申し訳ありません。

○税務課長（川畑 央）令和4年度の滞納世帯につきましては1,970世帯となっております。

現年度と過年度に分けては、現年度が989世帯、過年度が1,554世帯となっております。

それと、差押えの件数につきましては、国保税につきまして48件、金額で申しまして約1,600万円の執行をしているところでございます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、令和5年3月末時点の数字で申し上げます。短期証の発行枚数が444世帯でございます。資格証の発行世帯が64世帯でございます。令和5年3月末時点でございます。

○委員長（阿久根憲造）ほか、ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

ただいま、討論の声がありましたので、討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）制度がもう、破綻しているというふうにも言われております。今、言われた数字でも明らかだと思えます。

それで、全国知事会も1兆円を入れて、少なくとも中小業者の従業員が入っている保険があるんですけども、その保険並みにすべきだと、協会けんぽ並みにすべきだということで、知事会は、1兆円は国の負担で出せというふうに要求しているわけです。

ですので、やはり高過ぎる国保税の引き下げのために、何とかしていただきたいというふうに思います。国保税特別会計に反対いたします。

○委員長（阿久根憲造）次に、本件算の認定に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（阿久根憲造）起立多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第110号 決算の認定について
（令和4年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第110号決算の認定について（令和4年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、決算書の352ページを御覧ください。

1款2項1目徴収費でございますが、支出済額21万7,406円で、こちらのほうは保険料徴収済みに係ります経費でございます。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額13億9,894万6,600円で、こちらのほうは広域連合への保険料を取る納付金でございます。徴収いたしました保険料と保険基盤安定負担金を合わせて納付するものでございます。

続きまして、3款1項1目健康保持増進事業費では、支出済額2,095万6,687円で、こちらのほうは高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施推進事業に係る経費でございます。支出の主なものにつきましては、支援専門員4名分の報酬及び職員1名の給与と事業に係る各種経費でございます。

続いて、5款1項1目保険料還付金につきましては、支出済額51万5,100円で、こちらは、過年度保険料について所得構成等により被保険者へ還付したものでございます。

歳出については以上でございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

前にお戻りいただきまして、348ページのほうを御覧ください。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、収入済額9億5,889万5,700円でございます。令和4年度の収納状況についてでございますけれども、後期高齢者医療保険料の徴収方法といたしましては、年金天引によります特別徴収と普通徴収がございます。

1目特別徴収保険料分につきましては、収入済額6億4,995万3,500円で、還付未済額が44万2,100円でございます。

2目普通徴収保険料分につきましては、1節現年度分は、収入済額3億428万5,300円、収入未済額408万2,100円でございます。

また、2節滞納繰越分は、収入済額465万6,900円、不納欠損額3万5,500円、収入未済額482万4,300円でございます。なお、不納欠損額3万5,500円につきましては、保険料の時効成立2年が経過することから不納欠損をいたしたものでございます。8人分の11件でございます。時効成立理由といたしましては、本人死亡によるものや納入困難者が主なものでございます。

滞納繰越分まで含めました収入未済額につきましては890万6,400円で、収納対策といたしまして、隣戸訪問や電話、納付書・納付誓約書等によりまして時効中断を行うなど、収納向上に努めておるんですけれども、今後も、口座振替の推進や年金支給月を中心に徴収計画を立てるなど収納向上に向けて頑張っていきたいと考えております。なお、還付未済額につきましては、死亡等の理由によりまして保険料を返還する必要がありますけれども、御遺族の口座等の確認に時間を要することなどから、今年度の末をめどにして処理をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、2款1項2目督促手数料につきましては、収入済額は12万6,600円となって

おり、保険料と同様1,100円を不納欠損処分いたしたところでございます。

続きまして、4款1項1目一般会計繰入金は、一体的実施推進事業に従事する職員1名分の人件費分を繰り入れております。

続いて、4款1項2目保険基盤安定繰入金につきましては、調定額、収入額共に4億3,998万4,900円で、低所得者に係る保険料軽減分を公費で補填するものでございます。

続きまして、6款2項1目保険料還付金につきましては、保険料の還付分について広域連合からの返還を受け、被保険者へ返すものでございます。

次に、5項雑入につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療制度特別対策補助金を受け入れておりますけれども、国県支出金に該当しないため、雑入で受け入れているものでございます。こちらのほうは、歳出で御説明いたしました高齢者の保険事業と介護予防事業の一体的実施推進事業に係る補填分でございます。

次に、354ページを御覧ください。

実質収支に係ります調書について御説明いたします。

歳入総額14億2,258万4,000円に対しまして、歳出総額14億2,063万6,000円で、歳入歳出差引額は194万8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は同額となっております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）令和4年度から窓口負担が2割になった方がいらっしゃると思うんですけども、どのぐらいいらっしゃるのか、その割合も教えていただきたい。

それから、資格証が何人で割合はどのぐらいか。滞納世帯についてこれ、金額は分かるんですが、世帯はどのぐらいあるのか教えていただきたいと思っております。

○高齢者医療グループ長（西 浩行）2割負担の被保険者の方が1,883人で、割合が11.8%になります。

あと、短期証でよろしかったですか。短期証は、2か月証が12名、1か月証が4名の合計16名になっております。

○委員長（阿久根憲造）滞納世帯が分かりませんか。

○高齢者医療グループ長（西 浩行）滞納が83人でいらっしゃいます。

○委員長（阿久根憲造）ほか、ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

ただいま、討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）令和4年度、コロナ禍で高齢者の命と生活、健康をどう守るかというときに、窓口負担が2倍になった方が11.8%もいらっしゃるということは、これは非常に憂慮すべき問題だと思います。高齢者になれば、医療費が安くなると思っている人たちがやっぱりがっかりされていると思います。

後期高齢者医療制度は、もともと年齢で打ち切って、区切って高齢者を差別するものです。日本共産党は廃止を要求しております。特別会計に反対いたします。

○委員長（阿久根憲造）次に、本決算の認定に賛成の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（阿久根憲造）起立多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で保険年金課の審査を終わります。

△水道局の追加審査

○委員長（阿久根憲造）最後に、水道局の午

前中の答弁漏れの回答を頂きます。報告をお願いします。

○水道局（今井功司）水道局でございます。水道局の審議の際に答弁させていただきました訂正を1点と、説明が不足しておりました点がございましたので、そちらについて説明をさせていただきたいと存じます。

まず、訂正のほうでございますが、下水道事業会計の固定資産の減価償却の方法につきまして、定率法で処理していると答弁いたしました。定額法により処理しております。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。（21ページで訂正済み）

○経営管理課長（橋口公男）別冊の下水道事業会計決算書24ページを御覧ください。

汚水処理原価の計算式にある公費負担分の内訳についてのお尋ねがありました。お答えをいたします。

公費負担分は、雨水処理費と分流式下水道等に要する費用となっております。汚水処理分は、決算書の31ページ、1款2項2目一般会計負担金の508万1,000円のうち295万5,923円であり、支出側では33ページ、2目ポンプ場費に充てております。

分流式下水道等に要する経費は、減価償却費と企業債利子を加え、長期前受金戻入を差し引いた額になり3億2,070万2,049円となります。財源は、一般会計補助金となります。

先ほどの雨水処理分の295万5,923円との合計で、公費負担分は3億2,365万7,970円となります。

○委員（川添公貴）ということは、その他負担金ということで決算書の中に4億幾ら入っていたんだけど、その中の一部がその計算式の中に入っているということで理解してよろしいんですね。ちょっと、雨水分については別途の分と、4億の中の一部と雨水の分とを足して、それで下水道事業の立米当たりの単価計算をしたということですよ。原価が立米当たり207円だったかな、それで入りが160幾らだったと思う。

何を言いたかったかということ、やはり原価率が高いと市民の負担が増えるんでしょうけれども、利用者負担、受益者負担ということを見ると、接続率が上がっていかない状況の中で上げるべき

じゃないのか、幾らか立米単価をもらうやつをですね。それが一つ。

繰出して、上水道事業と下水道事業は違うんだけど、同じ水道事業の公会計の中で、上水道事業の中で若干利益が出たら、例えば下水道事業のほうに貸付けをして、貸付流用をして原価率を下げるとかという方法もあり得るのかなと思って聞きました。どうこうということではないんだけど、やっぱり、何回も言いますが、受益者負担を考えたときにその原価率をしっかりと見て、上げていくべきじゃないのというところでした。

定率法と定額法は分かりました。大きな右と左だと。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（阿久根憲造）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（阿久根憲造）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会
委員長 阿久根 憲 造